

地域貿易協定における原産地規則の影響： テキスタイル及びアパレルにおける考察

NAKAOKA, Maki / 中岡, 真紀

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

128

(発行年 / Year)

2020-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第474号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2020-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(経済学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00023028>

法政大学審査学位論文

地域貿易協定における原産地規則の影響
ーテキスタイル及びアパレルにおける考察ー

中岡 真紀

目次

第1章 研究目的と論文構成

第2章 地域貿易協定の概要

- 2-1 はじめに
- 2-2 WTO と地域貿易協定
- 2-3 日本の地域貿易協定
- 2-4 他国の地域貿易協定
- 2-5 先行研究
- 2-6 実証分析
- 2-7 おわりに

第3章 原産地規則

- 3-1 はじめに
- 3-2 原産地規則とは
- 3-3 世界の原産地規則
- 3-4 先行研究
- 3-5 RoO Index の構築
- 3-6 各 EPA RoO Index の検証
- 3-7 おわりに

第4章 直接投資と原産地規則

- 4-1 はじめに
- 4-2 地域貿易協定と投資
- 4-3 先行研究
- 4-4 実証分析
- 4-5 おわりに

第5章 地域貿易協定利用率と原産地規則

- 5-1 はじめに
- 5-2 地域貿易協定の利用
- 5-3 先行研究
- 5-4 実証分析
- 5-5 おわりに

第6章 日/中/韓-ASEAN における原産地規則の比較

6-1 はじめに

6-2 ASEAN の概要

6-3 日/中/韓-ASEAN 地域貿易協定の特徴

6-4 先行研究

6-5 ASEAN-日本/中国/韓国、AFTA における原産地規則の比較

6-6 実証分析

6-7 おわりに

第7章 終章

参考文献

付表 地域貿易協定リスト

謝辞

本論文を作成するに当たり、多くの方にご支援、ご指導、及びご協力いただいた。何よりも大学院の指導教授である田村晶子教授には修士課程より経済学の基本的なことも教えていただきながら、実証分析の手法、論文構成や指針について多くのことをご指導いただいた。この場を借りて深謝申し上げたい。本論文を提出するにあたり的確なコメントを頂いた馬場敏幸教授、国際経済学会の発表においてアドバイスをいただいた武智一貴教授、不完備契約についてご教授いただいた鈴木豊教授、他関わっていただいた多くの教授陣に感謝申し上げる。日本国際経済学会の発表時に討論者としてご指導いただいた日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所の早川和伸氏には建設的なコメントをいただき、また多くの論文を先行研究として参照させていただいた。日本貿易学会における発表時に討論者としてご指導いただいた神奈川大学の宮崎千秋先生には原産地規則について多くを学ばせていただいた。また法政大学比較経済研究所共同研究プロジェクト「国際競争力を高める企業の直接投資戦略・プロセスに関する実証研究」参加の方にも貴重な意見を頂多くことができた。他に日本経済学会、日本国際経済学会、日本貿易学会において多くの参加者の方から貴重なコメントを頂いた。そして実務では会社の業務と通し多くを勉強させていただき、また同僚に活力を頂いた。最後に本研究を進めることに寛大な度量と多くの支援を惜しまずしてくれた友人と家族に感謝したい。多くの方にご支援いただき本論文は完成に至った。ここに深く感謝の意を表したい。

尚、残された誤りはすべて筆者に帰する。

第 1 章 研究目的と論文構成

近年トランプ大統領の就任で話題となったアメリカの環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）離脱問題に端を発し、トランプ政権はアメリカファーストの立ち位置を取り続け、日本とは二国間の地域貿易協定（Regional Trade Agreement：RTA）を締結すべく交渉を始めたことは記憶に新しい。この地域貿易協定とは各国にどのような影響を及ぼすのか、実際に地域貿易協定を利用する企業の立場からその便益を存分に利用したいと思うことから研究は始まった。2002年にシンガポールとの初の地域貿易協定の締結からすでに20年近く経た現在、その経済的効果もかなり報告されている。日本においては経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）とされており、市場アクセス（関税の撤廃）のみならず、サービス貿易、知的財産権、相互承認制度、人の移動など自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）よりも広範囲の連携を目的とした協定を発効している。当初世界貿易機関（World Trade Agreement：WTO）の多国間貿易交渉（Round）を支持し優先政策としていた日本は2国間等個別の交渉には難色を示していた。しかし、WTOにおける多国間交渉が各国の思惑によりなかなか合意に達せず、多国間交渉ではなかなか交渉ができない独自の分野でも2国間では交渉が可能で、各国は独自に貿易交渉を行うようになり地域貿易協定の発効は加速することになる。世界に目を向けると1993年には東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）が自由貿易地域（ASEAN Free Trade Agreement：AFTA）を発効し、南北アメリカでは、1991年に南米南部共同市場（Mercado Comun del Sur：MERCOSUR）、1994年には北米自由貿易協定（North American Trade Agreement：NAFTA）が発効した。1993年マーストリヒト条約発効によって形成された欧州連合（European Union：EU）は原加盟国¹を発端とし、1次拡大国²、2次拡大国³と拡大していき、現在は28ヶ国⁴まで拡大しており、また多くの国と地域貿易協定を発効している。その中で2017年3月29日に英国によるEU離脱通知は世界に衝撃を与えた。もともとは移民問題に端を発したものであるが、EUとの地域貿易協定締結先との自由貿易の便益をも失うことになる。一部の企業は事業所閉鎖や移転を決定するなどすでに動きは出ている。世界では2国間、多国間の貿易協定が多数発効しており2019年4月現在300ほどの地域貿易協定が発効されている。我が国日本は地域貿易協定締結には2000年代からとなっており世界の風潮には遅れをとった感がある。しかし2002年に初の地域貿易協定をシンガポールと発効して以降、その発効は加速していった。2005年にはメキシコと経済連携協定を発効、メキシコはNAFTAの一員であり、

¹ ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ

² デンマーク、アイルランド、英国

³ ギリシャ

⁴ 3次拡大国（ポルトガル、スペイン）、4次拡大国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン）5次拡大国（キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア）、6次拡大国（クロアチア）

メキシコを足掛かりとしてアメリカ市場を視野に入れていた我が国は地域貿易協定の発効により市場アクセスの自由化による関税撤廃において我が国が最も守りたい農産物分野の自由化を図ってでも締結したい国であったことは言うまでもない。その後も 2006 年マレーシア、2007 年チリ、タイ、2008 年インドネシア、ブルネイ、そして初の多国間となる ASEAN、次にフィリピン、2009 年には初の先進国となるスイス、そしてベトナム、2011 年にはインド、2012 年ペルー、2015 年オーストラリア、2016 年モンゴル、2018 年 CPTPP、2019 年に EU との経済連携協定を発効している。現在も交渉中の協定として、アジア太平洋自由貿易圏（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）⁵がある。しかし我が国における経済連携協定はあくまでも WTO を補完するものであり、「WTO で実現できる水準を超えた、そして WTO ではカバーされない分野においての連携強化の手段」⁶である旨を維持している。

地域貿易協定が発効されると貿易の自由化、要するに市場アクセスの改善が図られる。市場アクセスとは具体的には関税障壁の引き下げ及び撤廃であり、自由貿易の基本となるものである。しかし実態は関税障壁の撤廃のみならず、様々な分野において交渉されている。主だった分野としては、市場アクセス（関税障壁の撤廃）、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures：SPS）⁷、貿易の技術的障害（Agreement on Technical Barriers to Trade：TBT）⁸、貿易救済（セーフガード等）、政府調達、知的財産、サービス貿易等である。表 1-1 は CPTPP での交渉分野である。

表 1-1 CPTPP 交渉分野

市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障害)
貿易救済(セーフガード等)	政府調達	知的財産	競争政策	電子商取引
サービス				投資
越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	
環境	労働	制度的事項	紛争解決	協力

外務省ホームページ 環太平洋パートナーシップ（CPTPP）協定交渉の現状より抜粋

地域貿易協定の発効により最も注目されるのは市場アクセス（関税障壁の撤廃）であるが、その市場アクセスに大きな影響を与えるものがある。それが原産地規則である。原産地規則とはその商品の国籍を決めるためのルールである。製品の輸入時にその原産地が関税率に影響を及ぼしたり貿易統計を取ったりする際に政策的に使用されるものである。地域貿易協定が締結されると

⁵ ASEAN 諸国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド

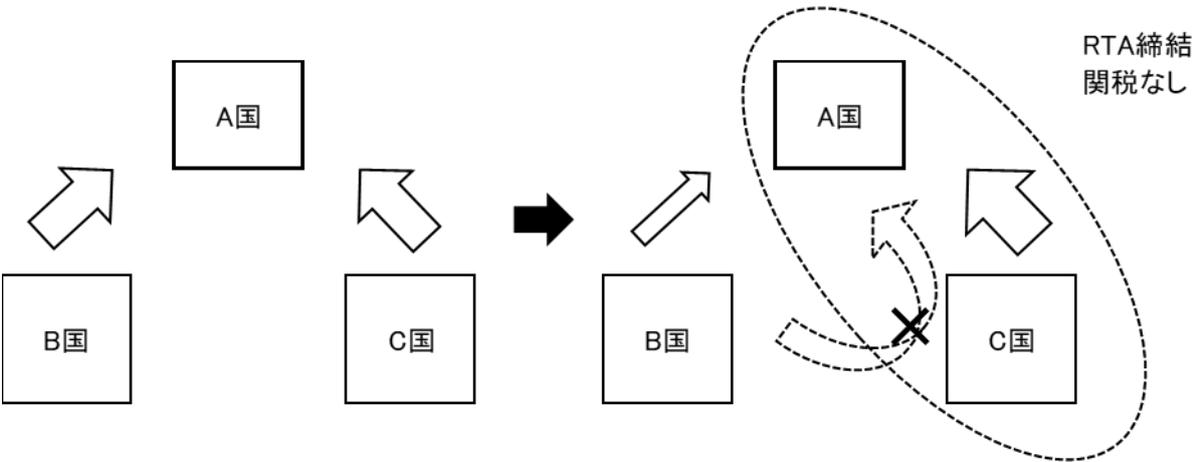
⁶ 平成 14 年 10 月 外務省「日本の FTA 戦略」より

⁷ 人、動物、植物の生命及び健康の維持

⁸ 各国における規格、適合性の評価の国際的障害の阻止

締約国間では関税が撤廃され、自由に貿易ができるようになる。しかし域外には依然として関税障壁が残る。域外国は低い関税率の国を経由して域内国との貿易を行うために迂回輸出⁹をするかもしれない。その迂回輸出を避けるために原産地規則が設定され、この原産地規則を満たさない限り地域貿易協定の便益は享受できない。しかしこの原産地規則は各協定別にルールが設定されており、共通化されていない。図 1-1 は地域貿易協定の締結における貿易取引の変化である。

図 1-1 地域貿易協定の締結における貿易取引の変化



A 国、B 国、C 国はそれぞれ独立した国である。B 国は A 国に産品を輸出、C 国も A 国に産品を輸出している。それぞれの国の間に特別な協定は存在していないため、A 国に輸出するには A 国の関税が発生している。関税率は同率であり、B 国と C 国からの輸出額（生産及び調達額）がそれぞれの国の競争であり、A 国にとっては適切な調達額となっているかもしれない。そこに A 国と C 国において地域貿易協定が発効された。C 国から A 国に輸出すると関税障壁が撤廃されるため、A 国は C 国からの輸入産品を無税で輸入できるようになる。しかし A 国と B 国間は依然として関税障壁が残る。B 国は A 国と C 国の地域貿易協定を利用して C 国経由で A 国に産品を輸出しようとしても、原産地規則があるため A 国の輸入時に地域貿易協定の便益を享受することができない。域外国からの迂回輸出を防ぐためにも原産地規則は必要となる。

我が国日本が発効している経済連携協定も然りである。地域貿易協定の発効により市場アクセスの便益を享受するための条件となっているのである。ではその原産地規則とはどのようなものであろうか。農産物のようにその国のみで生産及び採取されるものであれば当該国の産品であることは明らかである。しかし複数国に渡って生産される産品の場合、その生産に関わっている国のどの国の産品にするかルールを設定する必要がある。そのルールに乗っ取った産品であれば地域貿易協定の便益を享受できるというものである。したがって市場アクセスに非常に影響を及ぼ

⁹ 当該国に直接輸出せず、第三国である関税の低い国を経由しての輸出

すルールである。前述のようにこの原産地規則は地域貿易協定締結の際に交渉及びルール化されるものであるが、その影響は市場アクセスにとどまらない。地域貿易協定の発効により及ぼされる影響すべてに関わるといっても過言ではない。本論文ではその原産地規則の影響を様々な視点から考察及び実証分析する。まずは先行研究における問題点を検討し、日本が締結している経済連携協定における原産地規則に合うようその制限度を数値化した。先行研究に基づいてその原産地規則を数値化する場合、規則に則って画一的に数値化できない日本語特有の表現が多くあり、それに沿うように如何に数値化をするかを独自の目線で構築し制限度を策定した。またなるべく単純化するために不要な部分を取り除き、どんな原産地規則を数値化するにも対応できるように設定した。本論文の目的は独自に作成した原産地規則の制限度を使用し、日本が締結している経済連携協定及び ASEAN を中心とした地域貿易協定の原産地規則の制限度を測り、地域貿易協定の質ともいえる協定を利用する有効性、自由化度、使い易さ検証することである。以下各章の概要である。

第2章では地域貿易協定の概要を論ずる。地域貿易協定の発効は締約国及び域外国にどのような影響を及ぼすのであろうか。総じて地域貿易協定の締約は生産コストが割高な国から割安な国へと供給源をシフトする貿易創出効果、逆に生産コストの割安な国から割高な国への供給源のシフトである貿易転換効果、地域貿易協定が締結され原産地規則が設定されることにより域外国における生産及び調達から間接的に域内国からの輸入に転換される間接貿易屈折効果などが見受けられる¹⁰。これは地域貿易協定を締結することにより関税が撤廃されるため、その便益を享受するために生産地の変更が行われることによって発生する効果である。多くの国及び地域で地域貿易協定が発効されている現在、その特徴を概観し地域貿易協定が発効されることにより域内貿易がどのように変化したのかを実証分析する。分析対象とした地域貿易協定は東南アジア諸国連合 (ASEAN)、北米自由貿易協定 (NAFTA)、EU15¹¹、CER¹²、GCC¹³、MERCOSUR、そしてアジアにおける多国間交渉である AJCEP¹⁴、AKFTA¹⁵、ACFTA¹⁶を比較対象としている。ASEAN、NAFTA、EU15、MERCOSUR はそれぞれアジア、北米、ヨーロッパ、南米で代表的な地域貿易協定である。そこに成長著しい ASEAN と日本との近隣諸国である韓国、中国を分析対象とすることによりアジアの貿易の特徴を観察することができる。

第3章では原産地規則を概観する。原産地規則とは商品の原産国（国籍）を決めるためのルールである。原産地規則には経済連携協定や特惠関税を適用する際の規則である特惠原産地規則と、

¹⁰ 遠藤正寛（2005）『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会

¹¹ European Union（欧州連合）のうち、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン

¹² The Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement

¹³ Gulf Cooperation Council（バーレーン、クウェイト、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE）

¹⁴ 日・ASEAN 包括的経済連携協定

¹⁵ ASEAN・韓国自由貿易協定

¹⁶ ASEAN・中国自由貿易協定

貿易統計や協定税率¹⁷に適用される規則がある。ここでは経済連携協定や特惠関税に適用される場合の規則である特惠原産地規則を見る。前述のように農産物のようにその国で生育されたものであることが明らかである場合は当該国の原産品であることは簡単に証明することができる。しかし現在グローバル・バリューチェーンと言われ、複数国で完成される製品においては何処の国を原産国とするか判断が難しい。そのために原産地規則が設定される。当該国において完全に生産される品目は完全生産品となり、非原産材料を使用して製品にすることにより原産地規則の基準を満たすものとして実質的変更基準がある。これには関税分類変更基準（材料と出来上がった製品の関税分類に変更があったもの）、付加価値基準（当該国でどのくらいの付加価値を付与したかにより原産国が決まるもの）、加工工程基準（当該国でどのような加工が行われたかによって原産国が決まるもの）がある。その基準は各地域貿易協定によって別々に定められており、共通のルールはない。そこで日本の経済連携協定の原産地規則を一定のルールを設け数値化した。原産地規則の条文は非常に難解で、その分析には相当の労力を要することは確かである。しかし、その制限度を数値化することにより日本が締結している地域貿易協定の質を測ることができるのではないだろうか。今回の分析対象は実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品を対象としている。実行関税率表第 11 部の産品は繊維製品に関する部であり、まだまだ我が国日本としては守りたい分野であることは確かであり、その分類も非常に細かく分類されている。この紡織用繊維及びその製品に焦点を当てることによりその質を測ってみる。原産地規則に注目した分析した先行研究は多いが、その中でも特に **Estevadeordal (2000)** や **Harris (2007)** ではその原産地規則の制限度を一定のルールのもとに数値化したものを **RoO Index** とし、その **Index** を利用し各地域貿易協定の質を測っている。当該先行研究を参照し、日本が締結している地域貿易協定の原産地規則の数値化を試みた。まず各協定の原産地規則を読み解くことから始まるが、日本が締結している経済連携協定の原産地規則は非常に難解な印象を受ける。日本語特有の表現もあるが、又は、あるいは、かつ、という接続詞をどのように解釈し数値化するかによって制限度も変わってくる。これは先行研究にはなかった表現であり、日本が締結している経済連携協定における原産地規則独特の表現である。この細かい表現を一定の基準を定めて解釈し、日本が締結している経済連携協定の原産地規則を数値化した¹⁸。その上で各地域貿易協定の原産地規則制限度を比較する。

第 4 章は地域貿易協定が直接投資に与える影響を鑑みる。地域貿易協定が発効されると域内国と域外国との交易に差が発生する。域内国の貿易は自由化されるが、域外国との貿易とはそれまで通り関税障壁が残る。この場合、各企業は製品もしくは原材料の調達先を選択する際に、地域貿易協定締約国の有無の確認が必要となる。地域貿易協定締約国で生産する場合は、その便益を享受することができるため生産国の変更は必要ない。しかし地域貿易協定非締約国で生産していた場合、調達価格に非常に影響を及ぼすことになる。そのまま域外国で生産を続けるか、域内国で別途生産拠点を発掘するかである。清田（2015）によると、直接投資にはいくつかの類型があ

¹⁷ 世界貿易機関（WTO）加盟国に対し適用される税率

¹⁸ 2017 年までの発効済経済連携協定であり、CPTPP 及び日 EU 経済連携協定は含んでいない。

り、労働や資本のコストの違いを利用し海外へ生産や販売の拠点を移動する垂直的直接投資、海外に子会社を設立することにより国内と同様の生産や販売を行う水平的直接投資、加工貿易を行うために購入した中間財を使用して生産し輸出するためのネットワーク型直接投資、輸出から現地生産に切り替えることにより貿易摩擦を回避する貿易摩擦回避型直接投資、現地販売のための販売拠点型直接投資、そして最終財を輸出するための拠点とする輸出基地型直接投資に分類している。勿論その域内国での生産に切り替えることが最適な生産地とはならない可能性も多いにある。本章では、地域貿易協定の締結により生産拠点の変更など直接投資先がどのような変化をもたらすのかを分析し、地域貿易協定の締結により企業の投資及び生産活動にどのような影響があるのかを見る。

第5章では日本における地域貿易協定利用率を検証する。実際に地域貿易協定が締結されると企業はその協定を利用することによって関税の便益が享受することができる。しかし前述のようにその利用には条件があり、原産地規則を満たす必要がある。その原産地規則を理解し、原産地規則にそった生産及び調達国からの産品に地域貿易協定を適用することができる。地域貿易協定を利用するにはまずは関税率を把握する必要がある。関税は地域貿易協定発効と同時に無税となる即時撤廃物品もあれば、段階的に関税率が削減される品目もある。これも協定別に設定されており、共通のルールではない。一般的に先に発効された地域貿易協定の方が関税撤廃時期が早くなる。これは利用率にも影響している。ASEAN 諸国は2国間と多国間の地域貿易協定が存在しており、その発効年によっていずれを利用するか、もしくは利用し易いかによってどの協定を利用するかに偏りが見受けられる。今回の分析は双方の輸入額と RoO Index を加重平均して分析対象としている。分析対象は第3章で構築した RoO Index を使用し、実行関税率表第11部繊維用繊維及びその製品を対象とする。データは財務省統計経済連携協定時系列表より2012年から2017年の経済連携協定利用額データを使用しその利用率を算出、利用率を被説明変数として利用率に及ぼすと推測する要因を被説明変数として分析する。企業にとっては経済連携協定を利用し関税の便益を享受できることは企業の収益にも大きな影響を及ぼすためその利用価値は高い。しかしその要件である原産地規則を満たさないことには経済連携協定の利用はできない。そこで原産地規則の制限度が利用率にどのような影響を与えているのかを分析する。

第6章では日本、韓国、中国と ASEAN の原産地規則を比較する。ASEAN はグローバル・バリューチェーンとして近年生産国として注目されている。しかし1国で完成品になるのではなく、いわゆる国際分業の形で、ASEAN を1つの生産市場とした場合、各国で別々に付加価値を付けたものを ASEAN 以外の市場に輸出するものである。ASEAN 諸国としては同じものを生産するにも輸出先によって原産地規則が異なるため、その原産地規則をどこまで遵守できるかによることで輸入国にとっては関税の便益を享受することができるかどうかという大きな問題となる。その代表格である日本、韓国、中国へ輸出した場合の原産地規則を比較する。例えば綿製のジャケッ

ト (H.S. CODE¹⁹ 6203.32) を ASEAN 諸国で生産し、日本、韓国、中国に輸出するとする。その場合各国との地域貿易協定があるため、その原産地規則を確認すると表 1-2 の通りとなる。

表 1-2 日/中/韓-ASEAN 地域貿易協定原産地規則 (H.S. CODE 6303.32 綿製のジャケット)

ASEAN &	Rule of Origin
JAPAN	CC, provided that, where non- originating materials of heading 50.07, 51.11 through 51.13, 52.08 through 52.12, 53.09 through 53.11, 54.07 through 54.08, 55.12 through 55.16 or chapter 60 are used, each of the non-originating materials is woven entirely in one or more of the Parties.
KOREA	Change to Heading 62.03 from any oher Chapter, provided that the good is both cut and sewn in the territory of any Party; or A regional value content of not less than 40 percent of the FOB value of the good
CHINA	Manufacture through the proceses of cutting and assembly of parts into a complete article (for apparel and tents) and incorporating embroidery or embellishment or printing (for made-up articles) from : raw or unbleached fabric, finished fabric

各協定文原産地規則より抜粋

これに従うとなると、日本に向けて製品を輸出する場合、H.S.CODE 2 桁 (Change of Chapter)²⁰ の関税分類変更が必要であり、50 類から始まる関税番号 (生地等) を使用する場合は締約国内で完全に製織 (織物を織る、すなわち糸から生地にする) 工程を経たもので製品にする工程が必要となっている。要するに締約国内で糸から生地にし、それを製品にしたもののみが原産地規則を満たしたもものとして関税の便益を享受することが可能である。それに対して韓国は、他の類からの 4 桁 (Change of Heading) の関税分類変更が必要であり、当該国で裁断、縫製が必要、もしくは当該国で 40%以上の付加価値を付与するかいずれかを選択できるようになっている。中国は生地を裁断、縫製し、プリント、刺繍や装飾を施すことで原産地規則を満たすとしている。ASEAN 諸国の企業はどこに製品を輸出するかによって、この原産地規則を満たしているかどうかを確認し、証明しなければならない。一番厳しい基準に合わせておけば、どの国に輸出するにも対応できるかもしれないが、その原材料調達や製造に制限がある場合は各原産地規則を満たさない場合も出てくる。ここでは第 3 章で構築した RoO Index を使用し、日中韓と ASEAN の間に締結された地域貿易協定の原産地規則の制限度を比較した。

最後は終章であり、地域貿易協定と原産地規則との関係を理論や実証で分析してきた結果、ど

¹⁹ 「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System1) に関する条約」に基づいたコード番号

²⁰ 関税分類変更には 2 桁 (類)、4 桁 (項)、6 桁 (号) 分類変更があり、2 桁が一番大きな変更が行われた場合であり、数値が大きくなるに従い変更が小さくなる。

のような影響があったのか、その結果を踏まえての総括である。1990年代から活発となった地域貿易協定の締結は世界経済及び締約国域外国にどのような影響を及ぼしたのであろうか。英国のEU離脱問題もあれば、さらなる地域貿易協定交渉中のものもある。そして今後もその動向には目が離せない。世界が向かうべき方向とはいかなるものか今後の展望を論ずる。

第2章 地域貿易協定の概要

2-1. はじめに

2019年4月現在、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）には300以上の地域貿易協定（Regional Trade Agreement：RTA）が報告されている。地域貿易協定は世界貿易機関における多国間貿易交渉であるドーハ・ラウンドの失速から各国が貿易自由化を求めて個別に交渉した結果である。何故このように多くの地域貿易協定が発効されたのだろうか。地域貿易協定とは、特定の国や地域と自由な貿易を目指して関税の撤廃等貿易障壁を削減するものである。WTOでは多角的貿易交渉が行われているが、加盟国が多く、各国が様々な思惑を持って交渉に臨んでいるため、その交渉はなかなかまとまらず、各国は2国間もしくは多国間へ交渉の場を求め、それぞれの思惑に合致した協定を発効するようになった。WTOほど参加国が多くないため、交渉自体もまとまりやすく、WTOの交渉分野以外の分野でも交渉が可能である。そうして1990年代から地域貿易協定の発効が加速していった。地域貿易協定が締結されると域内国間では関税が撤廃されるが、域外国には関税はそのまま残る。域内国では自由に貿易ができるようになるが、域外国にはブロックが形成されることになる。このように経済がブロック化されることによって、企業は生産地や調達先を決定するのに大きな影響を受けることになる。生産地や調達先を域内国に求め、関税の便益を受けるか、それとも最適な調達先が域外国の場合は、その調達先を維持するかどうかなどである。また、地域貿易協定の交渉分野は、物品の市場アクセス（関税の撤廃）のみならず、原産地規則、投資、サービス、政府調達等多様な分野で交渉が行われる。そして近年は更に多国間による地域貿易協定締結が進んでいる。地域貿易協定締結による経済効果等影響はどのようなものがあるのであろうか。また、広域地域貿易協定の締結は企業にどのような影響を及ぼすのであろうか。本章ではWTOと地域貿易協定の違い及び相互性を確認し、主な地域貿易協定と日本が締結している地域貿易協定の特徴を見てみる。

本章の構成としては、第2節でWTOと地域貿易協定においてWTOの現状から地域貿易協定への締結へと世界が移行していった状況を鑑み、WTOと地域貿易協定の整合性を確認する。第3節では日本が締結している地域貿易協定を振り返る。第4節では他国の地域貿易協定を考察する。世界的に注目される地域貿易協定の代表格として、EU、NAFTA、ASEANを見る。第5節では先行研究として遠藤（2005）による地域貿易協定の経済効果である貿易創出効果、貿易転換効果、域内交易条件効果、直接・間接貿易屈折効果の4つの効果を確認する。また、Ando（2007）及びUrata and Okabe（2007）において実証分析を参照する。第6節では各地域貿易協定が締結されることにより域内貿易の変化を実証分析する。第7節はまとめである。

2-2. WTOと地域貿易協定

1947年に発足した関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade：GATT）は、保護主義的貿易が第二次世界大戦を導いたという教訓をもとに貿易自由化を実現する

ために締結された。GATT の基本原則は、すべての国を平等に扱う最恵国待遇と、輸入品と国産品を同等に扱う内国民待遇という 2 つの原則を掲げている。GATT では多国間貿易交渉が行われており、その交渉の中で貿易自由化を実現するために様々な問題が取り上げられている。1986 年から 1994 年の間に行われた交渉であるウルグアイ・ラウンドでは、それまでのモノの貿易からサービスや知的財産権まで交渉分野が及んだため、モノの貿易の協定である GATT ではカバーできなくなり、その意思は WTO に引き継がれた²¹。WTO において多角的貿易体制において、既存の貿易ルールの強化（特定製品の貿易に関する協定を作成、国際貿易ルールの改正及び内容の拡充）、新しい分野のルール策定（サービス貿易、知的財産権、投資措置）、紛争解決手続きの強化、諸協定の統一的な運用の確保（一括受諾方式）²²強化されることになった²³。2001 年からはドーハ・ラウンドが開始し、7 つの交渉分野で多国間貿易交渉が行われている（表 2-1）。

表 2-1 ドーハ・ラウンド交渉分野

交渉分野	内容
農業	補助金等削減、市場アクセス
非農産品 (NAMA)	関税削減、非関税障壁撤廃及び削減、途上国対応
サービス	サービスの市場アクセス
知的財産権	地理的表示等
貿易と開発	途上国向けの免除、緩和等
貿易円滑化	貿易手続簡素化、円滑化
貿易と環境	多国間環境条約との調整等
ルール	アンチ・ダンピング協定、補助金協定
紛争解決	改善の明確化

WTO 及び外務省ドーハ・ラウンド交渉 HP より筆者作成

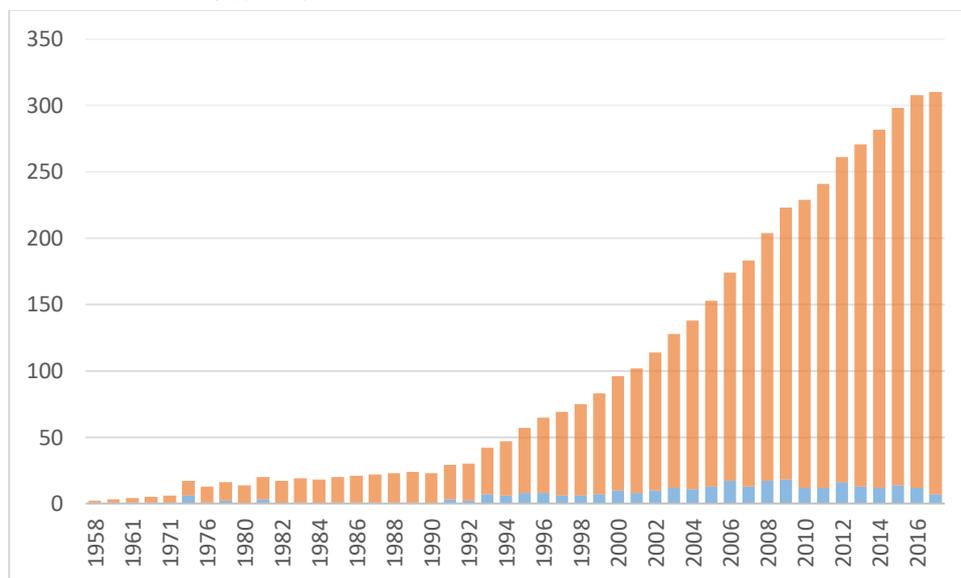
しかしこの多国間交渉は WTO 加盟国すべてが交渉にあたるため、各国の思惑や先進国、開発途上国の意見の違いなどにより、交渉は難航し、交渉決裂、合意に至っていない。そのような中、各国は独自に貿易自由化交渉を始めた。2018 年 4 月現在の WTO に通報された RTA の発効数を見てみると、図 2-1 の通りである。

²¹ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（1994 年 GATT）として WTO 設立協定附属書 I に引き継がれている

²² WTO 協定（WTO 設立協定及びその付属協定）の複数国間貿易協定を除く各協定を WTO 加盟国になるためには一括受諾が必要

²³ 外務省ホームページ世界貿易機関（WTO）より

図 2-1 RTA 発効数（累計）



(青は単年発効数)

WTO RTA DATA BASE より筆者作成

古くは 1959 年の欧州自由貿易連合（European Free Trade Agreement : EFTA）²⁴に始まり、1991 年には南米南部共同市場（Mercado Comun del Sur : MERCOSUR）²⁵、1993 年に ASEAN（東南アジア諸国連合）自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area : AFTA）、1994 年には経済圏として最大である北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement : NAFTA）²⁶が発効している。その後も 2 国間多国間の協定が多く発効、最近は複数国による多国間協定の発効及び交渉が話題になっている。前述の GATT の基本原則には最恵国待遇があり、すべての国を平等に扱うことを理念としている。しかし地域貿易協定は協定締約国間では関税等が撤廃され自由な貿易が行われるが、域外国に対しては関税等貿易障壁が残る。これは明らかに GATT の基本原則に反していることになる。しかし、GATT ではこの地域貿易協定は GATT の基本原則の例外として認めている。地域貿易協定締約国と域外国との貿易に対する障壁を引き上げることなく貿易自由化を促進することで WTO を補完する意義として認めている。GATT 第 24 条では、関税同盟及び自由貿易地域について定義している。「関税同盟は関税その他の制限的通商規則を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について廃止すること、自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則がその構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう」、となっている。しかし上野（2007）は、「実質上すべての貿易」「妥当な

²⁴ 原加盟国はイギリス、デンマーク、ポルトガル、ノルウェー、スウェーデン、スイス、オーストリア。現加盟国はアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス。

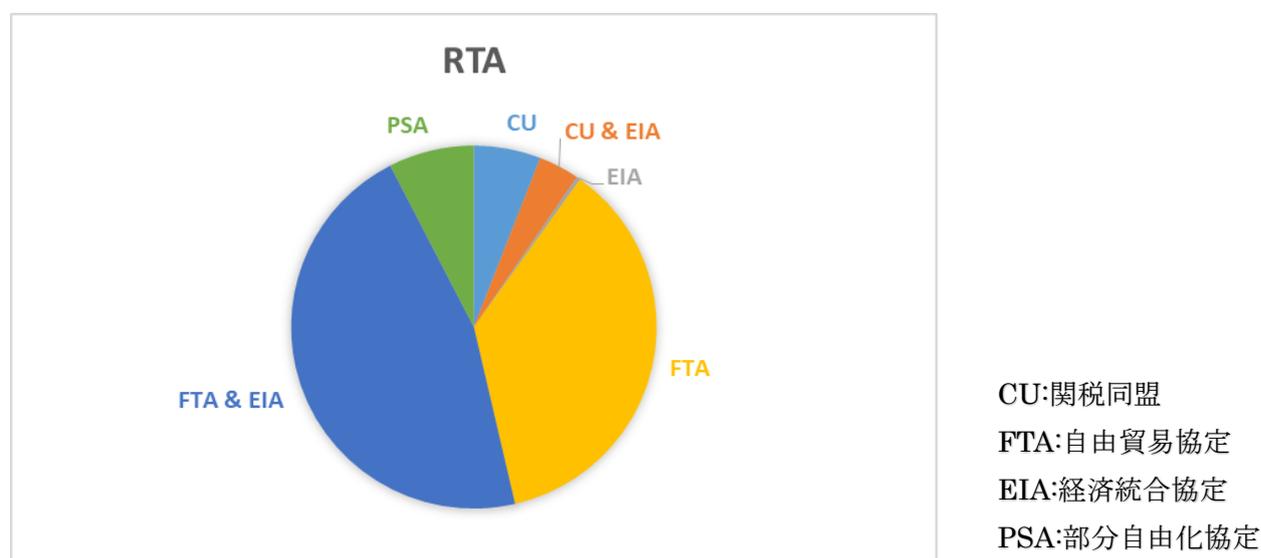
²⁵ アルゼンチン、ボリビア（議決権なし）、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ（資格停止中）

²⁶ アメリカ、カナダ、メキシコ

期間内」「その他の制限的通商規則」についての解釈が確立されていない点に着目している。「実質上のすべての貿易」に関しては、日本は 2005 年 10 月に提出した文書²⁷で貿易額の 90%を対象としており、「妥当な期間内」は例外的な場合を除いて 10 年を超えるべきでないとされている。2019 年 2 月発効の日 EU 経済連携協定の関税撤廃率²⁸を見てみると、日本は約 94%の撤廃率であり、内訳として農林水産品が 82%、工業品は 100%となっている。EU 側は 99%の撤廃率となっている。全体としては「実質上すべての貿易」の 90%を満たしていることになるが、分野別にみるとやはり日本の場合は農林水産品が低くなっている。更に米は除外品目となっており、チーズは関税割当対象品目であり段階的削減となり 16 年目に無税となる。パスタ、チョコレート菓子加工品も 11 年目に関税撤廃、ワインは即時撤廃となっている。「妥当な期間内」も 10 年を超えるべきでない、とあるが、段階的削減の時期に関しては 10 年を超えるものがある。「実質上すべての貿易」も「妥当な期間内」も分野別ではかなり幅がある。

また、WTO 上の地域貿易協定は 4 つに分類されている。関税同盟 (Customs Union)、経済統合協定 (Economic Integrate Agreement)、自由貿易協定 (Free Trade Agreement)、部分自由化協定 (Partial Scope Agreement) である。関税同盟、自由貿易協定は前述の GATT 第 24 条に基づいて発効された協定であり、経済統合協定は GATS 第 5 条に基づいて発効された協定である。部分自由化協定は授權条項²⁹に基づいた協定であり、自由化度が低い協定になっている。2019 年 4 月現在に通報されている協定のタイプを見てみると、図 2-2 のようになる。

図 2-2 RTA タイプ



WTO RTA DATA BASE より筆者作成

FTA 及び FTA&EIA が圧倒的に多い。関税同盟は域内国で同盟を締結しているため、単独で他

²⁷ WTO ルール交渉における日本提案 (TN/RL/W/190)

²⁸ 平成 29 年 12 月 15 日外務省経済局 日 EU 経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート

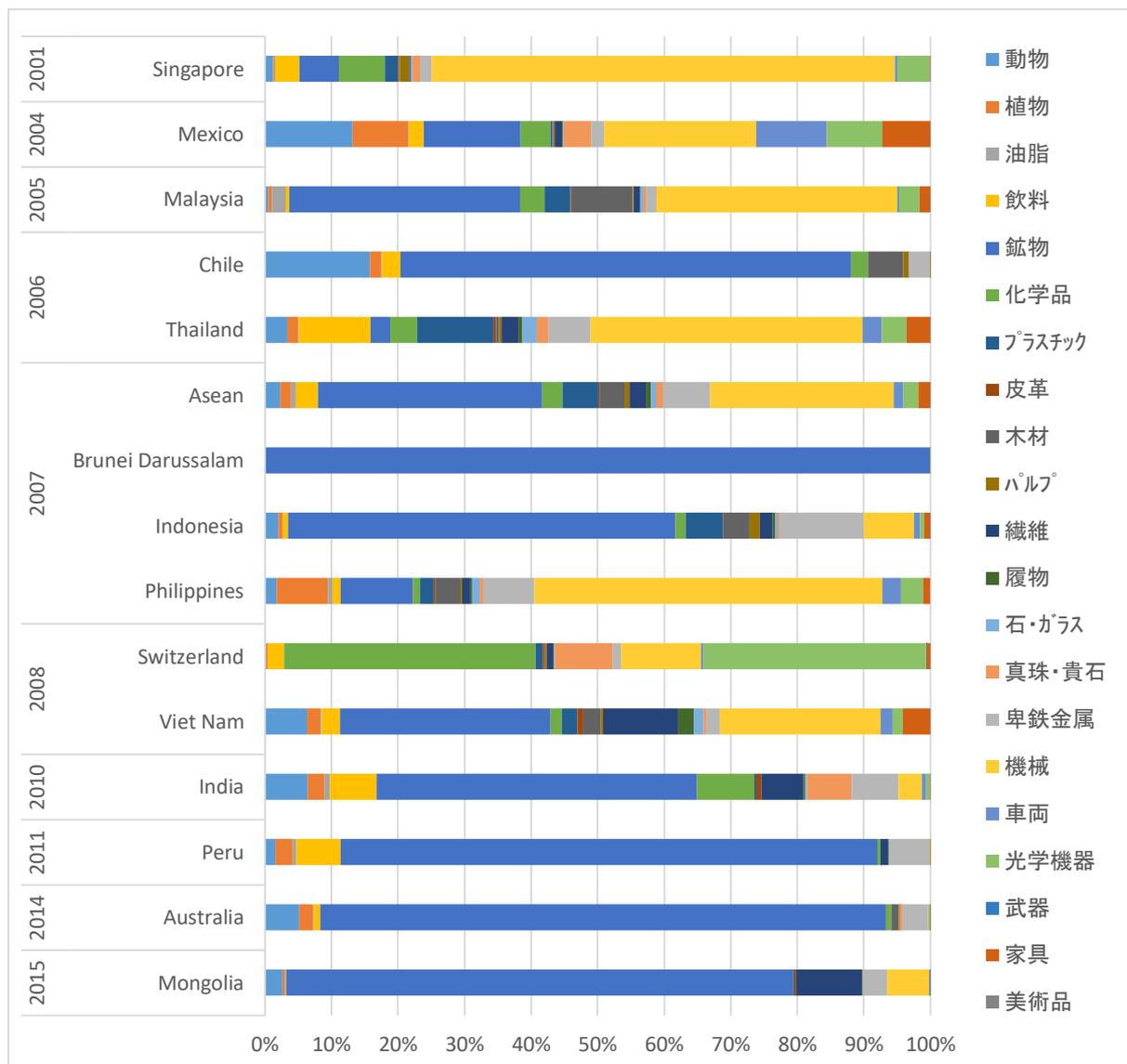
²⁹ WTO1979 年「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」

の国と地域貿易協定を締結することができず、常に同盟国一体となって地域貿易協定の交渉を行うことになる。それに対して FTA は単独で他国と自由に地域貿易協定の交渉をすることができるため、よりフレキシブルとすることができる。両者合わせると GATT 第 24 条に基づく協定 (CU、FTA) は 90%以上を占めている。

2-3. 日本の地域貿易協定

我が国日本はどうであろうか。初の地域貿易協定は 2002 年 11 月発効の日・シンガポール経済連携協定である。各国が 1990 年代より地域貿易協定を活発に締結している時期に比べて遅れをとっている。関沢 (2008) によると、「日本の産業界全体としての公式スタンスは、WTO を重視する一方で、地域貿易協定に対しては否定的なもの」であった。当初日本は WTO における多国間交渉を優先しており、地域貿易協定を推進する政策はとっていなかった。しかし多くの国が多国間交渉の停滞により各国で地域貿易協定を締結していく中、地域貿易協定に参加しない不利益を被る可能性が出てきた。そのようなときにシンガポールより FTA 締結の打診があり、交渉の場を設けることになる。シンガポールからの輸入品はすでに関税撤廃されているものが多く、必要性が疑問視されていた。我が国としては、農産品を守りたい立場があり、農業問題が焦点となる。シンガポールはその点に関して自由化に踏み込まない姿勢を取っており、初の地域貿易協定としては理想的であったかもしれない。その後 2006 年 4 月より協定改定に関する交渉が始まり、2007 年 3 月に議定書署名、2007 年 9 月に改訂版が発効している。各経済連携協定発効の前年の日本における分野別輸入割合を見てみると、図 2-3 の通りである。

図 2-3 各経済連携協定締結国からの分野別輸入割合



注) 分類は代表的品目を記載。

COMTRADE より筆者データ作成

メキシコ、チリが比較的農産品が多いが、多くの国は資源、機械類の輸入が多い。メキシコにおいては自由化の対象外として、米、麦、りんご、みかん、乳製品等が関税撤廃の譲許なしとなっている。

シンガポールとの経済連携協定締結を始動として、我が国は地域貿易協定締結路線へと転換していったことは確かである。平成 22 年 11 月 6 日外務省包括的経済連携に関する閣僚委員会における包括的経済連携協定に関する基本方針では、「我が国は今、「歴史的な分水嶺」と呼ぶべき大きな変化に直面している。世界経済は、新興国経済が急激に発展する一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下するという構造的な変化が進んでいる。」とあり、EPA/FTA の締結に遅れをとっていることを危惧している。同平成 22 年 11 月 9 日の閣議決定では「政治的・経済的に重要で、我

が国に特に大きな利益をもたらす EPA や広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す³⁰とある。我が国は EPA/FTA は WTO を補完するものであり、「WTO で実現できる水準を超えた、そして WTO ではカバーされない分野において連携強化の手段」³¹として締結推進している。外務省の今後の経済連携協定の推進についての基本方針（平成 16 年 12 月 21 日経済連携促進関係閣僚会議）によると、交渉相手国・地域の決定に当たっては、以下の視点を総合的に勘案するとしている（表 2-2）。

表 2-2 我が国の経済連携協定交渉相手国・地域の決定に関する基準

<p>1. 我が国にとり有益な国際環境の形成</p> <p>(1) 東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか。</p> <p>(2) 我が国の経済力の強化及び政治・外交上の課題への取組みに資するかどうか。</p> <p>(3) WTO交渉の国際交渉において、我が国が当該国・地域との連携・協力を図り、我が国が国の立場を強化することができるかどうか。</p> <p>2. 我が国全体としての経済利益の確保</p> <p>(1) 物品・サービス貿易や投資の自由化により、鉱工業品、農林水産品の輸出やサービス貿易・投資の実質的な拡大、円滑化が図れるかどうか。知的財産権保護等の各種経済制度の調和、人の移動の円滑化等により我が国進出企業のビジネス環境が改善されるかどうか。</p> <p>(2) EPA/FTA存在しないことによる経済的不利益を解消することが不可欠かどうか。</p> <p>(3) 我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するかどうか。</p> <p>(4) 我が国経済社会の構造改革が促進され、経済活動の効率化及び活性化がもたらされるかどうか。なお、農林水産分野については、我が国の食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか。</p> <p>(5) 専門的・技術的労働者の受け入れがより促進され、我が国経済社会の活性化や一層の国際化に資するかどうか。</p> <p>3. 相手国・地域の状況、EPA/FTAの実現可能性</p> <p>(1) 我が国及び相手国・地域がそれぞれ相手方との関係で抱える、自由化が困難な品目にどのようなものがあるか。そうした双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるかどうか。</p> <p>(2) 当該国・地域以外の国・地域に対し貿易投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか。</p> <p>(3) 当該国・地域において、WTO及びEPA/FTA上の約束を実施する体制が整っているかどうか。</p> <p>(4) 当該国・地域との経済連携のあり方として、関税の削減・撤廃を中心とするFTAが最も最適か。</p>
--

外務省今後の経済連携協定の推進についての基本方針（平成 16 年 12 月 21 日経済連携促進関係閣僚会議）

より引用

そして我が国の地域貿易協定締結のメリットとして表 2-3 のように掲げている。

³⁰ 包括的経済連携に関する基本方針 H22.11.9 閣議決定（首相官邸）より

³¹ 平成 14 年 10 月 外務省「日本の FTA 戦略」より

表 2-3 我が国の地域貿易協定における経済上、政治外交上のメリット

EPA/FTA締結のメリット	
経済上	WTOより進んだ貿易自由化、WTO取扱い以外の分野でのルール作り
	貿易の投資、自由化、海外進出のための環境整備、及び経済の活性化
	資源、、エネルギー、食料等の安定供給、多角化
政治・外交	経済連携、政治関係強化
	日本が活動し易い環境作り

外務省ホームページよくある質問集より筆者作成

WTO の多国間貿易交渉よりは折衝する国の数が少なくなるため、意思疎通がし易くなることは言うまでもない。参加国が多くなるほど意見の相違は大きくなり、なかなかまとめることができない。そういう意味では参加国が少ない地域貿易協定は各国の意見及び意思をまとめ易いことは確かである。また、WTO では交渉の場のない分野も個別交渉が可能であり、参加国が一致することにより実現が可能となる。また各国の様々な思惑を抱えて交渉に望むのは WTO も地域貿易協定も同様であるが、参加国の数によりその意思決定には大きな影響があることは確かである。しかし世界の秩序を無視して各国で協定すればよいものでもない。世界的な共通のルールの下に一貫した貿易秩序を保つことが各国には求められる。前述のように WTO との整合性を確保する必要もあり、また地域貿易協定の広がりによりドミノ効果も期待できる。地域貿易協定に取り残されないように、地域貿易協定を積極的に推進しようとする効果である。我が国日本もまさにこのドミノ効果により地域貿易協定を推進していくことになった。Boldwin (1993) では、このドミノ効果を分析している。アメリカメキシコ間の FTA は南北アメリカの国々がアメリカ市場に依存していることに対し、南北アメリカの貿易体制の現状を破壊する効果があるものであり、その発効はメキシコは便益を得るが第三国にとっては便益を阻害するものになる。このためアメリカ市場に同様に依存していたカナダは FTA 締結の交渉テーブルに着くことになる。そうして NAFTA は発効された。またヨーロッパでも、当時の EC 諸国 (European Community : EC) と EC 域外国でも同様に経済ブロックによる利益の阻害を防ぐために南北アメリカと同様な現象が起こっている。これをドミノ効果と呼んでいる。

我が国はシンガポールとの地域貿易協定を皮切りに 2019 年 4 月現在 17 の国・地域と地域貿易協定を発効している。そのタイプは表 2-4 の通りである。

表 2-4 地域貿易協定のタイプ

Year in force	RTA Partner	Coverage	Type
2002/11	Singapore	Goods & Services	FTA & EIA
2005/4	Mexico	Goods & Services	FTA & EIA
2006/7	Malaysia	Goods & Services	FTA & EIA
2007/9	Chile	Goods & Services	FTA & EIA
2007/11	Thailand	Goods & Services	FTA & EIA
2008/7	Brunei Darussalam	Goods & Services	FTA & EIA
2008/7	Indonesia	Goods & Services	FTA & EIA
2008/12	ASEAN	Goods	FTA
2008/12	Philippines	Goods & Services	FTA & EIA
2009/9	Switzerland	Goods & Services	FTA & EIA
2009/10	Viet Nam	Goods & Services	FTA & EIA
2011/8	India	Goods & Services	FTA & EIA
2012/3	Peru	Goods & Services	FTA & EIA
2015/1	Australia	Goods & Services	FTA & EIA
2016/6	Mongolia	Goods & Services	FTA & EIA
2018/12	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)	Goods & Services	FTA & EIA
2019/2	EU – Japan	Goods & Services	FTA & EIA

WTO RTA Agreement List より筆者作成

2002年シンガポールと初の経済連携協定を締結した後は、2国間協定を着実に発効していった。2008年12月には初の多国間協定であるASEANと経済連携協定を発効している。その後も2国間との協定が続くが、近年は多国間との交渉が活発となっている。2016年2月には環太平洋パートナーシップ協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）³²に署名、但しその後アメリカが離脱したため、2017年3月に再署名、2018年12月に発効した。また2016年12月には日EU経済連携協定も交渉妥結となり、2019年2月に発効した。他にもアジア太平洋自由貿易圏（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）³³などの交渉が行われている。地域貿易協定は2国間から多国間の交渉へと移行している。

CPTPPにおける交渉分野を見てみると、表2-5の通りである。

³² オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ペルー、シンガポール、ベトナム、日本、（アメリカ）

³³ ASEAN+6（日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インド）

表 2-5 CPTPP の交渉分野

市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障害)
貿易救済(セーフガード等)	政府調達	知的財産	競争政策	電子商取引
サービス				投資
越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	
環境	労働	制度的事項	紛争解決	協力

外務省ホームページ 環太平洋パートナーシップ (CPTPP) 協定交渉の現状より抜粋

さらに分野的横断事項があり、各交渉分野を横断する規制や規則の調和を図る規定を設けている。

2-4. 他国の地域貿易協定

他国の地域貿易協定はどのようになっているのであろうか。欧州、米州、アジアとみてもみると、欧州では EU が多くの国と地域貿易協定を締結している。米州においては、北米では NAFTA、南米では MERCOSUR がよく知られている。アジアでは ASEAN である。各地域貿易協定の特徴を見てみる。

EU は前身である欧州共同体 (EC : European Community) から地域統合を目的として 1993 年マーストリヒト条約発効により創設された連合である。原加盟国はベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダであり、その後 1 次拡大国から 6 次拡大国まで順次加盟国が増え、2018 年 12 月現在では 28 ヶ国にのぼる。EU の FTA 戦略は欧州地域の安定、旧植民地を中心とした歴史的関係に淵源、第三国の FTA 締結による欧州企業の競争条件が不利になることの回避³⁴である。EU は通商戦略として「グローバル ヨーロッパ」を掲げており、しかしこれはあくまでも WTO を補完する物であること、そして成長著しいアジアを中心とする新興市場の開拓化をその目的の 1 つとして明確化している。また EU が締結する地域貿易協定においては「汎欧州・地中海原産地累積制度」を取り入れており、多国間累積を可能としている。EU は多くの国、地域と FTA を締結しており、欧州圏以外の代表的な国、地域としては、カナダ、韓国、チリ、レバノン、ヨルダン、モロッコ、南アフリカ、イスラエル、シリア、メキシコ等がある。

NAFTA は 1994 年にアメリカ、カナダ、メキシコ間で発効された協定である。NAFTA の発効には各国の思惑がある。アメリカにとってはメキシコ経済の発展による政治的安定や、不法移民及び麻薬等の流入の抑制への期待、メキシコにとってはアメリカ向け輸出増加と経済発展及びその効果を見越しての諸外国からの直接投資の増加、カナダにとってはアメリカーメキシコ間の貿易自由化への懸念から自国利益確保のためである³⁵。NAFTA における原産地規則は関税分類変更

³⁴ JETRO ユーロトレンド 2009.6 EU の FTA 戦略および主要 FTA の交渉動向より

³⁵ 浦田秀次郎、石川幸一、水野亮 (2007) 「FTA ガイドブック 2007」ジェトロより

を基準とし、付加価値基準として取引価格方式（TV：Transaction Value）もしくは純費用方式（NC：Net Cost）を取り入れている。特徴的なのは自動車分野と繊維分野である。自動車分野は純費用方式に限定されており、 $RVC = \frac{NC-VNM}{NC} \times 100$ ³⁶で計算される。この割合（域内原産割合）が当初は50%であったが段階的に引き上げられ、最終60%から62.5%の割合になっている。また2018年に行われた再交渉では更にこの割合が75%に引き上げられており、さらに賃金条項（LVC：Labor Value Content）³⁷を条件として追加している。繊維分野においては、一部を除き糸又はファイバーからの段階より原産品であることを求めており、ヤーン・フォワード・ルールと言われている。糸が当該国の原産でなければならず、糸を構成する綿及び繊維（人造繊維、合成繊維等）が当該国原産でなければならないという非常に厳しい原産地規則となっている。

ASEANは1967年「バンコク宣言」によって設立された連合である。原加盟国はタイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5ヶ国であり、その後1984年にブルネイが加盟、1995年にベトナム、1997年にラオス、ミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在の10ヶ国となっている。ASEANは経済格差が大きく、そして政治体制も違う国が経済共同体を創設しようとしている非常に稀有な連合である。しかしASEANはグローバル・サプライチェーンを確立し、目覚ましい経済成長をしている。また、ASEANをハブとしてASEAN+1のFTAを現在5ヶ国・地域³⁸と締結している。更にASEAN+3³⁹、ASEAN+6⁴⁰、といった交渉も行われており、アジアのFTAの中心として君臨している。

上記3つの地域貿易協定における域内貿易の変化を見てみると、図2-4のようになる。EUはEU15⁴¹で観察している。

³⁶ RVC：Regional Value Content、VNM：Value of non-originating materials

³⁷ 平均時給16ドル以上の労働者による生産割合

³⁸ 中国、日本、オーストラリア・ニュージーランド、韓国、インド

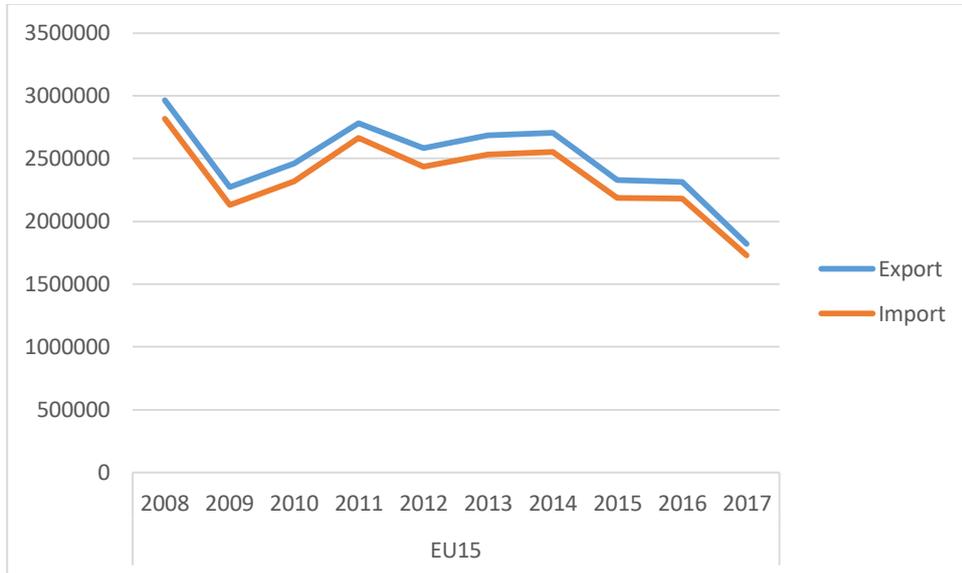
³⁹ 日本、中国、韓国

⁴⁰ +3+オーストラリア、ニュージーランド、インド（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

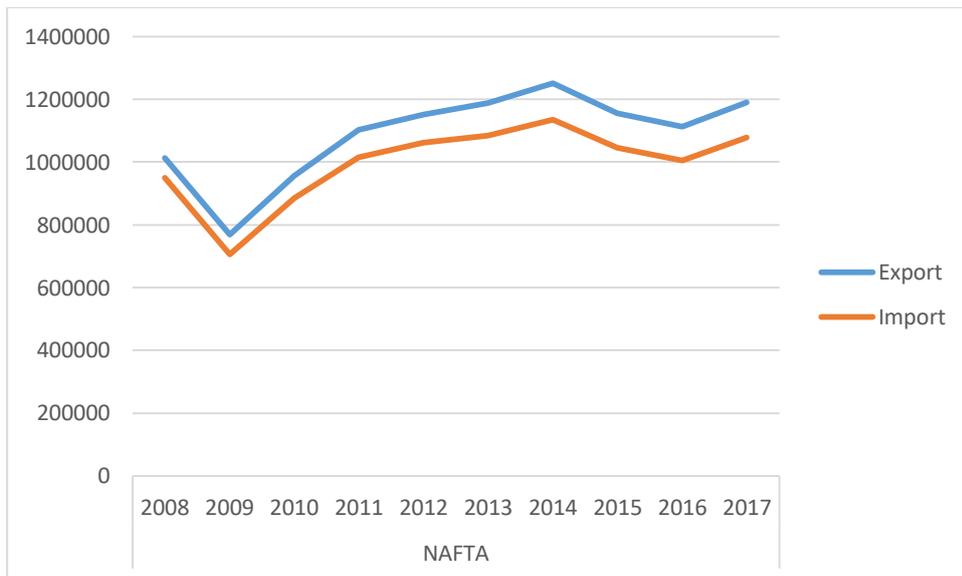
⁴¹ ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン

図 2-4 EU、NAFTA、ASEAN における域内貿易の推移 (2008 年から 2017 年の貿易額(US\$))

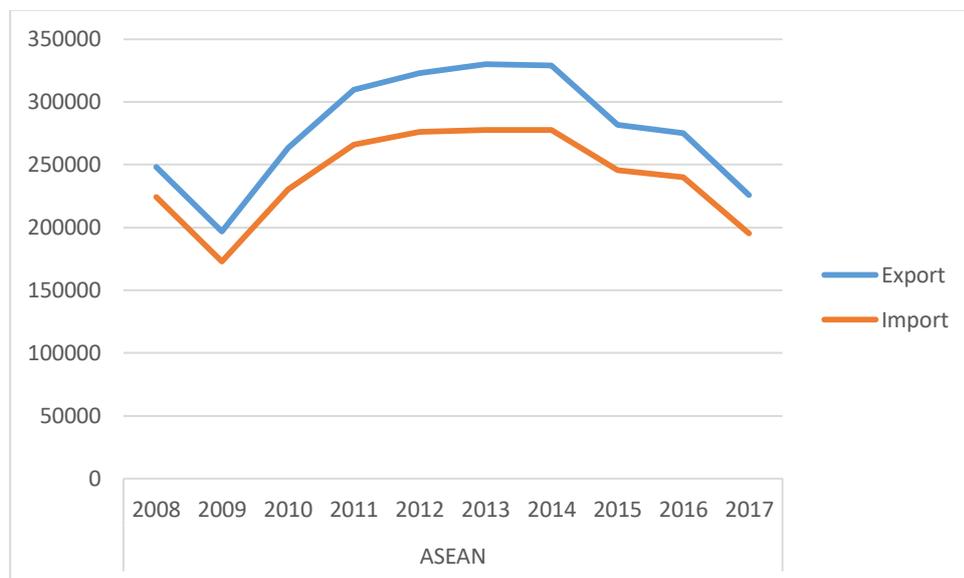
EU15



NAFTA



ASEAN



COMTRADE より筆者作成

こうして見てみると、域内貿易が増加しているのは NAFTA のみとなっている。EU は 15 ヶ国のみに限定した要因もあるかもしれないが、域外への貿易、アメリカやアジアなどとの貿易が増加しているかもしれない。そして ASEAN はグローバル・サプライチェーンにより、部品等の貿易は盛んかもしれないが、完成品は域外への市場へ出ている可能性がある。NAFTA はアメリカが最大の市場ということもあり、域内貿易が増えているのであろう。

2-5. 先行研究

地域貿易協定の締結における効果や影響を研究しているものは多くある。

遠藤（2005）では、地域貿易協定締結による厚生効果として、貿易創出効果、貿易転換効果、域内交易条件効果、直接・間接貿易屈折効果と 4 つの効果을挙げている。貿易創出効果とは、生産費が割高な国から割安な国への供給源のシフトであり、貿易転換効果は生産費の割安な国から割高な国への供給源のシフトである。地域貿易協定が締結されると締約国間では関税が無税となるが、域外国とは関税が残る。生産国を域内に変更することで関税削減ができるが、それまで最適な調達できていた域外国から関税の便益を享受するために域内国に生産地を変更することもある。その場合は関税は削減できるが、実際の生産コストは上がる可能性がある。域内交易条件効果とは、協定締結によって関税撤廃によるプラスの効果と交易条件の有利化か不利化かによって厚生の増加減少が起こるといふものである。交易条件は両国の需要・供給および関税率に依存するようになる。間接貿易屈折効果とは、前述の通り地域貿易協定が締結されると締約国間では関税撤廃されるが、域外国には関税が残る。域外国は関税率が低い国を経由して他の域内国へ輸出することも可能である。これは直接貿易屈折効果である。しかし、地域貿易協定を締結する際には、必ず原産地規則が設定される。地域貿易協定による便益を特定国に限定するためである。

この原産地規則により迂回輸出は防ぐことができるが、域外国は国内で生産した財を関税の高い国に輸出し、国内消費には域外から輸入する財を供給するという効果が生まれるというものである。

Ando (2007) では、日本の EPA の効果と将来の PTA/EPA の影響をグラビティーモデルを使用して分析している。分析対象は 2001 年から 2005 年である。

$$\ln(\text{Trade}_i^t) = \beta_0 + \beta_1 \ln(\text{Dist}_i) + \beta_2 \ln(\text{GDP}_i^t) + \beta_3 (\ln \text{GDP} \text{PCgap}_i^t) + \varepsilon$$

Trade_i^t : 輸出入合計

Dist_i : 首都間距離

GDP_i^t : 実質 GDP

$\text{GDP} \text{PCgap}_i^t$: 実質 GDP 格差

距離はマイナスに有意で、GDP はプラスに有意、Income GDP はマイナスに有意となっている。近い国で経済規模の大きな国、GDPgap が小さいほど大きな効果が出ている。更に differential value and ratio⁴²を算出し、日シンガポールと日メキシコの EPA について検証している。その結果、シンガポールは EPA 発効後も Differential value and ratio はあまり変化がなく、EPA の発効が貿易に与える影響は小さいことを示している。日シンガポールはもともと関税無税の物品が多いため、EPA を締結しても貿易にさほど影響を及ぼさない結果となっている。日メキシコにおいては、輸出において actual value が fitted value を上回っており、輸入は近似値となっている。Differential value and ratio はプラスとなり、輸出に効果があったことを示している。

Urata and Okabe (2007) では、FTA を締結することにより 2 つの効果があることを実証分析している。1 つは貿易創出効果で、FTA 締約国内における関税の撤廃で域内国間で貿易が創出される効果で、資源の分配と経済厚生が改善が起こる。もう 1 つは貿易転換効果で、域外国からの輸入を関税撤廃の便益を享受するために域内国からの輸入に転換することにより、資源分配の悪化、域外国の輸出機会に負の影響を与えるものである。全体的に見ると消費者は低価格の輸入製品を得ることができ、消費者余剰が増加するが、関税の撤廃により関税収入が減少、全体的にはマイナスの効果となる。

実証分析では最初に一般的な FTA の効果として 2 国間モデルを利用して分析している。

$$\ln(\text{trade}_{ijt}) = \alpha + \beta_1 \ln(Y_{it} * Y_{jt}) + \beta_2 \ln(y_{it} * y_{jt}) + \beta_3 \ln(\text{IncomeGAP}) + \beta_4 \ln(\text{Distance}_{ijt}) \\ + \beta_5 \text{Adjacency}_{ijt} + \beta_6 \text{Language}_{ijt} + \phi \text{FTA}_{ijt} + \sum_t \gamma_t \text{Timedum}_t$$

trade_{ijt} = i 国 j 国間の輸出合計

⁴² (actual value-fitted value)/fitted value

Y_{it} = GDP

y_{it} = GDP/capita

$IncomeGAP$ = GDP/capita 格差

$Distance_{ijt}$ = 2 国間の距離

$Adjacency_{ijt}$ = 国境隣接

$Language_{ijt}$ = 共通言語

FTA_{ijt} = 同一 FTA に属している

$Timedum_t$ = time dummy

分析は期間を 2 つに区切り（1950–1983、1984–2005）、すべてのサンプルと OECD 諸国、手法は OLS と GMM で分析している。結果は距離がすべてにおいてマイナスに有意となっており、他の説明変数では GDP はすべてプラスに有意、GDP/capita はほぼプラスに有意、GDP/capita 格差はプラスに有意な場合とマイナスに有意な場合とあり、国境隣接はプラスだが、有意でない場合もある、共通言語はすべてプラスに有意となっている。FTA は経済規模や所得レベル、文化程度によって促進され、地理的距離が妨げになるということになる。

また各地域貿易協定の貿易創出効果と貿易転換効果も分析している。

$$\begin{aligned} \ln(Export_{ijt}) = & \alpha + \beta_1 \ln(Y_{it}) + \beta_2 \ln(Y_{jt}) + \beta_3 \ln(y_{it}) + \beta_4 \ln(y_{jt}) + \beta_5 \ln(IncomeGAP) \\ & + \beta_6 \ln(Distance_{ijt}) + \beta_7 Adjacency_{ijt} + \beta_8 Language_{ijt} + \sum_m \delta_m FTA_{ijt}^m \\ & + \sum_m \varepsilon_m FTA_{nonFTA}^m + \sum_m \phi_m NonFTA_{toFTA}^m + \sum_t \gamma_t Timedum_t \end{aligned}$$

$Export_{ijt}$ = i 国から j 国への輸出額

Y_{it} 、 Y_{jt} = GDP

y_{it} 、 y_{jt} = GDP/capita

$IncomeGAP$ = GDP/capita 格差

$Distance_{ijt}$ = 2 国間の距離

$Adjacency_{ijt}$ = 国境隣接

$Language_{ijt}$ = 共通言語

FTA_{ijt}^m = 同一 FTA に属している

FTA_{nonFTA}^m = 輸出国は FTA に属しているが partner は属していない

$NonFTA_{toFTA}^m$ = 輸出国が FTA に属していませんが partner は属している

$Timedum_t$ = time dummy

分析は 63 の国で行い、貿易創出効果が確認されたのは、AFTA、CER、Korea-Chile であり、貿易転換効果が確認されたのは NAFTA、MERCOSUR、EU-Mexico であった。AFTA や CER に比較すると、NAFTA、MERCOSUR、EU は閉鎖的な FTA と言えるかもしれない。

他には FTA の経済効果に関する研究として浦田・安藤（2010）があり、質と量の双方から分析している。制度分析として小林（2007）では、日本が締結している地域貿易協定の関係規定を比較、共時的事項として地域貿易協定相手国が第三国と締結している地域貿易協定の規定を参照、また通時的事項として地域貿易協定締約国間で締結した通商条約を参照として分析をしている。Hayakawa, Laksanapanyakul, Mukunoki and Urata（2018）では輸入価格を利用し FTA の影響を分析している。棕（2006）では地域貿易協定が多角的自由化の阻害及び促進要因を分析している。また、Abe（2007）、Tumbarello（2007）、Ando（2009）、Park and Park（2009）、Urata and Okabe（2010）、山澤・馬田（2012）、Hayakawa, Matsuura and Takii（2015）小林他（2016）など多くの地域貿易協定の影響や WTO との関係等の研究がある。

2-6. 実証分析

本稿では、地域貿易協定の締結により、域内貿易がどのように変化したのか分析する。地域貿易協定が締結されると、域内では関税が撤廃され、自由に貿易ができるようになる。一方域外には関税が残り、域内ブロックが形成されることになる。経済ブロックの形成により、生産地や調達先を域外から域内へ変更する可能性もある。地域貿易協定の締結により、域内貿易が増加する可能性は多いにある。

今回実証分析の対象とした地域貿易協定は、ASEAN、NAFTA、EU15⁴³、CER⁴⁴、GCC⁴⁵、MERCOSUR、そしてアジアにおける多国間協定である AJCEP⁴⁶、AKFTA⁴⁷、ACFTA⁴⁸を比較した。分析対象は 2008 年から 2016 年とし、193 の国・地域⁴⁹において前述の域内貿易がどのような影響を及ぼしているかを見る。データは UN COMTRADE より各国の輸入額、World Development Indicator より GDP、一人当たり GDP、CEPII⁵⁰より各国間の距離を利用する。分析は回帰分析によって行う。

$$\begin{aligned} (\ln import_{ijt}) = & \beta_1(\ln gdp_{it}) + \beta_2(\ln gdp/capita_{it}) + \beta_3(\ln gdp_{jt}) + \beta_4(\ln gdp/capita_{jt}) \\ & + \beta_5(\ln distance_{ij}) + \beta_6(Rtadummy_{ij}) + \varepsilon_{ijt} \end{aligned}$$

⁴³ European Union（欧州連合）のうち、原加盟国ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、1次拡大国デンマーク、アイルランド、英国、2次拡大国ギリシャ、3次拡大国ポルトガル、スペイン、4次拡大国オーストリア、フィンランド、スウェーデンの 15ヶ国

⁴⁴ The Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement

⁴⁵ Gulf Cooperation Council（バーレーン、クウェイト、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE）

⁴⁶ 日・ASEAN 包括的経済連携協定

⁴⁷ ASEAN-韓国自由貿易協定

⁴⁸ ASEAN-中国自由貿易協定

⁴⁹ GDP、各国間の距離のデータが入手できた国・地域

⁵⁰ Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales

$lnimport_{ijt}$: RTA 締約国からの輸入額

$lngdp_{it}$: 輸入国の GDP

$lngdp/capita_{it}$: 輸入国の一人当たり GDP

$lngdp_{jt}$: 相手国の GDP

$lngdp/capita_{jt}$: 相手国の一人当たり GDP

$lndistance_{ij}$: 各国との距離

$Rtdummy_{ij}$: 各地域貿易協定ダミー

尚、回帰分析を行うにあたって説明変数の関係を見るために、相関係数を調べている。結果、高い相関は確認できなかった (表 2-6)。

表 2-6 相関係数

	lnigdp	lnippp	lnjgdp	lnjppp	lndist
lnigdp	1.0000				
lnippp	0.2726	1.0000			
lnjgdp	-0.1109	-0.0629	1.0000		
lnjppp	-0.0451	-0.0103	0.4023	1.0000	
lndist	0.0192	-0.1783	-0.1373	-0.1402	1.0000

また、筒井他 (2007) によると、多重共線性を検出する指標として分散拡大要因 (VIF: Variance Inflation Factor) を用いて測ることができる。回帰した際の決定係数 R_j^2 を用いて

$VIF_j = \frac{1}{1-R_j^2}$ で求められる (表 2-7)。

表 2-7 VIF

Variable	VIF	1/VIF
lnigdp	1.13	0.888588
lnippp	1.09	0.913818
lnjgdp	1.22	0.820411
lnjppp	1.2	0.830781
lndist	1.07	0.934909
Mean	1.14	

一般的に VIF10 以上で多重共線性があると判断されることが多い。この数値を相関係数に逆算すると 0.95 となる。よって相関係数が 0.95 未満であると多重共線性の問題はないと解釈できる。

表 2-8 は分析結果である。

表 2-8 分析結果

被説明変数は締約国からの輸入額

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
Reporter Gdp	1.244*** (0.200)	1.190*** (0.019)	1.225*** (0.019)	1.258*** (0.020)	1.224*** (0.194)	1.236*** (0.019)	1.204*** (0.019)	1.197*** (0.018)	1.196*** (0.018)
Reporter Gdp/capita	-1.116*** (0.028)	-0.066** (0.285)	-0.021 (0.028)	-0.022 (0.289)	0.007 (0.287)	0.004 (0.029)	-0.019 (0.029)	0.041 (0.028)	0.072** (0.028)
Partner Gdp	1.247*** (0.015)	1.258*** (0.145)	1.225*** (0.014)	1.258*** (0.015)	1.239*** (0.014)	1.253*** (0.014)	1.266*** (0.013)	1.243*** (0.014)	1.240*** (0.014)
Partner Gdp/capita	0.112*** (0.022)	0.155*** (0.022)	0.170*** (0.022)	0.144*** (0.023)	0.140*** (0.023)	0.170*** (0.023)	0.024** (0.011)	0.212*** (0.022)	0.205*** (0.022)
Distance	-0.901*** (0.046)	-0.966*** (0.045)	-0.931*** (0.045)	-0.949*** (0.046)	-0.999*** (0.045)	-0.971*** (0.045)	-0.969*** (0.044)	-0.937*** (0.043)	-0.943*** (0.043)
Asean	2.151*** (0.310)	2.182*** (0.299)	1.993*** (0.280)	1.910*** (0.285)	1.779*** (0.281)	1.747*** (0.285)	1.824*** (0.278)	1.756*** (0.270)	1.998*** (0.267)
Nafta	-0.154 (1.021)	-0.217 (0.975)	-0.055 (1.005)	-0.177 (1.026)	-0.130 (1.012)	-0.176 (1.027)	0.055 (1.007)	-0.114 (0.978)	-0.052 (0.970)
Eu15	0.007 (0.199)	-0.271 (0.191)	0.006 (0.195)	0.015 (0.199)	0.018 (0.197)	0.023 (0.199)	0.216 (0.193)	0.012 (0.189)	-0.015 (0.188)
Cer	2.618 (1.761)	2.443 (1.681)	2.334 (1.734)	2.086 (1.770)	1.852 (1.747)	1.690 (1.773)	2.008 (1.737)	1.594 (1.687)	1.686 (1.673)
Gcc	1.223*** (0.471)	1.401*** (0.545)	1.298*** (0.463)	1.415*** (0.515)	0.979* (0.509)	1.272*** (0.473)	1.441*** (0.463)	1.415*** (0.450)	1.281*** (0.447)
Mercosur	2.645*** (0.727)	2.364*** (0.694)	2.283*** (0.715)	2.030*** (0.730)	1.912*** (0.720)	1.912*** (0.730)	1.864*** (0.716)	1.826*** (0.695)	1.964*** (0.690)
Ajcep	1.285** (0.589)	1.097* (0.563)	1.002* (0.551)	0.976* (0.563)	1.070* (0.555)	1.269** (0.563)	1.374** (0.552)	1.331** (0.536)	1.165** (0.532)
Akfta	2.357*** (0.589)	2.264*** (0.563)	2.185*** (0.551)	2.271*** (0.562)	2.148*** (0.555)	2.269*** (0.563)	2.159*** (0.552)	1.983*** (0.536)	1.900*** (0.531)
Acfta	1.171** (0.593)	1.188** (0.036)	1.322** (0.554)	1.164** (0.566)	1.057* (0.558)	1.005* (0.566)	0.996* (0.555)	0.963* (0.539)	1.022* (0.534)
修正済決定係数	0.679	0.699	0.686	0.684	0.685	0.682	0.680	0.699	0.705
標準誤差	0.817	0.803	0.770	0.798	0.789	0.793	0.785	0.751	0.742
観測値数	6,761	6,432	6,973	6,873	6,861	7,119	7,087	7,105	7,063

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

分析結果の各地域貿易協定を比較すると、ASEAN と MERCOSUR はすべてにおいてプラスに 1%有意となり、域内貿易が盛んなことがわかる。NAFTA、EU15、CER は有意とはならなかった。2016 年の USA の輸入額を見てみると、1 位中国、2 位メキシコ、3 位カナダ、4 位日本となっている。2 位 3 位は NAFTA 締約国であるが、1 位の中国の輸入額は 2 位メキシコの 1.6 倍、3 位カナダの 1.7 倍となっている。CER にいたってはオーストラリアとニュージーランドの 2 国間のため、多国間貿易と比較すると貿易額は少なくなる。東アジアにおける日本、韓国、中国と ASEAN の貿易額を見てみると、韓国はすべてにおいて 1%有意となった。AKFTA は 2007 年の発効であるが、非常に活発に貿易が行われていることがわかる。韓国-ASEAN は緊密な関係と言える。日本、中国は韓国のようにすべて 1%有意とはならなかったが、すべての年において有意となっている。やはりアジアにおいては、ASEAN とグローバル・サプライチェーン、国際生産ネットワークが確立されていると言える。

また、輸出額でも同様の分析をした。

$$\begin{aligned} (\ln export_{ijt}) = & \beta_1(\ln gdp_{it}) + \beta_2(\ln gdp/capita_{it}) + \beta_3(\ln gdp_{jt}) + \beta_4(\ln gdp/capita_{jt}) \\ & + \beta_5(\ln distance_{ij}) + \beta_6(Rtadummy_{ij}) + \varepsilon_{ijt} \end{aligned}$$

$\ln import_{ijt}$: RTA 締約国からの輸入額

$\ln gdp_{it}$: 輸入国の GDP

$\ln gdp/capita_{it}$: 輸入国の一人当たり GDP

$\ln gdp_{jt}$: 相手国の GDP

$\ln gdp/capita_{jt}$: 相手国の一人当たり GDP

$\ln distance_{ij}$: 各国との距離

$Rtadummy_{ij}$: 各地域貿易協定ダミー

尚、各説明変数の相関係数は表 2-9 の通りである。

表 2-9 相関係数

	$\ln gdp$	$\ln ppp$	$\ln jgdp$	$\ln jppp$	$\ln dist$
$\ln gdp$	1.0000				
$\ln ppp$	0.2949	1.0000			
$\ln jgdp$	-0.1201	-0.0523	1.0000		
$\ln jppp$	-0.0440	-0.0285	0.4672	1.0000	
$\ln dist$	0.0342	-0.1836	-0.1328	-0.1429	1.0000

表 2-10 は分析結果である。

表 2-10 分析結果

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
Reporter Gdp	1.236*** (0.017)	1.203** (0.016)	1.225*** (0.016)	1.233*** (0.016)	1.186*** (0.016)	1.215*** (0.016)	1.238*** (0.017)	1.216*** (0.016)	1.252*** (0.016)
Reporter Gdp/capita	-0.247*** (0.023)	-0.222*** (0.023)	-0.146*** (0.023)	-0.132*** (0.023)	-0.059** (0.023)	-0.082*** (0.023)	-0.047* (0.024)	-0.016 (0.024)	-0.037 (0.024)
Partner Gdp	0.928*** (0.012)	0.940*** (0.012)	0.947*** (0.012)	0.957*** (0.012)	0.972*** (0.012)	0.970*** (0.013)	0.959*** (0.012)	0.968*** (0.012)	0.966*** (0.012)
Partner Gdp/capita	-0.007 (0.018)	-0.024 (0.018)	-0.268 (0.018)	-0.042** (0.019)	-0.049*** (0.019)	-0.012 (0.019)	-0.027 (0.020)	0.026 (0.019)	0.036* (0.019)
Distance	-0.989*** (0.038)	-1.024*** (0.037)	-1.054*** (0.037)	-1.014*** (0.037)	-1.079*** (0.036)	-1.070*** (0.037)	-1.051*** (0.038)	-1.041*** (0.037)	-1.044*** (0.036)
Asean	-2.488*** (0.860)	-2.508*** (0.848)	-2.659*** (0.811)	-2.974*** (0.826)	-2.904*** (0.800)	-2.978*** (0.814)	-3.019*** (0.846)	-2.812*** (0.818)	-2.281*** (0.801)
Nafta	0.389 (0.830)	0.450 (0.819)	0.370 (0.826)	0.414 (0.843)	0.274 (0.816)	0.246 (0.830)	0.340 (0.863)	0.273 (0.834)	0.295 (0.817)
Eu15	0.316* (0.162)	0.184 (0.160)	0.186 (0.160)	0.292* (0.163)	0.093 (0.158)	0.133 (0.160)	0.210 (0.167)	0.129 (0.162)	0.150 (0.158)
Cer	2.927** (1.432)	2.904** (1.413)	2.685* (1.426)	2.589* (1.454)	2.196 (1.407)	2.070 (1.432)	2.205 (1.490)	2.004 (1.440)	2.115 (1.409)
Gcc	1.061*** (0.383)	1.309*** (0.378)	1.168*** (0.381)	1.105*** (0.388)	1.013** (0.410)	1.123*** (0.382)	1.264*** (0.398)	1.252*** (0.384)	1.255*** (0.376)
Mercosur	2.072*** (0.591)	1.834*** (0.583)	1.690*** (0.586)	1.642*** (0.599)	1.401** (0.580)	1.444** (0.590)	1.560** (0.614)	1.467** (0.593)	1.605*** (0.581)
Ajcep	1.262*** (0.467)	1.104** (0.460)	0.936** (0.442)	1.002** (0.451)	0.981 (0.436)	1.207*** (0.444)	1.328*** (0.462)	1.263*** (0.446)	1.119*** (0.437)
Akfta	2.014*** (0.479)	2.044*** (0.473)	1.765*** (0.453)	2.006*** (0.462)	1.980*** (0.447)	1.901*** (0.455)	1.995*** (0.473)	1.818*** (0.457)	1.627*** (0.447)
Acfta	0.747 (0.482)	0.802* (0.476)	0.955** (0.456)	0.928** (0.465)	0.843* (0.450)	0.972** (0.457)	1.048** (0.476)	0.960* (0.460)	0.899** (0.450)
修正済決定係数	0.680	0.685	0.686	0.678	0.692	0.687	0.671	0.687	0.701
標準誤差	0.657	0.641	0.623	0.645	0.631	0.638	0.667	0.639	0.627
観測値数	6,806	6,840	7,043	7,082	6897	7102	7126	7095	7077

() 内は標準偏差、***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

GCC、MERCOSUR、AKFTA はすべてプラスに有意となった。輸出においても域内貿易が盛んなことがわかる。AJCEP、ACFTA においてもすべてではないがプラスに有意となった。日本、韓国、中国において ASEAN は生産国であり、また消費国でもあることが言えるのではないだろうか。また、面白いことに ASEAN においてはマイナスに1%有意となった。ASEAN の2016年の輸出先を見てみると、1位は中国、2位アメリカ、3位日本、4位香港となっている。上位4か国で ASEAN 域内の輸出額の1.6倍はある。そのあとはマレーシア、シンガポールと続く。やはり消費大国としての中国、アメリカ、日本等への輸出が盛んであることが出ているのではないだろうか。

また、説明変数の GDP や一人当たり GDP の内生性があると指摘される。Baier and Bergstrand (2007) においては、内生性に対処するにはパネルデータ分析(固定効果)を行うことにより、信頼できる推計ができるとしている。よってパネルデータ分析を行った。表 2-11 はその分析結果である。

表 2-11 分析結果（パネルデータ分析、固定効果）

	Import		Export	
	(1)	(2)	(3)	(4)
Reporter Gdp	1.215*** (0.006)	1.220*** (0.006)	1.223*** (0.005)	1.223*** (0.005)
Reporter Gdp/Capita	-0.068*** (0.009)	-0.020** (0.009)	-0.146*** (0.008)	-0.114*** (0.008)
Partner Gdp	1.265*** (0.005)	1.256*** (0.005)	0.965*** (0.004)	0.956*** (0.004)
Partner Gdp/Capita	0.103*** (0.006)	0.112*** (0.006)	-0.019*** (0.006)	-0.015** (0.006)
Distance	-1.066*** (0.013)	-0.951*** (0.015)	-1.135*** (0.011)	-1.0390*** (0.012)
Asean		1.890*** (0.094)		-2.767*** (0.275)
Nafta		-0.088 (0.334)		0.346 (0.277)
Eu15		0.047 (0.065)		0.191*** (0.054)
Ger		2.101*** (0.577)		2.426*** (0.478)
Gcc		1.358*** (0.160)		1.180*** (0.129)
Mercosur		2.098*** (0.238)		1.648*** (0.197)
Ajcep		1.177*** (0.185)		1.131*** (0.150)
Akfta		2.170*** (0.185)		1.908*** (0.154)
Acfta		1.065*** (0.186)		0.921*** (0.155)
year	yes	yes	yes	yes
決定係数 (within)	0.685	0.069	0.682	0.685
(between)	0.659	0.663	0.658	0.661
(overall)	0.684	0.687	0.681	0.684
標準誤差	0.252	0.261	0.207	0.214
観測値数	62,274	62,274	63,068	63,068

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

結果はそれほど大きくは変わらない。NAFTA においては輸入、輸出ともに有意とはならなかった。Eu15 は輸入は有意とはならなかったが輸出が有意となった。輸出は年によって有意となることがあったため、その効果が出ている。CER は輸入も輸出も有意となった。これは単年で

分析した場合と相違があるが、全体的にみると地域貿易協定の締結による効果があったことを示している。

2-7. おわりに

1990年代から急速に増えてきた地域貿易協定であるが、当初2国間など近隣諸国間で始まった地域貿易協定は現在地域を超え多国間で締結されるようになった。世界貿易機関の多国間交渉が暗礁に乗り上げ、貿易自由化の交渉は膠着状態となつてから、各国は地域貿易協定の締結へとその政策を移行していった。日本は当初世界貿易機関における多国間交渉を優先する政策をとっていたが、2002年初の地域貿易協定をシンガポールと締結し、その潮流に乗ることになる。当初は近隣諸国を中心に2国間地域貿易協定の締結を推進、2008年に初の多国間地域貿易協定であるASEAN包括的経済連携協定を発効する。その後も2国間の経済連携協定の発効が続くが、次第に多国間交渉も推進していくことになる。2018年12月に環太平洋パートナーシップ協定が発効、2019年2月には日EU経済連携協定が発効された。他にもアジア太平洋自由貿易圏の交渉が進んでいる。

地域貿易協定が締結されると、経済ブロックが形成されることになり、域内は関税が撤廃され貿易自由化が推進されるが、域外には関税障壁が残る。それまで経済ブロックがない状態で貿易を行っていた国は関税の壁を意識し、それまでの取引国・調達国から関税がかからない域内国からの調達に変更するかもしれない。取引国・調達国の変更は、取引価格や品質に影響を及ぼす可能性も多いにある。遠藤（2005）では、地域貿易協定による厚生効果として、調達価格の高い国から安い国へと供給源をシフトする貿易創出効果、逆に調達価格の安い国から高い国へと供給源を転換する貿易転換効果、締約国間に調達先を変更することにより関税撤廃の効果を得ることができるが交易条件の有利不利によって厚生に変化を及ぼす域内交易条件効果、締約国を經由して他の域内国へと輸出することも可能かもしれないが、実態としては原産地規則が設定されるため便益は特定国へと限定され、しかし国内消費する物品をどこから調達するかまた自国産品の輸出先を締約国内とするか域外とするかにより発生する厚生である直接・間接貿易屈折効果を挙げている。

実証分析は、各代表的な地域貿易協定域内でどのくらいの貿易が行われているかをASEAN、CER、EU15、GCC、MERCOSUR、NAFTA、そして東アジアで影響の大きい。日本、中国、韓国とのRTAであるAJCEP、ACFTA、AKFTAを分析の対象とし、輸入額、輸出額を用いて2008年から2016年までの変化を回帰分析した。輸入額を被説明変数とした分析ではASEAN、GCC、MERCOSUR、AJCEP、AKFTA、ACFTAにおいてはプラスで有意となっている。これは域内貿易が活発であることを明らかとしている。NAFTAではすべてマイナスとなり有意とはならなかった。NAFTAの1国であるアメリカの最大の輸入先は中国であり、トランプ政権でも米中貿易摩擦として激しく対立している。そのような影響もあり有意とはならなかったとも考えられる。EU15も同じく有意とはならなかった。CERは2国間のため、多国間と比較するとやはり限定的になることは確かである。輸出額を被説明変数として分析した結果は、GCC、

MERCOSUR、AJCEP、AKFTA、ACFTA においては輸入額と同様の結果が得られた。NAFTA、EU15 も有意とならなかったのは同様である。大きく違ったのは ASEAN である。輸入の場合はプラスで 1%有意となったが、輸出の場合はマイナスで 1%有意となった。非常に面白い結果であり、現在の ASEAN の立ち位置を如実に表していると思われる。グローバル・ネットワークおよびグローバル・サプライチェーンの中核として域内から調達した原材料及び部品を生産・組立てし、消費大国であるアメリカや中国、日本へ輸出する、世界の生産地としての地位を確立していると言える。ASEAN は ASEAN+1 の地域貿易協定を中国、日本、オーストラリア・ニュージーランド、韓国、インドと締結し、さらに RCEP、FTAAP⁵¹などの構想がある。これからもアジアの中核として自由貿易構想を東アジア経済圏の主要国である我が国日本、中国、韓国等と共に推進して行ってほしい。

⁵¹ アジア太平洋自由貿易圏 (Free Trade Area of the Asia Pacific)、アジア太平洋経済協力会議 (APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation) による自由貿易圏構想。

第3章 原産地規則

3-1. はじめに

貿易における原産地規則とは、貨物の原産国（国籍）を決めるためのルールである。私達に国籍があるように、物品にも国籍に該当する原産地を与えるものである。1国で生産されたものは当該国の原産であることを明らかにできるが、複数国を跨いで生産されたものはどこの国の原産とすべきか判断できない。日本において原産地の認定基準は、関税法施行令第4条の2において、「一、一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品、二、一の国又は地域において、完全に生産された物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部として、これに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品であること」、とされている。要するにその国で完全に生産されたもしくは採取された産品、もしくはその国で原材料から製品における工程で大きな変化が行われた産品をその国の原産品とするものである。現在多くの地域貿易協定（**Regional Trade Agreement : RTA**）が締結されている中、どの国の原産品であるかは当該協定を適用できるかどうか大きな判断の分かれ目となる。地域貿易協定締約国間では関税障壁が撤廃されるが、域外国には依然として関税障壁が残るためである。締約国の原産品と認められたものは、その原産地規則により関税の便益を受けることができるが、そうでない場合は関税が賦課されることになる。このように定められた原産地規則のルールによって地域貿易協定の質を測ることが可能と言っても過言ではない。原産地規則は非関税障壁としての役割を担っている。どこの国を原産国にするかという基準を定めることにより原産国が定められるため、そのルールによって各地域貿易協定を利用できるかが決まる。その原産地規則を厳しくすることにより、非関税障壁として壁を築くことができる。世界税関機構（**WCO : World Customs Organization**）において原産地規則の統一的解釈基準が議論されているが、その調和作業は完了しておらず、原産地規則は各地域貿易協定によってルールが異なっている。その各地域貿易協定の原産地規則を概観する。そして我が国日本が締結している地域貿易協定の原産地規則を検証する。原産地規則は一定のルールに従って決められており、その制限性が注目される。近年の北米自由貿易協定（**North America Free Trade Agreement : NAFTA**）の再交渉の場においても、自動車の原産地規則が取り上げられている。原産地規則の制限性とは何か、その制限性はどのような影響を及ぼすのかを検証する。また、日本を中心とした地域貿易協定の原産地規則を数値化し、各地域貿易協定にどのような影響を与えているのかを見る。

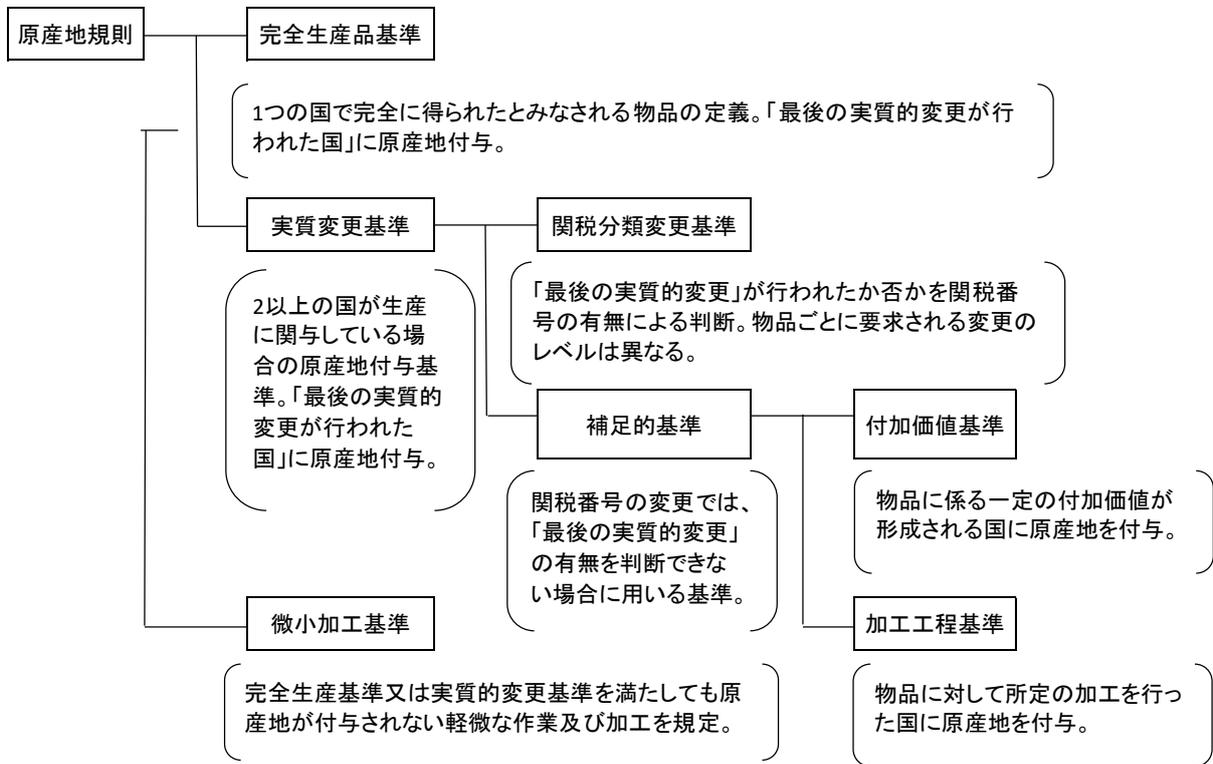
本章の構成は、第2節で原産地規則を概観し、第3節で世界の主要な地域貿易協定における原産地規則の特徴を見る。第4節で先行研究を紹介、第5節で先行研究で得た原産地規則の制限度を応用し、独自の原産地制限度（**RoO Index : Rules of Origin Index**）を構築する。第6節では構築した **RoO Index** に基づき、各地域貿易協定の原産地規則の特徴を確認し、比較、検討する。第7節はまとめである。

3-2. 原産地規則とは

原産地規則には大きく分けて2つの種類がある。1つは特惠原産地規則であり、もう1つは非特惠原産地規則である。特惠原産地規則とは、地域貿易協定締約国の産品かどうかを判断するため、若しくは開発途上国からの輸入に適用可能な一般特惠関税（Generalized System of Preference：GSP）を判断するための原産地基準である。非特惠原産地規則とは、世界貿易機関（World Trade Agreement：WTO）の協定税率を適用するため、貿易統計を取るため、アンチ・ダンピング協定等を適用するためなどの政策に係る原産地規則である。

WCOにおける原産地規則調和作業は1995年に開始され、当初期限は3年間とされていたが、現在も継続作業中となっている。図3-1はWCOにおいて調和作業を行っている原産地規則の体系図である。

図3-1 WCO 原産地規則調和作業体系図



2018年不公正貿易報告書より引用

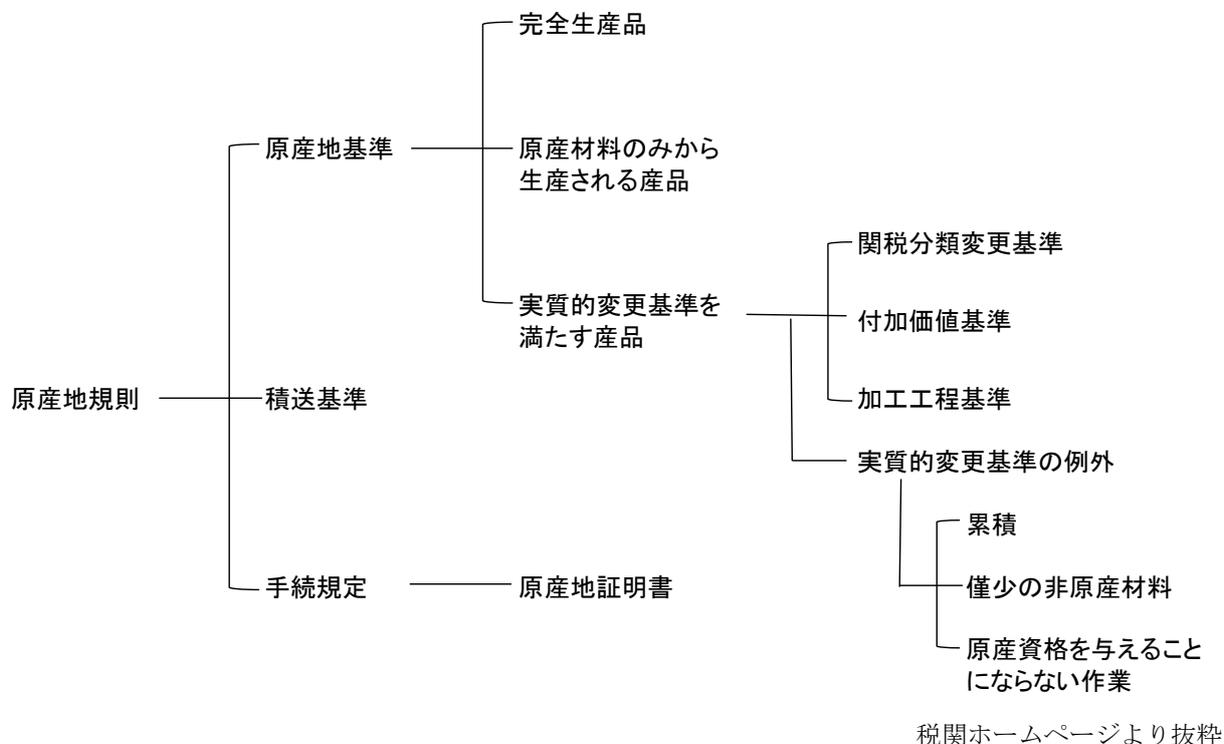
WCOでの調和作業終了後は、WTOで承認を受け正式に合意に至ることになる。この作業はWTOにおいて各品目の類における共通な問題を取りまとめたものをイシューとして検討しており、約7割が合意に至っている⁵²。

また、図3-2は我が国日本のEPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）原産

⁵² 2018年不公正貿易報告書より

地規則である。基本的に WCO 原産地規則に従っている。

図 3-2 EPA 原産地規則



原産地規則には原産地基準、積送基準、手続的要件がある。原産地基準は原産地がどこであるかを判断するものである。基準としては農産物等当該国で完全に生産されたものである完全生産品、例えば生きている動物で当該国で生まれかつ生育されたもの、これは当該国において完全に生産（生育）されたものであることは明らかである。締約国の原産材料を使用して生産される産品である原産材料のみから生産される産品、これは実質的には非原産材料（他の国で生産された原材料）を使用して当該国で材料にしたものも含まれている。当該国で完全に生産されたものではないが、非原産材料を使用し当該国で実質的に変更が加えられ当該国の産品として認めるものである実質的変更基準（大きな変化が行われた）を満たす産品がある。実質的変更基準としては、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準がある。関税分類変更基準とは、材料と最終産品の間に関税分類番号の変更があったものである。関税分類番号は H.S.CODE 「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約」に基づいて定められている。例えば H.S.CODE 3908.10 合成樹脂（ポリアミド）を使用し、5503.20 合成樹脂の短繊維を製造する。ここでは H.S.CODE2 桁（39 類から 55 類へ）の関税分類変更が行われたことになる。要するに非原産材料と出来上がった産品の分類が違うものになることである。その分類である H.S.CODE は 6 桁が世界共通で使用されており、大分類から中分類、小分類と分類されており、更に国によって細分化されているものである（統計細分）。

表 3-1 は我が国の統計番号を示したものである。

表 3-1 統計番号(H.S.CODE 5503.20 合成繊維の短繊維)

55	人造繊維の短繊維及びその織物		
大分類	03	合成繊維の短繊維	
中分類	20	ポリエステルのも	
小分類	010	3.88デシテックスを超え22.23デシテックス未満のもので、かつ、長さが25ミリメートル以上80ミリメートル以下のもの	
		統計細分	

税関ホームページ実行関税率表より筆者作成

付加価値基準とは、当該国で一定以上の付加価値を付与したものを当該国産品として認めるものである。例えば、車を組み立てる場合、非原産材料を車全体の何割使用したか、若しくは自国で車全体の何割を付加したか、によって原産国が決まるものである。40%付加価値基準など基準となる割合を設定する。締約国でどのくらいの付加価値をつけるかによって原産地規則を満たすかどうかが決まることになるため、付加価値基準が高ければ高いほど、厳しい原産地規則を課すことになる。今般の NAFTA における自動車の域内原産地割合が当初の 50%から 75%に引き上げられたのは自国関与基準を引き上げた何物でもない。加工工程基準とは当該国で一定の加工が行われた場合に当該国産品として認めるものである。テキスタイル及びアパレルに多く設定されているもので、前述の H.S.CODE 5503.20 合成繊維の短繊維を使用し H.S.CODE 5509.11 合成繊維の紡績糸（単糸）を作る。その後 5512.11 合成繊維の短繊維の織物（漂白していないものおよび漂白したもの）にし、最終 6205.30 男性用のシャツ（人造繊維製のもの）を作成する。繊維関連においては特定の加工要件が定められており、糸類は繊維原料より梳毛工程及び紡績工程を行うこと（糸にする）を必要とし、織/編物類は糸・特殊糸を紡績もしくは染色工程+製織/編立工程を行うこと（生地にする）を必要とする。衣類（製品）は織物/編物類を製織/編立工程+裁断・縫製工程を行うこと（製品にする）ことを必要としている⁵³。地域貿易協定においては品目別原産地規則で必要な加工要件を定めている。この場合、5503.20 の材料を使用し H.S.CODE 5509.11 の糸にすることで1工程、さらに H.S.CODE 5512.11 の生地にすることで1工程、その生地を使い H.S.CODE 6205.30 の製品にすることで1工程となる（図 3-3）。加工工程基準は締約国で指定された工程を行うことで当該国の原産と見なすものである。我が国日本が締結している地域貿易協定では繊維製品においては基本的に2工程基準をとっている。

⁵³ 2011年8月改 経済産業省“繊維製品の原産地規則・証明に関する留意事項”より

図 3-3 加工工程

HS CODE	品名	工程
5503.20	合成繊維の短繊維	1工程
↓		
5509.11	合成繊維の紡績糸(単糸)	1工程
↓		
5512.11	合成繊維の短繊維の織物(漂白していないものおよび漂白したもの)	1工程
↓		
6205.30	男性用のシャツ(人造繊維製のもの)	

税関ホームページ実行関税率表を元に筆者作成

実際の出産地規則を見ても。前述の H.S. CODE 6205.00 男性用のシャツ（人造繊維製のもの）の日シンガポール経済連携協定の原産地規則は、“第 62.01 項から第 62.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更、（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項又は第 60 類の非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。）” となっている。（ ）内に分類される素材（生地）を使用した場合は締約国内及び ASEAN で生地が生産されたものを使用しないと原産地規則を満たさないことになるが、（ ）内に含まれていない分類、例えば第 59 類（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品）を使用して産品にした場合は、生地の原産国は問はず類の変更（第 59 類から第 62 類へ）を満たせば原産地規則を満たすことになる（表 3-2）。

表 3-2 日シンガポール経済連携協定 H.S.CODE 6205.30 男性用シャツ（人造繊維製のもの）における生地の種類及び原産国による適用の有無

分類	品名	生地原産国が締約国内に限定
第50類	絹及び絹織物	5007
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	5111-5113
第52類	綿及び綿織物	5208-5212
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	5309-5311
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	5407-5408
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	5512-5516
第56類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物	60

日シンガポール経済連携協定原産地規則より筆者作成

さらに、実質的変更基準の例外として、累積、僅少の非原産材料、原産資格を与えることにならない作業がある。累積とは、締約国の原産品を自国品と同様の扱いとするものである。僅少の非原産材料とは、非原産材料を使用し製品にする場合であっても、その材料が僅かなものであれば、原産に影響を及ぼすものでないと無視する考え方で、全体の重量や金額の10%未満等割合が定められている。原産資格を与えることにならない作業とは、原産資格を与えることにならない保管、包装や仕分作業等特定の作業を行った場合は原産資格に影響を及ぼさないとしているものである。積送基準としては、基本的に直送を前提としており、第三国を経由する場合は第三国で行われる作業が原産地基準を阻害しない行為（産品を良好な状態に保存するための必要作業のみ）としており、域外国で手を加えていないことが証明される必要がある。手続規定としては、その国の原産であることを証明するための書類を定めている。各協定で定められている証明書は表 3-3 の通りである。

表 3-3 各経済連携協定の原産地証

締約国	第三者証明制度	認定輸出者証明制度	自己証明制度
シンガポール	○		
メキシコ	○	○	
マレーシア	○		
チリ	○		
タイ	○		
インドネシア	○		
ブルネイ	○		
ASEAN	○		
フィリピン	○		
スイス	○	○	
ベトナム	○		
インド	○		
ペルー	○	○	
オーストラリア	○		○
モンゴル	○		
CPTPP			○
EU			○

各経済連携協定協定文より筆者作成

証明方法としては3つの方法があり、第三者証明制度、認定輸出者証明制度、自己証明制度である。第三者証明制度とは、当事者以外の第三者が原産を証明する制度で、日本の場合は日本商工会議所がその発給業務を行っている。証明書を発給してもらうには企業登録、原産地判定等が必要となり、証明書発行手数料もかかる。認定輸出者証明制度とは、指定機関より認定を受けた輸出者が自ら証明する制度で、INVOICE等で原産である旨を証明することが可能である。日本の場合認定を受けるためには経済産業大臣に申請をし、審査を受ける必要があるが、証明は自己が作成するINVOICE等で可能であるため、輸出毎の証明は第三者証明制度より簡易的である。自己証明制度とは、輸出者、輸入者、生産者自らが原産を証明する制度である。自らが証明することができるため、他の2つの証明制度よりは費用も掛からず簡易的に証明が可能である。ただ、原産を証明するための根拠となる書類等を取り揃えておく必要があり、その証明には多大な時間と書類作業を要するため、第三者証明制度や認定輸出者制度よりも煩雑である場合が多い。いずれの証明制度を利用するにおいても、原産地規則をよく読み、理解する必要がある。特に品目別原産地規則は難解である部分もあり、高度な知識を要求される。

3-3. 世界の原産地規則

我が国の原産地規則は前節で見た通りであるが、世界の各地域貿易協定の原産地規則はどのようになっているであろうか。世界のEPA/FTA原産地規則は大別して3つの類型が存在⁵⁴してい

⁵⁴ 経済産業省 2017年不公正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第1章 物品貿易の諸論点より

る。NAFTA に代表される米州型、EEA を基準とした原産地規則を採用している EU の欧州型、ASEAN に代表されるアジア型である。

米州型は関税分類変更基準をベースとし、重要品目には付加価値基準をプラスしている。品目別規則では、繊維及び繊維製品にヤーン・フォワード・ルールを採用しており、糸から域内国で生産される必要があるという厳しい条件を課しており、最終製品にするには3つの工程を経ないと当該国の原産とは見なされない。表 3-4 は NAFTA における繊維製品の繊維製品の原産地規則である。

表 3-4 NAFTA における繊維製品の原産地規則

糸の生産	布の生産	アパレル製品の NAFTA原産地資格
域内	域内	○
域外	域内	×
	域外	×

2007 年不公正貿易報告書より引用

自動車においては4桁の関税分類変更基準に加え付加価値基準を取っており、域内原産割合 (Regional Value Content) は製品の取引価格から算出する取引価格方式 (Transaction Value Method) の場合は60%以上、材料費、人件費など費用を計算して算出する純経費方式 (Net Cost Method) の場合は50%以上となっており、その付加価値も協定発効当初域内原産割合50%から最終62.6%まで引き上げられる⁵⁵。更に第2章で述べた通り、2018年に行われた再交渉では更にこの割合が75%まで引き上げられており、プラス賃金条項 (LVC: labor Value Content) を条件として追加している。また証明制度は自己証明制度を取り入れており、いわゆる「企業の自己責任原則」取っている。

EU型における特惠原産地規則は完全生産品、加工工程基準、付加価値基準を取り入れているが、特徴的なのは累積制度である。2国間累積、地域累積、多国間累積、完全累積という種類がある。2国間累積は2国間でのみ累積が可能な制度で、2国間の地域貿易協定などが該当する。地域累積は一定の地域内で生産された産品を累積し、その地域の原産とするもので、特惠関税適用国 (GSP: Generalized System of Preference) に適用されている。多国間累積は汎欧州地中海累積があり、相互に地域貿易協定が締結されている場合、同一の原産地規則であれば相手が締約している国にも累積を適用するものである。完全累積は、EUとEEA (European Economic Area) 諸国であるリヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランド、地中海諸国の一部の国との間で適用される累積制度である。EUは欧州のみならず「汎欧州地中海原産地規則制度」を制定しており、EU諸国とEFTA (European Free Trade Association) 諸国 (リヒテンシュタイ

⁵⁵経済産業省 2007年不公正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第1章 物品貿易の諸論点より

ン、ノルウェー、アイスランド、スイス)、エジプトやアルジェリアなど地中海沿岸諸国 10 ヶ国を対象として自由貿易圏の形成を進めている⁵⁶。

アジア型は付加価値基準（地域原産割合 40%）と関税分類変更基準（HS4 桁）の選択制となっている。品目別規則には付加価値基準、関税分類変更基準がある。基本的な原産地規則の構造は似ているが、品目別規則など分野によってはかなり違う政策をとっている。

3-4. 先行研究

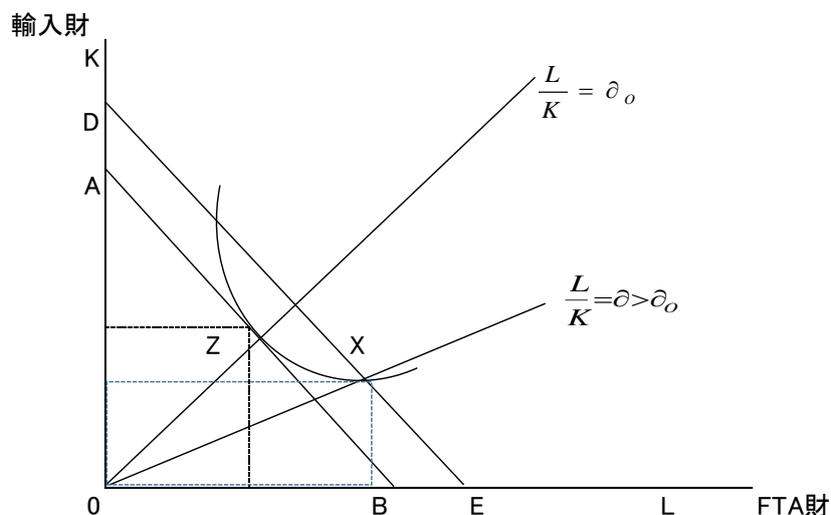
地域貿易協定における原産地規則の先行研究では Krishna (2006) は原産地規則と生産コストの関係に注目し、Estevadeordal (2000) は原産地規則の制限度を数値化、Estevadeordal and Suominen (2006) では原産地規則の制限度を数値化した Estevadeordal RoO Index を利用して各 RTA の制限度を検証している。Cadot, Estevadeordal and Suwa-Eisenmann

(2006) では輸出補助金と原産地規則の関係を測り、Harris (2007) は Estevadeordal の RoO Index を更に細分化し複雑な原産地規則に対応できるように Harris RoO Index を構築している。Hayakawa (2012) も Estevadeordal の RoO Index を改良した RoO Index を構築し、実証分析している。

Krishna (2006) では、RTA における原産地規則の基本的な影響として、生産コストの上昇に注目している。RTA を締結する前は最適な調達価格で材料の調達をしていた企業は、RTA の締結により関税の便益を受けようとする材料の調達国を RTA 締約国からの調達に切り替える必要がある。図 3-4 は原産地規則によるコストの比較である。

⁵⁶ ジェトロ ユーロトレンド 2009.6 EU の FTA 戦略および主要 FTA の交渉動向より

図 3-4 原産地規則によるコスト比較



Krishna (2006) より引用

RTA 財 L と輸入財 K を使用し生産する場合、本来 L と K の最適な投入割合は Z であるが、原産地規則による地域原産割合により投入割合を X に変更しなければ RTA の便益を受けることができない。よって投入割合を X に変更すると、単位コストラインが AB から DE へと上昇する。RTA 財をより多く使用することによりコストが上昇することになる。

Estevadeordal (1999) では、北米自由貿易協定 (NAFTA) における原産地規則の制限度を数値化している (表 3-5)。

表 3-5 Estevadeordal RoO Index

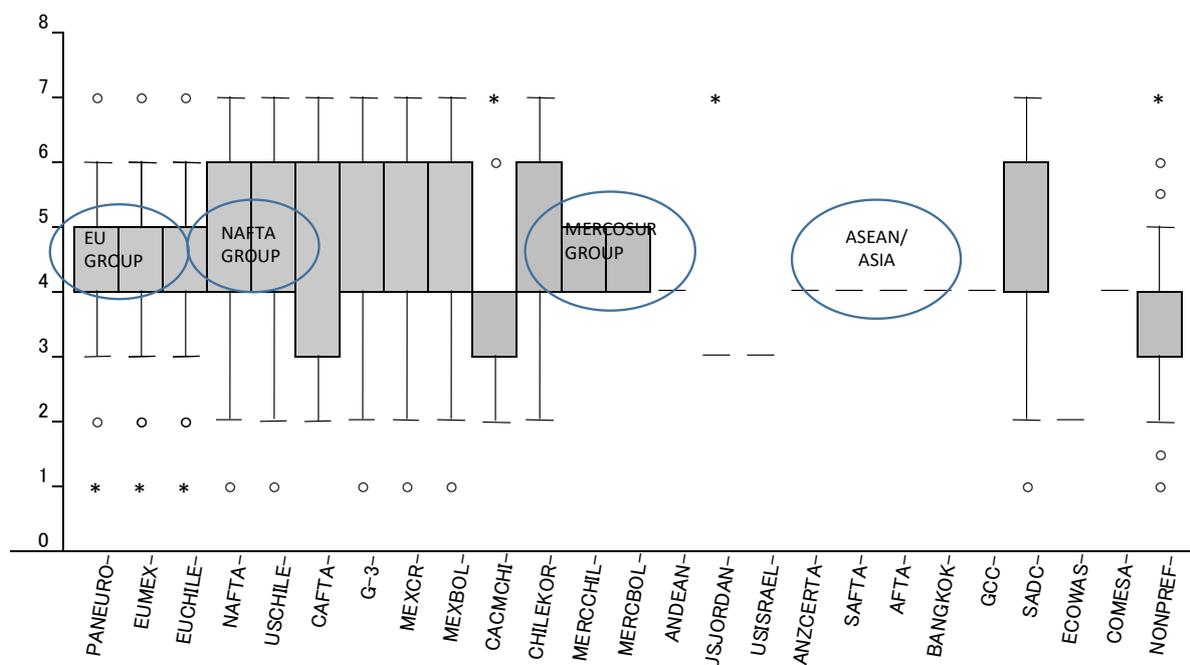
y = 1 if $y^* \leq CI$	CI...Change of Item (8桁分類変更)
y = 2 if $CI < y^* \leq CS$	CS...Change of Subheading (6桁分類変更)
y = 3 if $CS < y^* \leq CS$ and VC	CH...Change of Heading (4桁分類変更)
y = 4 if CS and $VC < y^* \leq CH$	CC...Change of Chapter (2桁分類変更)
y = 5 if $CH < y^* \leq CH$ and VC	VC...Value-Content Criterion (付加価値基準)
y = 6 if CH and $VC < y^* \leq CC$	TECH...Technical Requirement (加工工程基準)
y = 7 if $CC < y^* \leq CC$ and TECH	

Estevadeordal (1999) より引用

NAFTA は関税分類変更を基本としているため、関税分類変更を中心として付加価値基準は 4 桁関税分類変更と 2 桁関税分類変更の間の制限度とし、加工工程基準は 2 桁関税分類変更よりも制限度を高くして数値化している。数値は 1 (低) から 7 (高) までで制限度を表している。

Estevadeordal and Suominen (2006) ではこの Estevadeordal の RoO Index を使用し、各 RTA の制限度を検証している (図 3-5)。

図 3-5 RTA における原産地規則の制限性



Estevadeordal and Suominen (2006) より筆者加筆

Estevadeordal RoO Index で分類すると、いくつかのグループに分かれる。一番制限的な RTA は NAFTA グループで、アメリカを中心とした RTA ということになる。次に EU グループ、MERCOSUR グループとなる。ASEAN を中心とした ASIA は付加価値基準を取っている RTA が多く、Estevadeordal RoO Index で制限度を数値化するとすべて 4 になる。付加価値の割合はすべて無視されるためである。

また各協定の分野別に原産地規則の制限度を見ている (表 3-6)。Estevadeordal RoO Index の中心が 4 となっているため、1-2 が制限度が緩く、3-5 が 4 を中心とした中心的制限度、6-7 が制限的と考えることができる。第 1 分類 Live Animals、第 2 分類 Vegetable Products は原産地規則が完全生産品となっている協定が多いため、RoO Index は高くなる。動植物に関しては当然のことかもしれない。製造分野で見ると、Textile and App.が 6 以上の RoO Index となっているのが多く、制限的であることがわかる。原産地規則は各協定によって違っており、各国の守りたい分野によってその制限度が違ってくる。Textile and App.は各国守りたい分野であることが鮮明に出ているのではないだろうか。

表 3-6 Estevadeordal RoO Index selected PTAs

HSSection	PAN- EURO	EFTA- MEX	NAFTA	US- Chile	CAFTA	CR- MEX	G-3	Chile- CACM	JSEPA	Chile- Korea	SADC	Non- pref.avg
1 Live Animals	7.0	5.3	6.0	6.0	6.0	6.0	5.4	5.9	7.0	6.0	7.0	6.2
2 Vegetable Products	6.6	4.0	6.0	6.0	5.9	6.0	6.7	5.6	7.0	6.1	6.6	6.6
3 Fats and Oils	4.7	4.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.5	3.0	7.0	7.0	7.0	4.0
4 Food, Bev. & tobacco	5.0	4.4	4.7	5.7	5.7	5.4	4.8	3.7	6.8	5.2	5.4	4.6
5 Mineral Products	3.5	3.5	6.0	3.9	4.0	5.7	5.7	5.3	6.6	5.4	4.0	4.8
6 Chemicals	3.9	3.8	5.3	2.6	2.5	3.8	3.9	2.6	3.7	4.0	4.0	2.5
7 Plastics	4.9	4.9	4.8	3.7	3.6	4.2	4.2	3.2	4.0	4.1	4.7	4.0
8 Leather Goods	3.3	3.5	5.6	5.0	4.5	5.5	5.5	3.7	4.0	4.9	3.8	3.4
9 Wood Products	2.9	2.9	4.0	4.1	4.1	4.7	4.6	3.2	4.0	4.1	4.8	3.3
10 Pulp and Paper	4.4	4.6	4.8	4.9	4.9	6.0	6.2	4.1	4.0	4.3	4.3	3.9
11 Textile and App.	6.1	6.1	6.9	5.9	5.9	5.8	5.8	4.5	6.0	5.5	6.1	3.4
12 Footwear	2.8	4.1	4.9	4.8	3.8	4.8	4.3	3.5	4.3	4.7	2.6	3.7
13 Stone and Glass	3.7	3.7	4.9	4.4	4.4	4.9	5.0	4.2	4.0	5.0	3.7	3.5
14 Jewellery	3.7	3.7	5.3	5.2	4.9	5.4	5.4	4.0	4.0	5.4	3.7	3.4
15 Base Metals	4.2	4.0	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	3.8	4.0	4.5	3.9	3.4
16 Mach. & Elec. Eq.	4.8	4.0	3.2	2.9	2.8	3.7	4.5	4.3	6.0	3.8	4.1	3.6
17 Transportation Eq.	4.7	4.2	4.8	4.2	3.7	4.2	3.3	3.4	4.0	4.3	3.8	3.8
18 Optics	5.0	4.4	4.0	4.5	4.1	3.8	4.8	4.0	4.0	4.3	3.9	3.5
19 Arms & Ammun.	4.0	4.0	4.7	5.5	5.5	5.5	5.9	4.0	4.0	4.8	3.1	4.0
20 Works of Art, Misc.	4.1	4.1	5.1	5.3	5.2	5.8	6.0	3.6	4.6	4.7	4.0	3.3
Average	4.5	4.2	5.1	4.8	4.3	4.8	4.9	4.0	4.9	4.9	4.5	3.9

Estevadeordal and Suominen (2006) より引用

Harris (2007) では、Estevadeordal RoO Index を更に細分化した RoO Index を構築している。関税分類変更を基準としているが、原産地規則には例外があるため、その例外に対応するように制限度を設定（制限度±）している。また、付加価値基準は地域原産割合によってその制限度を変えている。少なくとも前述の Esteradeordal RoO Index の RTA 別で見た場合の数値は ASEAN を中心とした ASIA の数値は+5 となり、Esteteadeordal RoO Index よりも制限的となる（表 3-7）。

表 3-7 Harris RoO Index

Change of classification points		Exception Points :	
ΔI	+2	exI	+4
ΔS	+4	> exI and \leq exS	+5
ΔH	+6	> exS and \leq exH	+6
ΔC	+8	> exH and \leq exC	+7
		> exC	+8
Addition Points :		Value Text Points :	
addI	-5	> 0% and \leq 40%	+5
> addI and \leq addS	-6	> 40% and \leq 50%	+6
> addS and \leq addH	-7	> 50% and \leq 60%	+7
> addH and \leq addC	-8	> 60%	+8
Add without CC	+8	Net Cost	+1
Technical Requirement Points :	+4	I...Change of Item(8桁分類変更)	
Alternative Rule Points :	-3	S...Change of Subheading(6桁分類変更)	
Wholly obtained	+16	H...Change of Heading(4桁分類変更)	
		C...Change of Chapter(2桁分類変更)	

Harris (2007) より引用

Exceptions (例外) は、C (関税分類変更) より第三国の投入財を減少させるため、制限的という観点から、例外が関税分類変更 2 桁なのか 4 桁なのか 6 桁なのかで制限度を設定している。Additions (追加) は関税分類変更よりも第三国からの投入財を許容することになる。よって関税分類変更を緩める効果がある。Value Text (付加価値) は当該国で製品全体に変化を必要とするものであるが、当該国での付加価値割合をどの程度とするかによって制限度はかなり変わる。よって割合によって制限度を変えている。Technical Requirements (加工工程) は特別な投入財もしくは製造工程を取る場合の制限度として設定している。例えば第 11 部の紡織用繊維及びその製品の場合、関税分類変更 2 桁の変更は困難な場合が多い。綿糸 (H.S.CODE 5205.11) を綿織物 (H.S.CODE 5208.11) にしても同類となり、実綿 (HS5201.10) を綿織物 (H.S.CODE 5205.11) にしても同類となる。また綿織物 (H.S.CODE 5208.11) を男子用ジャケット (H.S.CODE 6203.32) にすると類の変更となるが、単純に言うと生地を裁断して縫った (組み立てた) ということになる。この考え方からすると加工工程基準の +4 というのは妥当な制限度と言えるかもしれない。Alternative Rule Points は“又は”の場合を -3 とするものである。選択できる場合、いずれかのルールを満たせばよいため、制限度が緩くなるという考え方である。

また Hayakawa (2012) では、RoO Index を表 3-8 の通りに設定している。

表 3-8 Hayakawa RoO Index

ROO Type	Score	
CS/RVC	1	CS…Change of Subheading
CS/RVC/TECH	1	CH…Change of Heading
CS	2	CC…Change of Chapter
CH/RVC	3	RVC…Value-added Content
CH/RVC/TECH	3	TECH…Specific Manufacturing or processing operations
CH/TECH	3	WO…Wholly-obtained
CH	4	
RVC	4	/…or
CH&RVC	5	&…and
CH&TECH	5	
CC/RVC	6	
CC	7	
CC&TECH	8	
WO	8	

Hayakawa (2012) より引用

Estevadeordal 方式で関税分類変更基準を中心とし、付加価値基準や加工工程基準を選択若しくは追加によって制限度を設定している。or (/) は2つ選択肢からいずれかを選択しその原産地規則を満たせばよく、and (&) は双方の基準を満たす必要がある。よって or より and の方が厳しい原産地規則であるとの判断から Score を調整している。

他に Conconi et al. (2016) は NAFTA を分析対象とし、最終財における中間財の輸入を原産地規則との関係を分析している。Kuroiwa (2006) は東アジアにける AFTA と ASEAN-China FTA をアジア産業連関表を利用して原産地規則を分析している。Kelleher (2012) は、Harris RoO Index と累積、デミニマス (僅少の非原産材料)、証明手法を合わせて Regime Weighted Harris Index (RWHI) として 2000 年から 2010 年の域内貿易フローにおける RoO の影響を分析している。また Medalla and Balboa (2009)、Cadot, Melo and Portugal-Perez (2006)、Portugal-Perez (2009) など多くの研究がある。

3-5. RoO Index の構築

上述先行研究をもとに、原産地規則の制限度を検証する。日本における RTA の原産地規則は前述の EPA 原産地規則でみた通り、完全生産品、原産材料のみから生産される産品、実質的変更基準 (関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準) となる。ただし、その品目別規則を見るとかなり複雑な原産地規則となっている (表 3-9)。

表 3-9 H.S. CODE 6205.30 男性用シャツ（人造繊維製のもの）の品目別規則

ROO	RTA	原産地規則
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	SINGAPORE	2桁関税分類変更+加工工程基準
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	PHILIPPINES	2桁関税分類変更+加工工程基準
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第六三・〇七項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々若しくは第六三・〇七項の材料からの変更(非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、かつ、非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断される場合に限る。)	BRUNEI	2桁関税分類変更+例外(4桁関税分類変更)+加工工程基準 / 4桁関税分類変更+加工工程基準
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一七項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一七項まで、第五四・〇七項、第五四・〇八項から第五五・一六項まで、第五八・〇一から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。	MEXICO	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(2桁 / 4桁関税分類変更)
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。	CHILE	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(2桁 / 4桁関税分類変更)
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	INDONESIA	2桁関税分類変更+加工工程基準
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合に限る。)	MALAYSIA	2桁関税分類変更+加工工程基準
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。)	THAILAND	2桁関税分類変更+加工工程基準
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一方又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)	ASEAN	2桁関税分類変更+加工工程基準
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一方又は二以上の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	VIETNAM	2桁関税分類変更+加工工程基準
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々、第五八・〇一、第五八・〇二、第五九・〇三、第五九・〇六項又は第五九・〇七項からの変更を除く。)。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、かつ、縫い合わされ、又は裁断され、かつ、組み立てられることを条件とする。	SWISS	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(4桁関税分類変更)
織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。一締約国においてメリヤス編み、クロセ編み又は織の工程必要、製品化の工程必要)	INDIA	2桁関税分類変更+加工工程基準
第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇五項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇六項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各々の材料からの変更を除く。)及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること、ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一七項までの各々の非原産材料を使用する場合において、当該各々のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。	PERU	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(4桁関税分類変更)
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一七項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一七項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一七項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一六項から第五五・一七項までの各々又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に織られたものに限る。)	AUSTRALIA	2桁関税分類変更+加工工程基準
織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。一締約国においてメリヤス編み、クロセ編み又は織の工程必要、製品化の工程必要)	MONGOLIA	2桁関税分類変更+加工工程基準

税関ホームページ原産地規則ポータルより筆者作成

このような複雑な原産地規則の制限度を数値化するためには、どのように制限度を設定すれば的確な数値を設定できるかを考証する。関税分類変更はやはり原産地規則の基本となっているため、関税分類変更を基準として **Estevadeordal RoO Index** と同様にする。日本の協定における品目別規則の原産地規則には、日本語独特の表現である且、あるいは、又は、という表現があるため、且は制限度を強める表現（制限度+）、あるいは、又はは選択できる表現（制限度-）と設定する。また除く（例外）があるため、例外も制限度を強める表現（制限度+）と設定する。その制限度は関税分類変更の 2 桁、4 桁、6 桁によって制限指数は違うため、**Harris RoO Index** に従う。更に付加価値基準は地域原産割合の割合によって制限度は当然違ってくる。当該国で付加される割合が 40%と 60%では当然 60%のほうが制限度が強いことになる。付加価値基準は **Harris RoO Index** を参照する。加工工程基準は第 11 部紡織用繊維及び製品でよく適用される規則であるが、その中身を見てみると、製織される（糸を生地にする＝加工工程基準）がある。図 3 で見たように、**H.S.CODE 5509.11** 合成繊維の紡績糸（単糸）を **H.S.CODE 5512.11** 合成繊維の短繊維の織物（漂白していない織物及び漂白したもの）に加工した場合、関税分類は同じ類（55 類）であり、加工しても 2 桁関税分類変更とはならない。また 2 工程を必要とする場合も、**H.S.CODE 5503.20** 合成繊維の短繊維を **H.S.CODE 5509.11** 合成繊維の紡績糸（単糸）にする場合も 2 桁関税分類変更とはならない。よって加工工程基準は 2 桁関税分類変更よりは変更が少ないことになる。1 工程でも 2 工程でも 4 桁関税分類変更と認識されることになるため、実質的大きな変更があるとは見なされない。**Harris RoO Index** と同様加工工程基準は+4 という制限度と設定する。更に、日本の各協定の原産地規則特有の言葉である“又は若しくは”という表現は、いずれかの原産地規則を満たすことを条件としている。いずれかの原産地規則を満たすことは優先順位があるわけではなく、その確率も想定できない。したがって平均を取るために制限度を計算後÷2 とする。更に一番制限的な完全生産品を+16 と設定しているため、16 を超えない制限度とする（表 3-10）。

表 3-10 Nakaoka RoO Index

関税分類変更基準

CC	+8	Change of Chapter(2桁分類変更)
CTH	+6	Change of Heading(4桁分類変更)
CTSH	+4	Change of Subheading(6桁分類変更)

例外(除外する場合は以下のポイントを加える)

CC	+8
CTH	+6
CTSH	+4

加工工程基準	+4	
付加価値基準	+5	(域内原産割合 \leq 40%)
付加価値基準	+6	(域内原産割合 $>$ 40% \leq 50%)
付加価値基準	+7	(域内原産割合 $>$ 50% \leq 60%)
付加価値基準	+8	(域内原産割合 $>$ 60%)
完全生産品	+16	

“又はもしくは” の場合は平均を取るために \div 2とする

H.S.CODE 6205.30 男性用のシャツ（人造繊維製のもの）の各協定の原産地規則をしてみる。

日シンガポールの場合、①第 62.01 項から第 62.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更、②（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項又は第 60 類のお非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。）①は 2 桁関税分類変更のため+8、②は加工工程基準（完全に製織される）のため+4、①+②=12 となる。

日メキシコの場合、①第 62.01 項から第 62.17 項までの各項の産品の他の類からの変更、②（第 51.06 項から第 51.13 項まで、第 52.04 項から第 52.12 項まで、第 53.07 項から第 53.08 項まで、第 53.10 項から第 53.11 項まで、第 54 類、第 55.08 項から第 55.16 項まで、第 58.01 項から第 58.02 項まで又は第 60 類の材料からの変更を除く。）③ただし、当該産品が一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。①は 2 桁関税分類変更のため+8、②は 4 桁関税分類変更の例外で+6、または 2 桁関税部類変更の例外で+8 となるため、平均をとって+7、③は加工工程基準（裁断され、かつ縫い合

わされる、または組立て) で+4 となり、 $8+7+4=19$ となるため、最大制限指数を完全生産品と同じ 16 と定めているため、16 となる。

このように Nakaoka RoO Index を当てはめて制限度を計算すると表 3-11 のようになる。

表 3-11 H.S.CODE 6205.30 男性用シャツ（人造繊維製のもの）の品目別規則 RoO Index

ROO	RTA	原産地規則	RoO Index
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	SINGAPORE	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	PHILIPPINES	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第六三・〇七項の材料からの変更を除く。)、ただし、第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項若しくは第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されることを条件とする。又は、第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への第六二・一三項若しくは第六三・〇七項の材料からの変更(非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、かつ、非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断される場合に限る。)	BRUNEI	2桁関税分類変更+例外(4桁関税分類変更)+加工工程基準 / 4桁関税分類変更+加工工程基準	14
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一三項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一三項まで、第五四・〇七項、第五五・一三項から第五五・一六項まで、第五八・〇一から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。)、ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。	MEXICO	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(2桁 / 4桁関税分類変更)	16
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の材料からの変更を除く。)、ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。	CHILE	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(2桁 / 4桁関税分類変更)	16
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	INDONESIA	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合に限る。)	MALAYSIA	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織された場合に限る。)	THAILAND	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一方又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)	ASEAN	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一方又は二以上の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)	VIETNAM	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一、第五八・〇二、第五九・〇三、第五九・〇六項又は第五九・〇七項からの変更を除く。)、ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、かつ、縫い合わされ、又は裁断され、かつ、組み立てられることを条件とする。	SWISS	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(4桁関税分類変更)	16
織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。→締約国においてメリヤス編み、クロセ編み又は織の工程必要、製品化の工程必要)	INDIA	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
第六二・〇一項から第六二・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合には、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一三項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。)	PERU	2桁関税分類変更+加工工程基準+例外(4桁関税分類変更)	16
CC(第五〇・〇七項、第五一・一三項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一三項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に織られたものDらるときに限る。)	AUSTRALIA	2桁関税分類変更+加工工程基準	12
織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。→締約国においてメリヤス編み、クロセ編み又は織の工程必要、製品化の工程必要)	MONGOLIA	2桁関税分類変更+加工工程基準	12

税関ホームページ原産地規則ポータルより筆者作成

原産地規則を数値化してみると、完全生産品が+16 であり、関税分類変更が+8 という数値から鑑みると、当該分類（H.S. CODE 6205.30 男性用のシャツ（人造繊維製のもの）は 12 から 16 という数値になり、非常に制限的であることがわかる。

この制限度は実行関税率表第 11 部（第 50 類から第 63 類）までの H.S.CODE6 桁における分類約 800 の項目における原産地規則を各協定別の品目別原産地規則を讀込み数値化した。この制限度を利用し、日本が締結している各 EPA の原産地規則を数値化し、様々な面から比較、検証してみる。

3-6. 各 EPA RoO Index の検証

各地域貿易協定の原産地規則は前述のように様々であり、その解釈が難解であることは言うまでもない。各国によってそれぞれ特徴があり、その国が守りたいもの、力を入れたいものが見えてくる。例えば、各 EPA の原産地規則の平均値（実行関税率表第 11 部）を見てみると、表 3-12 のようになる。

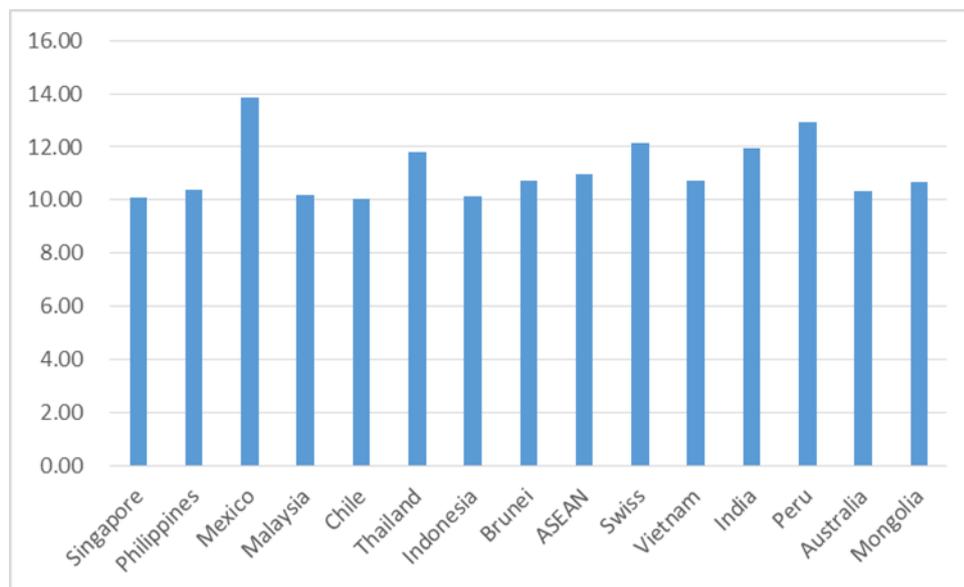
表 3-12 各 EPA の RoO Index 平均値（実行関税率表第 11 部）

EPA	Average	Primary	Parts	Processed	Intermediate	Consumption(final)
Singapore	10.07	9.13	11.00	8.93	9.69	11.96
Philippines	10.37	11.07	16.00	9.07	12.05	12.21
Mexico	13.86	9.20	14.00	12.99	12.06	15.75
Malaysia	10.21	8.73	13.88	9.00	10.54	12.20
Chile	10.06	10.87	8.00	6.95	8.61	15.03
Thailand	11.78	9.20	13.88	11.25	11.44	12.73
Indonesia	10.12	8.73	14.25	8.97	10.65	11.98
Brunei	10.75	9.13	16.00	9.06	11.40	13.48
ASEAN	10.97	9.13	12.75	10.38	10.75	12.06
Swiss	12.15	7.40	13.25	10.50	10.38	15.26
Vietnam	10.72	10.73	13.00	9.85	11.19	12.06
India	11.96	14.00	12.00	11.81	12.60	12.00
Peru	12.92	8.73	14.00	12.46	11.73	14.06
Australia	10.32	8.13	11.38	9.41	9.64	11.98
Mongolia	10.66	8.27	11.38	10.10	9.92	11.80
Average	11.13	9.50	12.98	10.05	10.84	12.97

Nakaoka RoO Index に基づき平均値算出

まず、Average は実行関税率表第 11 部すべての分類における原産地規則の制限度の平均である。2 桁関税分類変更 (CC) を+8 と設定していることから、さらに厳しい原産地規則を課していることがわかる。前述の H.S. CODE 6205.30 男性用シャツ（人造繊維製のもの）の品目別規則を見てもわかるように、例外や条件を付されたものが多く、関税分類変更よりも厳しい条件になっている。完全生産品+16 を制度合 100%とすると、各 EPA の原産地規則は図 3-6 のようになる。

図 3-6 各 EPA の原産地規則制限度合（実行関税率表第 11 部）

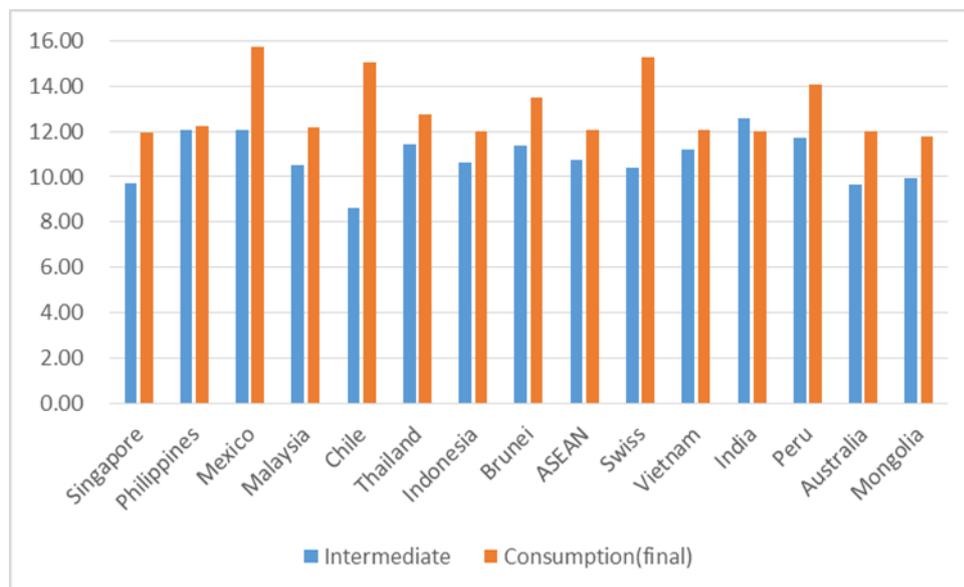


Nakaoka RoO Index 平均値より制限度算出

制限度合としては 60%から 90%を占めており、非常に制限的であることが確認できる。また、各生産工程別⁵⁷（素材：primary、部品：parts、加工品：processed、消費財：consumption）に分類してみると、フィリピン、ブルネイは parts に非常に厳しい制限をかけているし、チリは processed に関しては緩い原産地規則を設定している。次に primary、parts、processed を中間財（Intermediate）とし、最終財（Final、Consumption）と比較してみると、すべて最終財の方が制限度が高いことがわかる。図 3-7 は中間財と最終財の制限度合である。

⁵⁷ RIETI-TID Database 参照

図 3-7 各 EPA の中間財、最終財の制限度合（実行関税率表第 11 部）



Nakaoka RoO Index 中間財、最終財より制限度算出

また、基本的な原産地規則の変更基準を見てみると表 3-13 のようになる。

表 3-13 基本的な原産地規則の変更基準（実行関税率表第 11 部）

EPA	CC	CTH	WO
Singapore	490	303	3
Philippines	503	283	10
Mexico	576	220	
Malaysia	511	285	
Chile	499	287	10
Thailand	498	298	
Indonesia	507	289	
Brunei	490	303	3
ASEAN	508	285	3
Swiss	483	310	3
Vietnam	497	290	9
India	770	1	25
Peru	515	281	
Australia	502	294	
Mongolia	516	280	

各 EPA 品目別原産地規則より集計

その割合を見てみると図 3-8 のようになる。

図 3-8 基本的な原産地規則の変更基準（割合）（実行関税率表第 11 部）



EPA 品目別原産地規則より集計

こうしてみると基本は 2 桁の関税分類変更としており、3 分の 1 程度は 4 桁の関税分類変更としていることがわかる。中でもインドはほぼ 2 桁関税分類変更となっており、紡織用繊維及びその製品に対しては厳しい原産地規則を課しているのがわかる。

3-7. 終わりに

本章では、日本が締結している各地域貿易協定の原産地規則を **Nakaoka RoO Index** を構築した後、そのルールに従い数値化、検証した。原産地規則は地域貿易協定を利用する企業にとっては欠かせないルールである。**Nakaoka RoO Index** は先行研究の **Estevadeordal RoO Index** よりも複雑な原産地規則に対応できるようにした **Harris RoO Index** を参考にし、さらに日本の原産地規則の複雑な条文にも対応できるように独自の目線で作成したものである。よって **Estevaderodal RoO Index** や **Harris RoO Index** よりも数値としては大きい（制限的）な数値となっているが、日本が締結しているすべての地域貿易協定を同じ目線で数値化することにより、その原産地規則の違いや特徴を見ることができる。特に繊維およびアパレル分野は原産地規則が制限的である言われているが、数値化することによりその制限度の厳しさがわかりやすくなる。日本が締結している各地域貿易協定における実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品の原産地規則における制限度の平均は、11.13 となり、2 桁関税分類変更を+8 としている基準よりも厳しいものである。また、中間財と最終財を比較すると、最終財の方が制限度が大きい。これは、最終財を輸入するにあたり、厳しい原産地規則を課すことにより、その輸入を制限しようと

いう非関税障壁の1つの形態である。そして、何よりも各地域貿易協定の原産地規則が調和されていないことにより、地域貿易協定を利用しようとする企業にとってはその複雑さ、煩雑さが致命傷となることは間違いない。共通の原産地規則のルール化が望まれるとともに、その制限度に関しても貿易を阻害しない適切な制限度合とはいかなるものかを探っていく必要がある。

第4章 直接投資と原産地規則

4-1. はじめに

地域貿易協定の締結は 1990 年代から始まった各国の協定発効により加速されているが、地域貿易協定は市場アクセスの改善（関税の撤廃）を推進するのみならず、多くの交渉分野がある。第2章で CPTPP の交渉分野を見たように、交渉分野として貿易円滑化、政府調達、投資、労働など規制の緩和や投資条項が盛り込まれ、幅広い経済連携を図ろうとするものである。日本の企業が海外に出ていくにはどのような障壁があるのか、また地域貿易協定締結によりそれはどのように変化するであろうか。本章では日本企業の海外への進出に関する地域貿易協定による投資分野を概観し、企業が地域貿易協定締約国に直接投資する原因を検証、そして地域貿易協定を利用するに課されている原産地規則との影響を実証分析する。地域貿易協定が締結されるとその締約国間での関税撤廃となるため、締約国の原産であることを確認する原産地規則が設定される。原産地規則が設定されると、その原産地規則を満たすために締約国での生産に切り替える企業もあるかもしれない。原産地規則を満たすために、締約国に生産拠点を設立することもあるだろう。原産地規則と直接投資は密接な関係にあるのではないだろうか。地域貿易協定における原産地規則と直接投資の関係を検証する。

本章の構成は、第2節で地域貿易協定と投資と題して、企業が直接投資する要因、地域貿易協定との関係性を見る。第3節では先行研究で直接投資の類型を概観し、地域貿易協定と直接投資の経済効果における実証分析を検証する。第4節では地域貿易協定における原産地規則の影響を実証分析する。第5節はまとめである。

4-2. 地域貿易協定と投資

企業は何故直接投資をするのか、当然ながら企業にとってメリットがないと投資はしない。内閣府平成10年度「対日直接投資が地域経済に与えるインパクトに関する調査」によると、海外直接投資が行われる目的としては次の4つの事由が挙げられる⁵⁸。

- ①海外の安価な生産要素を求める場合
- ②海外における自社の製品のマーケットシェアを拡大しようとする場合
- ③関税の付加を回避しようとする場合
- ④輸出が増大することによる貿易摩擦を回避しようとする場合

地域貿易協定と直接投資の関係を考えると、どれも関係あるが特に③の関税付加の回避が地域貿易協定の締結と密接に関係があると思われる。

⁵⁸ 内閣府平成10年度「対日直接投資が地域経済に与えるインパクトに関する調査」補論直接投資に関する理論の整理より引用

日本が締結している経済連携協定は物品の市場アクセスのみならず、幅広い分野で連携している。投資も交渉分野の1つであり、2002年に初の経済連携協定締約国シンガポールを初め、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、スイス、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、CPTPP、EUとの協定に設定されている⁵⁹。

シンガポールとの協定を見てみると、第8章に投資条項が設定されており、締約国の投資家、投資家の投資財産について適用範囲を定めている。投資財産とは、企業、株式・出資等企業の持分、債券・社債等貸付債権、建設・経営等契約上の権利、金銭債権等給付の請求権、商標・意匠・集積回路の回路配置・著作権・特許・営業用の名称・原産地表示又は地理的表示等知的所有権、特許・免許・承認等権利、動産・不動産等財産権である。また内国民待遇が設定されており、自国の投資家、投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを明記している。投資紛争の解決には当事者間の有効的な協議により解決を図るとしているが、仲裁による解決はICSID条約⁶⁰による調停又は仲裁に付託することを規定している。

地域貿易協定以外にも二国間投資協定があり、海外に投資した企業（投資家）や投資財産の保護や、規制の透明性の確保し投資を促進している。投資協定には2種類あり、投資の適用範囲を投資後に限定する保護協定、適用範囲を投資後＋参入段階を対象とする自由化協定がある。

表4-1は我が国が締結している経済連携協定締約国⁶¹の投資流入ランキングである。

表4-1 直接投資残高（流入）ランキング

国	1990年	2000年	2010年	2017年
シンガポール	15	15	9	5
メキシコ	16	13	16	17
マレーシア	25	20	38	40
チリ	18	22	29	23
タイ	33	28	33	29
インドネシア	152	34	30	24
ブルネイ	129	65	127	158
カンボジア	127	96	109	86
ミャンマー	89	66	78	78
ラオス	137	124	145	124
フィリピン	42	49	65	52
スイス	14	16	8	7
ベトナム	96	46	52	42
インド	54	45	22	20
ペルー	61	52	58	46
オーストラリア	7	14	14	13
モンゴル	149	150	100	93

UNCTAD 直接投資残高より筆者作成

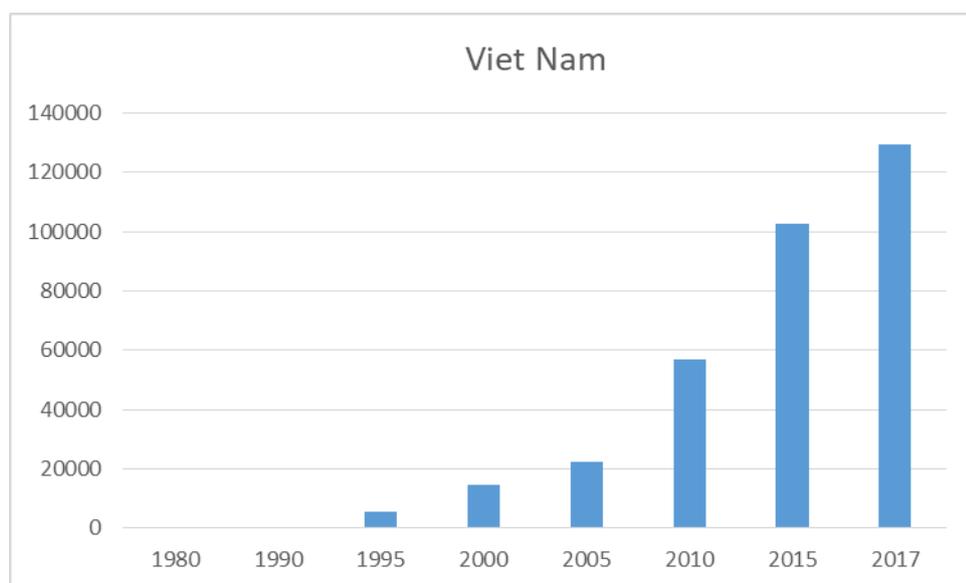
⁵⁹ ベトナム、チリのEPA投資章には投資協定を準用

⁶⁰ International Centre for Settlement of Investment Disputes：投資紛争解決国際センター「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」

⁶¹ CPTPP、EUを除く

この表から見ると、一概には言えないが、シンガポール、インドネシア、スイス⁶²、ベトナム、インド、ペルー、モンゴルはランキングが上がっており、世界からの投資が近年増加している。図 4-1 はベトナムにおける直接投資残高（流入）の 1980 年からの実績である。

図 4-1 ベトナムにおける直接投資残高（流入） 単位 Million



UNCTAD 直接投資残高より筆者作成

図を見てわかるとおり、確実に直接投資は増加している。ベトナムは 1986 年に市場経済システムの導入と対外開放化を柱としたドイモイ政策⁶³を打ち出し、市場経済原理を導入している。1995 年に ASEAN に加盟、1988 年には外国投資法を設立、FDI 受入れ体制を整えた。1998 年には APEC（アジア太平洋経済協力、Asia Pacific Economic Cooperation）に正式に参加、2007 年には WTO に加盟し、自由貿易体制の強化、世界の一員としての体制を確立している。またベトナムが締結している地域貿易協定は表 4-2 の通りである。

⁶² スイス+リヒテンシュタインのデータ

⁶³ 外務省わかる！国際情勢 vol.81 ベトナム～東南アジアの活力みなぎる国より

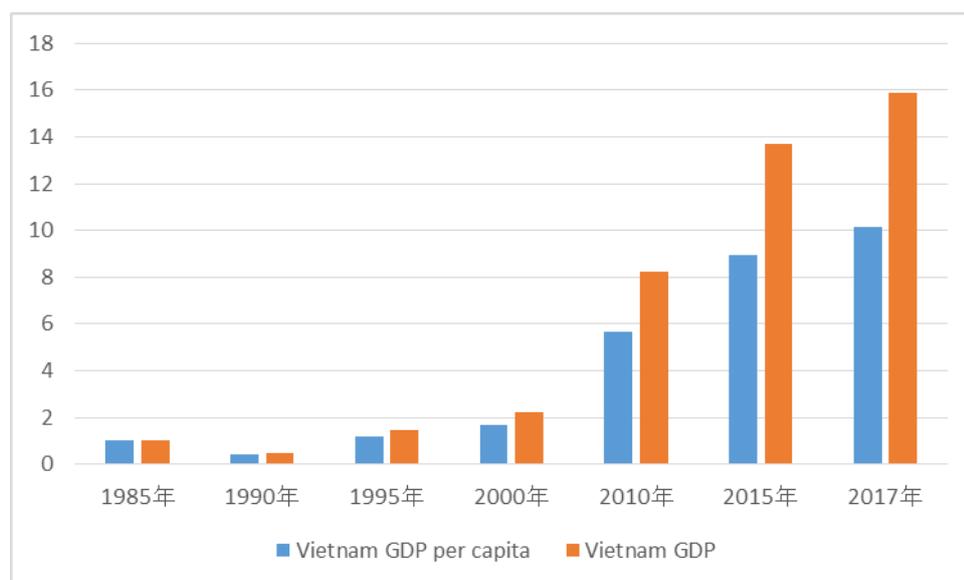
表 4-2 ベトナムの地域貿易協定

RTA Name	Type	Notification	Date of entry into force
Eurasian Economic Union (EAEU) - Viet Nam	FTA & EIA	GATT Art. XXIV & GATS Art. V	5-Oct-16
Korea, Republic of - Viet Nam	FTA & EIA	GATT Art. XXIV & GATS Art. V	20-Dec-15
Chile - Viet Nam	FTA	GATT Art. XXIV	1-Jan-14
Japan - Viet Nam	FTA & EIA	GATT Art. XXIV & GATS Art. V	1-Oct-09
ASEAN - India	FTA & EIA	Enabling Clause & GATS Art. V	01-Jan-2010(G) / 01-Jul-2015(S)
ASEAN - Korea, Republic of	FTA & EIA		01-Jan-2010(G) / 14-Oct-2010(S)
ASEAN - Australia - New Zealand	FTA & EIA	GATT Art. XXIV & GATS Art. V	1-Jan-10
ASEAN - Japan	FTA	GATT Art. XXIV	1-Dec-08
ASEAN - China	FTA & EIA	Enabling Clause & GATS Art. V	01-Jan-2005(G) / 01-Jul-2007(S)
ASEAN Free Trade Area (AFTA)	FTA	Enabling Clause	1-Jan-93

WTO RTA LIST より抜粋

2 国間と ASEAN としての地域貿易協定を合わせると 10 の地域貿易協定が存在している。次に、ベトナムの GDP 及び一人当たり GDP を見てみると、図 4-2 のようになる。

図 4-2 ベトナムの GDP 及び一人当たり GDP (伸び率)



WORLD DEVELOPMENT INDICATOR より筆者作成

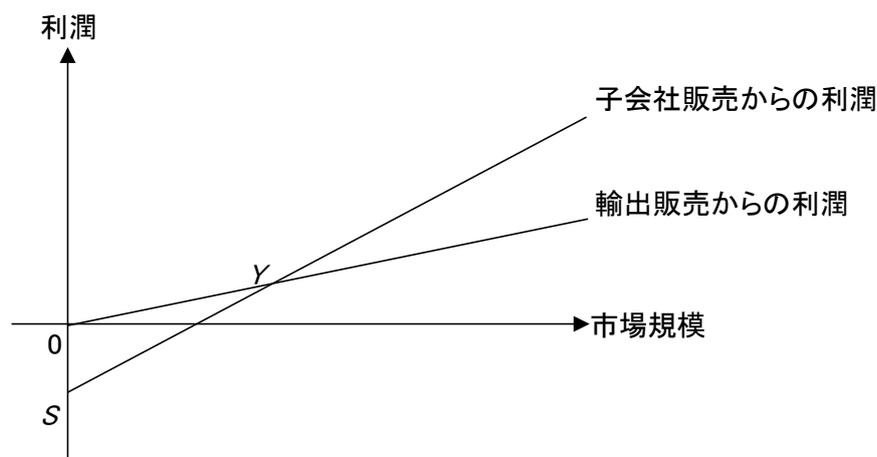
ベトナムの経済成長は著しく、1985 年を 1 とすると、2017 年では GDP で 16 倍近く、一人当たり GDP で 10 倍となっている。

目覚ましい経済発展の要因はドイモイ政策をはじめとした市場経済システム対外開放化推進から海外からの直接投資の増大、そして ASEAN の一員としての ASEAN 諸国との連携強化を図り、APEC への参加や WTO の加盟など全方位外交を行った結果、今や世界の生産地であり大きな市場へと発展したのであろう。

4-3. 先行研究

Helpman (2011) では、FDI を水平的 FDI、垂直的 FDI、複合型 FDI と 3 つのタイプに分けている。水平的 FDI とは市場アクセスの改善を目的とし、輸出の代替機能を有すとしており、輸出による製品の供給か現地に生産工場を設立して製品を供給するかの違いで、輸送コスト、工場設立費用、売上高などの要因で決定される。これは近接—集中のトレードオフを表している。図 4-3 は海外直接投資における近接性と集中のトレードオフを表したものである。

図 4-3 海外直接投資における近接性と集中のトレードオフ

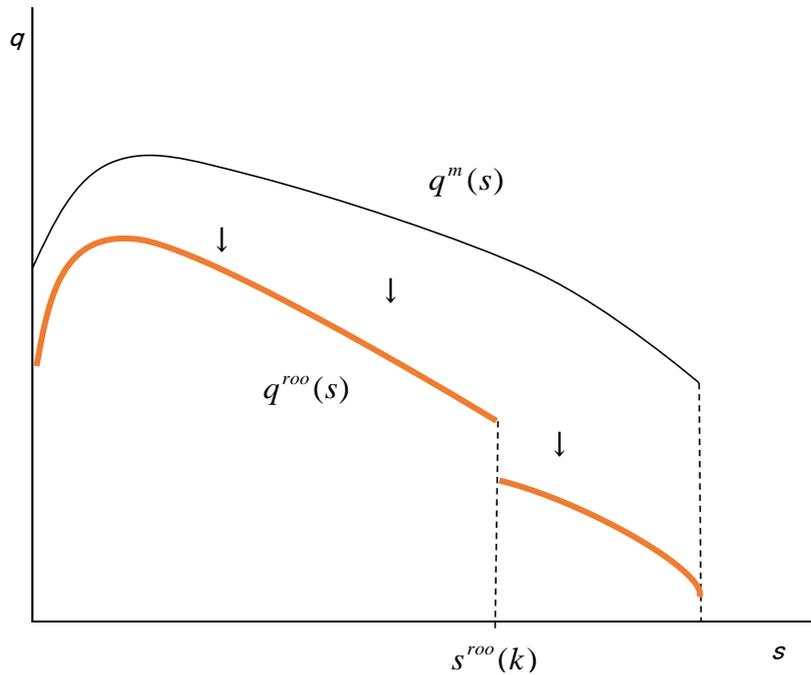


Helpman (2011) より引用

子会社販売からの利潤は傾きが輸出販売からの利潤よりも急であり、この傾きは供給先市場への接近の有意性を表している。横軸は受入国の製品に対する市場規模であり、その製品の需要が高いか低いかを表している。子会社販売からの利潤は現地固定費用が発生するため、原点以下から始まっている。交差 Y よりも左に需要水準がある場合は輸出販売からの利潤が高いため、製品を自国から輸出することになり、交差 Y より右に需要水準がある場合は現地に直接投資し、子会社販売に切り替えることになる。要するに輸出にかかる費用（輸送コスト、保険、非関税障壁など）と FDI による固定費用のトレードオフとなる。垂直的 FDI は本社機能と生産工程を分離するものであり、企業内貿易が発生する。複合型 FDI はプラットフォーム（輸出拠点）型、輸出目的の子会社設立のための投資など多国籍企業による複雑な FDI のパターンとしている。

Thoenig and Verdier (2006) では企業がアウトソーシング、国際分業の決定をする際の原因規則の影響を分析している。原因規則の制限度によって企業はアウトソーシングをすることを断念し、域外国で生産することを選択する可能性を指摘している。図 4-4 は企業の戦略的アウトソーシングの分岐点を示したものである。

図 4-4 企業の戦略的アウトソーシング

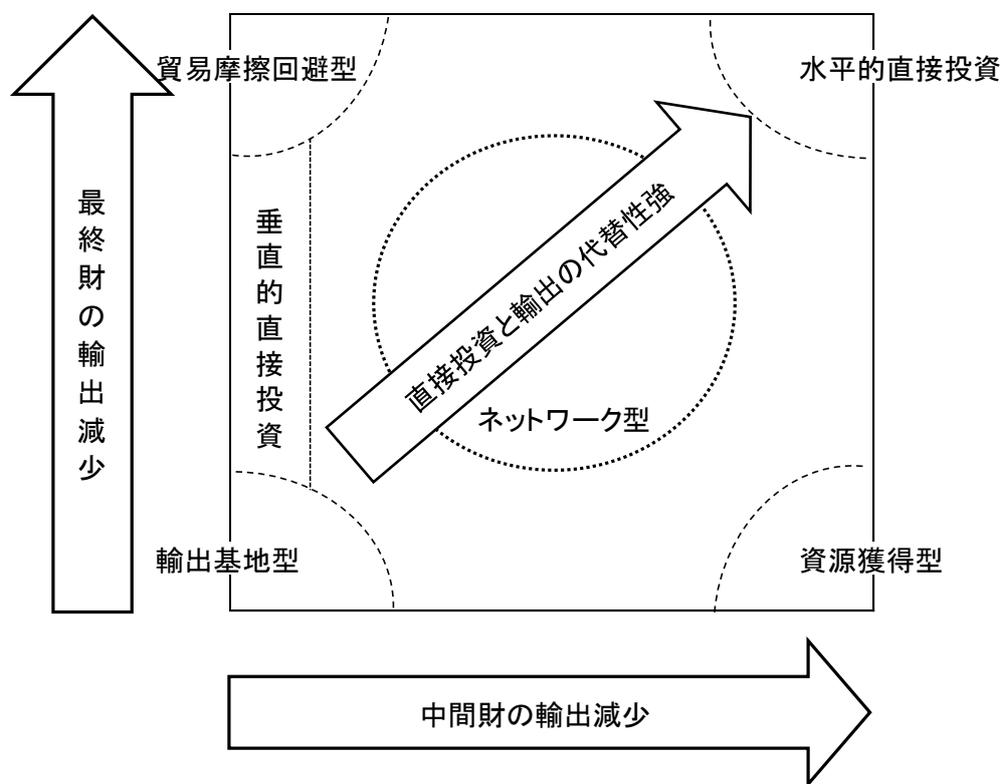


Thoenig and Verdier (2006) より引用

企業は製品 q を生産することを考えた場合、原産地規則がないときは $q^m(s)$ で域内にアウトソーシングする。原産地規則がある場合は $q^{roo}(s)$ でアウトソーシングするが $s^{roo}(k)$ で制限的な原産地規則に遭遇した場合、これを境に関税を払っても域外国で生産することを選択することになる。企業にとっては $s^{roo}(k)$ を境として最適な原材料が調達できなくなり、効率的な生産ができないことになる。域内国での生産をあきらめ、域外国での生産を余儀なくされる。

清田 (2015) では、直接投資の種類とリチャード・ボールドウインの売上・仕入比率ボックスを使用し、直接投資をグループ化の方法を説明している。図 4-5 は売上・仕入比率ボックスである。

図 4-5 売上・仕入比率ボックス



清田 (2015) より抜粋

垂直的直接投資とは国による労働や資本のコストの違いを利用し、海外子会社へ生産や販売の機能を海外へ移すような場合である。海外で安く生産し、本社でコントロールする場合などがある。国内で生産する製品の単純な組立て等を海外にシフトすることにより、安価な労働力を得ることができる場合などが考えられ、その他の生産管理やノウハウなどを本社でコントロール、生産効率を上げ人件費削減などの効果を狙うものである。水平的直接投資とは海外子会社を設立し、海外にも国内と同様に生産・販売などの機能を複製する場合である。日本は島国であり、製品を海外へ輸出するには必ず輸送コストの負荷がかかる。近隣アジア諸国であればそのコストはそれほど大きなものではないかもしれないが、欧米など距離がある場合はそのコストも大きなものになる。輸送途上のリスクもあるが、販売時期などにも影響を及ぼす可能性がある。輸送コストの削減、販売トレンドの確保、消費者ニーズへの対応などには最適な投資となる場合がある。ネットワーク型直接投資とは中間財を購入し、その中間財を使用して生産した製品を輸出する投資であり、いわゆる加工貿易である。資源獲得型直接投資とは、資源開発を目的とした直接投資であり、資源のない日本にとっては、石油や天然ガスを求めて海外でその資源を産出するための設備投資をするものである。貿易摩擦回避型直接投資とは輸出から現地生産へと切り替えることで政治的な貿易摩擦を回避するための投資である。最近の米中貿易摩擦のように、米国にとっての対中貿易赤字を解消するために米国は中国からの輸入品に関税を課し、輸入を制限しようとする。

貿易赤字を解消するために中国からの輸入を制限する効果もあれば、米国への直接投資を促し米国にて生産、雇用を増やすことにもつながっていく。販売拠点型直接投資とは販売のための拠点を現地に設立し自ら販売するための直接投資である。最後に輸出基地型直接投資とは最終財を輸出するために現地生産を目的として行われるものである。安い労働力を使うために低賃金国に工場を設立し生産コストを抑え、そのまま海外へ輸出するパターンなどが該当する。この売上・仕入ボックスで、地域貿易協定の締結により海外に直接投資するパターンを考えるとネットワーク型直接投資で中間財を購入し最終財を輸出するパターンと、輸出基地型直接投資で、現地生産品を輸出する場合に原産地規則が大いに影響があるのではないだろうか。

Urata (2015) では、地域貿易協定及び二国間投資協定と直接投資の効果を実証分析している。海外市場における日本企業のビジネス環境整備において FDI の自由化や整備は必須である。それを可能にしたのは地域貿易協定であり二国間投資協定である。日本企業における海外直接投資は 1980 年代半ばからの円高に始まる。急激な円高は日本企業の直接投資を促進することになる。国内で生産するよりも労働力の安い海外で生産した方が円高の影響もあり生産コストが安く上がるためである。この円高は日本企業の海外生産へのシフトを後押しした。この直接投資を通して、日本企業は海外での活動を拡大し、日本における労働力不足により生産を海外へと移行することになる。日本企業の海外直接投資先としては、1980 年から 2012 年のデータで分析すると、先進国への投資から開発途上国への投資へとシフトしていることがわかる。この間の先進国への投資は 51.2%から 20.2%へと減少しているのに対し、開発途上国への投資は 48.9%から 79.8%へと増加している。地域別でみるとアジアで 44.9%から 72.4%と増加しており、特に北西アジアでは 19.0%から 47.9%と増加、南西アジア (ASEAN) では 24.4%から 19.4%と逆に減少している。金額では中国、香港が増加傾向にあり、南西アジアではシンガポール、タイが増加傾向となっている (表 4-3)。

表 4-3 日本企業における海外直接投資の地理的推移

Geographical Distribution of Overseas Affiliates of Japanese Firms			
Country / Region	1980-89	1990-99	2000-12
Asia	44.9	66.3	72.4
Northeast Asia	19.0	34.4	479.0
China	2.6	22.1	37.7
Korea	3.0	2.5	3.8
Southeast Asia	24.4	29.6	19.4
Brunei	0.0	0.0	0.0
Cambodia	0.0	0.1	0.2
Indonesia	1.8	5.1	2.8
Lao PDR	0.0	0.0	0.1
Malaysia	6.0	5.1	1.5
Myanmar	0.0	0.1	0.1
Philippines	1.1	3.3	1.1
Singapore	6.9	4.9	2.8
Thailand	8.6	9.0	6.7
Viet Nam	0.0	2.0	4.0
South Asia	1.0	1.7	3.8
India	0.7	1.4	3.6
Developing regions	48.9	72.1	79.8
Developed regions	51.1	27.7	20.2

Urata (2015) より一部抜粋

部門別構成をみると 1980 年から 2000 年まで大きな変化はないが、サービス部門が 52.1%、製造部門が 41.2% という直接投資割合となっている。実証分析は 1986 年から 2012 年の東洋経済のデータを利用し、分析は 97 ヶ国、コンディショナル・ロジット・モデルで分析している。分析に利用した変数は表 4-4 の通りである。

表 4-4 実証分析における被説明変数及び説明変数

	Variables	Definition	
Dependent variable	FDI	Foreign affiliate of Japanese firms : country and year of establishment	
Independent variables	ln GDP	GDP in constant 2005 US\$	
	ln WAGE	Wage rate proxied by GDP(in constant 2005 US\$)/Population (age 15-64)	
	EXR	real exchange rate : local currency/yen (index:2010=1) adjusted by CPI	
	EXRV	exchange rate volatility : coefficient of variation for the past 5 years	
	INF	Inflation : the change in consumer price index	
	CFDI	Cumulative number of FDI cases	
	ln ELEC	Electric power consumption per capita	
	TRADE	Trade openness (export+import)	
	BIT	BIT1	Traditional BIT with investment protection
		BIT2	Comprehensive BIT with investment liberalization
	FTA	Free trade agreement, Economic partnership agreement	

Urata (2015) より抜粋

GDP (ln GDP) はマーケットサイズを測るのに有用であり、プラスになると予測、WAGE (ln WAGE) は 15 歳から 64 歳までの労働可能年齢における賃金で、低い賃金ほど安い労働力となり開発途上国への FDI を促進することになると思われ、マイナスになると推測する。為替相場 (EXR) は通貨価値の下落による FDI の引き付け、輸出競争力の増加が考えられるため、プラスになると予測する。為替変動率 (EXRV) は過去 5 年の為替変動率、インフレ率 (INF) は消費者物価指数を図ることができ、双方ともマイナスになると予測する。日本企業の集積度 (CFDI) は日本企業が多く進出している国へは投資し易いと考えるため、プラスと予測、電力消費量 (ln ELEC) はその国のインフラを図る 1 つの指数であり、電力供給は高い品質の製品を生産する 1 つのポイントとなる。貿易政策の開放度 (TRADE) も直接投資に多いに影響を与えるため、プラスになると予測する。投資協定は BIT1 と BIT2 分けている。BIT1 は伝統的な投資協定であり保護的な協定を締結している締約国、BIT2 は BIT1 に加え自由化を含んだ新しい投資協定である。そして FTA は地域貿易協定締約国である。BIT と FTA は FDI 決定に重要な要素である。分析はすべてのサンプル、開発途上国、先進国の 3 つに分けてされている。分析結果は表 4-5 の通りである。

表 4-5 分析結果 (すべてのサンプル、開発途上国、先進国)

Variables	(1) All Samples	(2) All Samples	(3) Developing Countries	(4) Developing Countries	(5) Developed
lnGDP	+***	+***	+***	+***	+***
lnWAGE	-***	-***	-***	-***	-
EXR	+***	+***	+***	+***	-***
EXRV	-***	-***	-***	-***	+
INF	-***	-***	+	+	-***
CFDI	+***	+***	+***	+***	-**
lnELEC	+***	+***	+***	+***	+***
TRADE	+***	+***	+***	+***	-**
BIT	+***		+***		
BIT1		-		+***	
BIT2		+***		+***	
FTA	+***		+***		-***
BIT2*FTA		-***		-***	
Observations	1,481,947	1,481,947	1,096,328	1,096,328	385,619
ID	18,874	18,874	13,708	13,708	5,166
Pseudo R2	0.3484	0.3506	0.4306	0.4363	0.5013

***1%有意、**5%有意、*10%有意

Urata (2015) より筆者編集

GDP、電力消費量、はすべてにおいて1%プラスに有意、経済規模の大きさや電力消費量は現地の生産や販売に大きな影響を及ぼすため、直接投資し易い。賃金は先進国では有意とならなかったが、すべてのサンプル、開発途上国では1%マイナスに有意、これは賃金の安い国で生産する方が生産コストを安くあげることができるためであろう。為替レートは先進国では1%マイナスで有意、すべてのサンプル及び開発途上国では1%プラスに有意となっている。為替変動率は先進国を除いて1%マイナスに有意である。日本円に対して為替レートが低い国、そして為替レートが安定している国が直接投資先として好まれている。インフレ率は開発途上国と先進国では結果は反対となっているが、すべてのサンプルにおいては1%マイナスに有意となっている。インフレ率の低い国の方が好まれる傾向になるということであろう。日本企業が多く進出している国への直接投資は先進国ではマイナスとなっているが、開発途上国、すべてのサンプルにおいては1%プラスの有意となっている。やはり日本企業が集まる国・地域には生活環境への影響なども考えられるため直接投資には大きな影響を与えるとみられる。大企業が海外進出するとそれに伴い関連企業も進出することが多い。生産体制を考えるとすべて現地で構築する方が効率的であり安価になるためであろう。貿易政策の開放度は先進国を除きすべて1%プラスの有意となっている。直接投資をすることにより更に貿易は拡大するであろうことから、貿易政策の自由化は非常に大きなファクターとなるのではないだろうか。そして、BIT (BIT1、BIT2) と FTA は、すべてプラスに有意になると推測したが、BIT2*FTA は1%マイナスに有意となっている。投資自由化は直接投資を引き付けるが、貿易自由化 (FTA) は逆に投資を制限する効果があるということであろうか。非常に興味深い結果となっている。

他にも富浦 (2014) では企業がアウトソーシングする要因や背景を実証分析、Mukunoki (2013) では、海外直接投資における原産地規則の影響に注目、企業の海外地域戦略として、①輸出、②市場指向型 FDI、③輸出基地型 FDI あるとし、その戦略と原産地規則の関係を実証分析している。Kondo (2015) では NAFTA 内でのメキシコにおける日本企業の販売・調達がどのような影響を受けているかをパネルデータ分析で行っている。他にも Kuno, Urata and Yokota (2016) や Ishido (2017) などの研究がある。また石瀬 (2012) では企業の異質性の観点から生産性の高い企業ほど輸出や海外投資をしているという分析結果を導いている。

また Estevadeordal, Lopez-Cordova and Suominen (2006) においては 1994 年から 2000 年におけるメキシコの 122 の企業について、NAFTA の RoO の影響を分析している。更にその分析は川上産業、川下産業で分けて分析しており、興味深い結果が出ている。実証分析は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \ln(FDI_{it}^{MX}) = & \beta_0 + \beta_1(\ln Tariff_{it}^{MX}) + \beta_2(FDI_Global_i^{US}) + \beta_3(Salary_Dum2_i^{MX}) \\ & + \beta_4(Salary_Dum3_i^{MX}) + \beta_5(Preference_{it}^{US}) + \beta_6(FDI_cap_i^{MX}) + \beta_6(ROORI_i) \\ & + \beta_7 \ln(ROORI_down_i) + \beta_8(Sales\ to\ Tradables_i^{MX}) + \beta_9(ROORI_down_i) \\ & * (Sales\ to\ Tradables_i^{MX}) + \beta_{10} \ln(ROORI_up_i) + \varepsilon_{it} \end{aligned}$$

$\ln(FDI_{it}^{MX})$: メキシコにおける FDI フロー

$(\ln Tariff_{it}^{MX})$: メキシコ FTA における加重平均関税及び FTA 税率
 $\ln(FDI_Global_i^{US})$: アメリカにける世界への FDI フロー
 $(Salary_Dum2_i^{MX})$: メキシコにおける 3 分割中の 2 番目のサラリーレベル
 $(Salary_Dum3_i^{MX})$: メキシコにおける一番高いサラリーレベル
 $(Preference_{it}^{US})$: アメリカとメキシコ間の関税マージン (MFN 関税と RTA 関税の差)
 $(FDI_cap_i^{MX})$: NAFTA におけるメキシコの FDI フロー (外国投資家による直接投資の許容率)
 $(ROORI_i)$: RoO Index (Estevadeordal RoO Index)
 $\ln(ROORI_down_i)$: 川下産業における RoO 制限度
 $(Sales\ to\ Tradables_i^{MX})$: 川下産業のシェア
 $(ROORI_down_i) * (Sales\ to\ Tradables_i^{MX})$: 川下産業における取引可能な製品のシェア
 $\ln(ROORI_up_i)$: 川上産業における RoO 制限度

結果は RoO Index はすべてマイナスに有意となり、直接投資にはマイナスの影響があることになる。川下産業においてもマイナスに有意となり、川下産業に従事する企業にとっては直接投資には RoO は非常に制限的であるため、負の影響を及ぼしていることになる。川下産業の RoO が負になるということは、川上産業はそこから便益を得ることはできないことになる。しかし、川上産業に従事する企業にとっては逆に有意とはならなかったがプラスとなっている。これは川下産業における原産地規則の影響が大いにあると思うが、要するに中間財を生産するためには直接投資を促進、その中間財を輸出することにより締約国で最終財を生産すること、そこに直接投資が活発に行われている結果になるのではないだろうか。川上、川下産業別に見た場合はメキシコの NAFTA における特徴がよく見て取れるかもしれない。最終的にはメキシコの製造業者にとってアメリカ市場における NAFTA の便益を多く享受しており、NAFTA 下の投資の自由化により FDI は増加傾向にあることが鮮明となっている。

他にも若杉 (2007)、富浦 (2014)、木村他 (2016) など企業の直接投資やアウトソーシングに対する分析、アジアにおける生産ネットワークに関する分析がある。

4-4. 実証分析

先行研究でも見てきた通り、直接投資は安価な生産力を求める場合と、市場拡大のための販売拠点の設立のための直接投資などがある。ここでは貿易と直接投資の関係を見てみる。分析は最少二乗法及びパネルデータ分析で行った。

$$(\ln fdi_{ijt}) = \beta_1(\ln trade_{ijt}) + \beta_2(\ln gdp_{ijt}) + \beta_3(\ln gdp/capita_{ijt}) + \beta_3(\ln distance_{ij}) \\
 + year\ dummy_t + \varepsilon_{ijt}$$

$\ln fdi_{ijt}$: 日本からの直接投資額

$\ln trade_{ijt}$: 直接投資国との輸出入額 ($\ln imp_{ijt}$ = 直接投資国からの輸入額、 $\ln exp_{ijt}$ = 直接投資国への輸出額)

$lngdp_{ijt}$: 直接投資国の GDP

$lngdp/capita_{ijt}$: 直接投資国の一人当たり GDP

$lndistance_{ij}$: 直接投資国との距離

データは 2005 年から 2017 年のデータで、直接投資額は日本銀行国際収支統計直接投資残高より、GDP 及び一人当たり GDP は World Development Indicator より、各国からの距離は Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales (CEPII) Database より入手している。分析は最小二乗法とパネルデータ分析で行った。

貿易額（輸出、輸入、輸出入額）は貿易額が大きいほど国と国の関係性が密接になり、直接投資を促進する効果があると推測する。貿易を頻繁に行うようになると、生産国及び販売国に直接投資し、生産拠点を作ることにより安価な労働力を利用し生産コストを安くあげることができる。また販売拠点に直接投資することにより、直接利益を得ることができるようになるためである。GDP 及び一人当たり GDP は生産拠点としての直接投資か販売拠点としての直接投資かによりプラスにもマイナスにもなり得ると推測する。生産拠点の場合は安価な労働力をもとめ、販売拠点への直接投資は高い購買力を求めるためである。また今回対象とできた国はデータが日本銀行国際収支統計で得られた国になるため、偏りがあるかもしれない。距離は輸送コストに相当する。基本的に距離が遠いほど輸送コストがかかるため、一般的には負に有意となる。しかしこれもデータを得られた国の中での分析のため、一概に負になるとは言えない。

尚、各説明変数の相関係数を調べたが、輸入額と距離とは少し高めの負の相関がみられる（表 4-6）。

表 4-6 相関係数

	lnimp	lngdp	lnppp	lndist	margin	roo
lnimp	1.0000					
lngdp	-0.2530	1.0000				
lnppp	-0.6322	-0.1385	1.0000			
lndist	-0.7795	0.6663	0.4107	1.0000		
margin	0.0342	-0.1320	0.3046	-0.3256	1.0000	
roo	-0.5004	0.3509	0.0965	0.5995	-0.7179	1.0000

多重共線性があるとされる VIF=10 以上にあたるのは相関係数が 0.95 以上であるため、多重共線性はないと判断する。

分析結果は表 4-7 の通りである。

表 4-7 分析結果（最小二乗法及びパネルデータ分析）

Dependent Variable ln(fdi)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
Estimator	OLS	OLS	OLS	PANEL	PANEL
lnexp	1.306*** (0.077)			1.387*** (0.173)	
lnimp	-0.704*** (0.081)			-0.692*** (0.078)	
Intrade		0.552*** (0.105)	0.633*** (0.105)		0.633*** (0.105)
lngdp	0.361*** (0.100)	0.289** (0.121)	0.170 (0.122)	-0.216** (0.096)	0.170 (0.078)
lngdp/capita	0.176*** (0.063)	0.330*** (0.079)	0.302*** (0.078)	0.134** (0.060)	0.302*** (0.078)
lndistance	0.190 (0.206)	0.035 (0.262)	-0.173 (0.262)	-0.057 (0.197)	-0.173 (0.262)
y2006			0.071 (0.443)		
y2007			0.126 (0.439)		
y2008			-0.022 (0.440)		
y2009			0.384 (0.440)		
y2010			0.179 (0.441)		
y2011			0.142 (0.442)		
y2012			0.370 (0.443)		
y2013			0.694 (0.443)		
y2014			0.854* (0.444)		
y2015			1.104** (0.443)		
y2016			1.139** (0.443)		
y2017			1.141** (0.444)		
year				yes	yes
修正済決定係数	0.526	0.231	0.255		
標準誤差	3.318	4.161	4.170	3.207	4.201
決定係数 (within)				0.571	0.241
(between)				0.038	0.210
(overall)				0.528	0.237
観測値数	401	401	401	401	401

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

(1) は日本からの直接投資は日本からの輸出額、輸入額、GDP 及び一人当たり GDP にどのような影響があるかを見たものである。輸出と輸入を比較すると輸出の方が大いに直接投資を促進する誘因であることがわかる。経済規模や国の豊かさを示す指標となる GDP 及び一人当たり GDP もプラスに有意となっている。経済規模や国の豊かさも直接投資には大いに影響があることがわかる。(2) は貿易額 (輸出+輸入) としてとらえたものである。結果は (1) と大きくは変わらない。(3) は年別に分析したものである。近年になるほどプラスに有意となっており、年々直接投資が増加そして貿易額と大いに関係があることがわかる。(4) と (5) はパネルデータ分析結果である。結果は最小二乗法の場合と変わらない。やはり直接投資は貿易と密接な関係があることがわかる。

次に地域貿易協定が締結されると必ず設定される原産地規則を第 3 章で数値化した RoO Index を使用し、原産地規則と直接投資の関係を分析する。分析対象は日本と地域貿易協定を締結している国・地域であるが、分析対象を実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品とし、日本からの直接投資は日本銀行国際収支統計の業種別直接投資残高の繊維部門をその対象とする。繊維部門の直接投資データを得られた国のみとなるため、分析対象はメキシコ、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、インドの 6 ヶ国のみとなっている。関税マージンの便益は輸入者が享受できるものであり、輸入時に原産地規則を満たさないとその恩恵に預かることができない。従って輸入額を説明変数として分析する。

$$\begin{aligned} (\ln fdi_{ijt}) = & \beta_1(\ln imp_{ijt}) + \beta_2(\ln gdp_{ijt}) + \beta_3(\ln gdp/capita_{ijt}) + \beta_4(\ln distance_{ij}) + \beta_5(margin_{ijt}) \\ & + \beta_5(roo_{ijt}) + RTA\ dummy + year\ dummy_t + \varepsilon_{ijt} \end{aligned}$$

$\ln fdi_{ijt}$: 日本からの直接投資額

$\ln imp_{ijt}$: 直接投資国からの輸入額

$\ln gdp_{ijt}$: 直接投資国の GDP

$\ln gdp/capita_{ijt}$: 直接投資国の一人当たり GDP

$\ln distance_{ij}$: 直接投資国との距離

$margin_{ijt}$: 各国 MFN 税率と EPA 税率との差

roo_{ijt} : RoO Index

$RTA\ dummy$: 各地域貿易協定ダミー

$year\ dummy_t$: 2012 年から 2017 年

表 4-8 は分析結果である。

表 4-8 分析結果（最小二乗法及びパネルデータ分析）

Dependent Variable ln(fdi)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
Estimator	OLS	OLS	OLS	OLS	PANEL	PANEL
lnimp	0.750*** (0.156)	0.908*** (0.174)	1.220*** (0.271)	0.271 (0.340)	1.413*** (0.224)	0.271 (0.340)
lngdp	0.276 (0.188)	-0.086 (0.267)	-0.521 (0.393)	10.362*** (2.825)	0.009 (0.350)	10.362*** (2.853)
lngdp/capita	1.318*** (0.184)	0.978*** (0.256)	0.666** (0.328)	-10.921*** (3.149)	1.185*** (0.305)	-10.922*** (3.150)
Indistance	0.084 (0.857)	2.095 (1.364)	4.106** (1.905)		2.883* (1.595)	
margin		0.846* (0.453)	2.193** (0.984)	2.318** (0.878)	1.646* (0.831)	2.318** (0.878)
roo			0.288 (0.193)	1.691** (0.716)	0.297* (0.158)	1.691** (0.716)
Mexico				22.675*** (6.993)		
Malaysia				43.639*** (11.588)		
Thailand				33.113*** (8.701)		
Indonesia				21.932*** (5.293)		
Vietnam				29.650*** (7.799)		
year					yes	
country						yes
修正済決定係数	0.521	0.545	0.557	0.801		
標準誤差	7.693	7.649	0.193	60.632	8.023	53.646
決定係数 (within)					0.797	0.494
(between)					0.020	0.233
(overall)					0.558	0.106
観測値数	53	53	53	53	53	53

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

(6) は締約国内に日本からの直接投資と輸入額、GDP 及び一人当たり GDP、距離にどのような影響があるかを見たものである。輸入額は 1%プラスに有意となり、輸入額が大きいほど直接投資は促進される。国の経済規模の指標である GDP は有意とはならなかったが、国の豊かさを示す一人当たり GDP は 1%プラスに有意となった。これは今回の分析対象国がかなり限定的となっているため、プラスにもマイナスにもあり得、また有意にならない可能性も大いにあると思う。分析対象とした国は先進国とは言い難く、開発途上国ばかりでもなく新興国を中心とした国であるためである。距離も GDP 及び一人当たり GDP と同様、比較的隣諸国が中心となっているため、通常輸送コストに相当する変数であるが今回は有意、有意でないにかかわらずプラ

スとなっている。輸入額と距離とは少高めの負の相関が影響している可能性もある。(7)はマージン(MFN税率とEPA税率の差)を説明変数として入れたものである。EPA税率を利用できるか利用できないかによって輸入時の関税に差が発生するため、その差が大きいほどEPAを利用する価値がある。プラスに有意となるのは当然の結果であろうか。(8)は地域貿易協定が締結されると必ず設定される原産地規則を数値化したRoO Indexを説明変数として入れたものである。原産地規則が設定されるとそのルールを満たさないと関税の便益を享受することができない。それまでの資材調達国が地域貿易協定締約国でない場合、地域貿易協定の原産地規則を満たすことができず、域内国から資材調達をすることが必要となり、調達国及び生産国を域内に求めることになる。そのために企業は調達先及び生産先を域内に求めることになり直接投資は促進されるのではないだろうか。有意とはならなかったがマイナスともならなかった。(9)は各国別に分析したものである。各国とも大きく1%プラスに有意となり、原産地規則と貿易との密接な関係及び直接投資に大きく影響を及ぼしていることがわかる。(10)はyear dummyを入れたパネルデータ分析である。GDP以外はすべてプラスに有意となり、直接投資には関税マージンも原産地規則も大いに影響を及ぼしており、企業はやはり地域貿易協定が締結されるとその便益を得るための直接投資先を選定する。地域貿易協定が発効されて時間が経過するほど直接投資は増加するのではないだろうか。今回は2012年から2017年と6年間のデータ分析となったが、RoOは10%有意となった。年を追うごとに各国でも法整備や直接投資受入れ体制の見直し等を図ったり、海外からの直接投資受入れ環境が改善するのではないだろうか。(11)はcountry dummyを入れたパネルデータ分析である。こちらもRoOは5%と有意となった。直接投資と原産地規則は密接な関係があることは明らかである。地域貿易協定が締結されると直接投資をする環境が整い貿易が拡大することは先行研究でも実証されているが、原産地規則の制限程度によって更に直接投資に影響を与えることが実証できたのではないだろうか。

4-5. おわりに

地域貿易協定が発効されると市場アクセスの改善(関税の撤廃)のみならず多くの交渉分野において自由化されたりルールの共通化が図られる。この地域貿易協定の締結により各企業はその便益を享受するためには地域貿易協定の利益を最大に生かすための努力が必要となる。地域貿易協定の便益を享受せず、それまでの生産及び調達をそのまま維持することも企業としては選択の1つとなる。しかし近年の地域貿易協定の増加により、企業はその便益を少しでも享受するために様々な施策を取る。その1つが原産地規則である。地域貿易協定が締結されると締約国間は関税障壁がなくなり、自由に貿易が可能となる。その反面域外国には関税障壁が残ることになる。域外国が域内国と貿易をするために関税の低い国を経由し、いわゆる迂回輸出を防ぐために原産地規則は設定される。原産地規則はその国の原産であることを証明する制度である。しかしその原産地規則は各地域貿易協定によって別々に設定され、世界共通のルールはない。本章では第3章で日本が締結している地域貿易協定の原産地規則の制限程度を数値化したRoO Indexを使用し、日本企業の直接投資との関係を分析した。原産地規則を満たさないと地域貿易協定の便益は

享受できないため、その原産地規則を満たすために企業は締約国内へ生産および調達の拠点を移動もしくは設立するのではないだろうか。当該国への直接投資は増加するはずである。今回の分析は直接投資と原産地規則の関係を貿易額及び輸入額、国の経済規模（GDP）、国の豊かさ（一人当たり GDP）、輸送コストに相当する各国間の距離を利用し、実際に地域貿易協定を利用した場合の関税率と利用しない場合の一般的税率である協定税率の差である関税マージン、そして原産地規則を数値化した RoO Index を説明変数とし、直接投資額にどのような影響を及ぼしているのかを実証分析した。結果、日本からの直接投資先は貿易額と直接投資は大いにプラスに影響があることがわかった。全分野の世界全体への直接投資との因果関係を分析した場合、輸入と輸出を比較すると、輸出にプラスの影響があった。日本からの輸出先に直接投資が促進されるということは、販売拠点先としての直接投資が促進されているということであろう。次に繊維分野を抽出し輸入額を説明変数としてその原産地規則との影響を分析した。RoO はほぼ有意となった。原産地規則は直接投資を促し増加させる要因の 1 つであることは明らかである。

今回の分析対象国は繊維分野の直接投資データを得られた 6 か国に限定されたため、偏った結果かもしれない。分析対象もデータが得られた 2017 年までとなっているため、その後発効された多国間貿易協定である CPTPP や日 EU 経済連携協定のデータを含んでいない。CPTPP は繊維分野においては今迄の地域貿易協定の原産地規則の中で一番厳しく、ヤーンフォワード（紡ぐ、織る、縫製）という 3 工程ルールを取り入れている。これは NAFTA 原産地規則の踏襲である。また日 EU の繊維分野の原産地規則は日本が締結している経済連携協定における原産地規則よりは多少厳しい原産地規則となっている。一般的に日本が締結している地域貿易協定の製品の原産地規則は裏地の部分使いを対象外としているのに対し、日 EU はすべての使用した生地を対象としており、より厳しく管理されている。また自己証明を取っていることから各企業は日 EU の原産地規則を満たしていることを証明することが厳しくなっている。ルール上は満たしていてもその証明となるとなかなか困難な状況に直面している。まだまだ利用を促進するには多くのハードルがある状態である。

このような状況下、地域貿易協定の便益を享受するために企業は直接投資を締約国内に実行している。投資協定との兼ね合いや各国の法律の影響も大きいが、年々地域貿易協定締約国に生産拠点や調達拠点を移転していることは明らかである。その直接投資に原産地規則が関わっていることを実証できたことは大きな産物である。

第5章 地域貿易協定利用率と原産地規則

5-1. はじめに

我が国日本は 2002 年シンガポールと初の経済連携協定を発効したことから地域貿易協定への締結を推進していくことになる。世界は 1990 年代から地域貿易協定の締結が盛んになっていたが、我が国は世界貿易機関（World Trade Agreement : WTO）の多国間交渉を優先としていたことは第 2 章で紹介した通りである。世界の風潮に乗り遅れた感があるが、日本は世界貿易機関の補完的役割として各国との地域貿易協定を促進していくことになる。初の地域貿易協定を発効してから 17 年、地域貿易協定はどのように利用されてきたのか、また今後どのように変化していくのであろうか。2018 年 12 月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP）、2019 年 2 月には日 EU 経済連携協定が発効され、日本を取巻く地域貿易協定は大きな経済圏となり、参加国も CPTPP は 11 ヶ国、日 EU は 29 개국での地域貿易協定である。当初は地域貿易協定の影響がどのようなものか企業も把握していなかった部分が多いかと思うが、その後輸入者にとっては関税の便益が大きいことも周知されてきた。しかし、地域貿易協定を利用するには、利用するためのルールがあり、各地域貿易協定に設定されている原産地規則を満たす必要がある。原産地規則とはその商品の国籍であり、その産地がどこであるかが製品の輸入時に設定されている各国関税に大きな影響を及ぼすものである。その原産地規則とはいかなるものかを理解しなければ地域貿易協定の利用もままならない。本章では第 3 章で構築した RoO Index を利用し、現在日本が締結している地域貿易協定の質を検証する。データは財務省貿易統計経済連携協定時系列表より経済連携利用額を使用し、実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品についての原産地規則が利用率にどのような影響を与えているかを見る。

第 2 節では日本が締結している地域貿易協定の利用に際して必要な知識を概観し、第 3 節では先行研究を紹介する。第 4 節では第 3 章で構築した RoO Index を利用して原産地規則の制限度が利用率にどのような影響を与えているのかを実証分析をする。第 5 節はまとめである。

5-2. 地域貿易協定の利用

企業が地域貿易協定を利用するにはどのような知識が必要であろうか。まずは締約国を確認することから始まる。表 5-1 は我が国日本が締約している経済連携協定の国・地域である。

表 5-1 日本の地域貿易協定

発行年	地域貿易協定
2002年	シンガポール
2003年	
2004年	
2005年	メキシコ
2006年	マレーシア
2007年	チリ、タイ
2008年	インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン
2009年	スイス、ベトナム
2010年	
2011年	インド
2012年	ペルー
2013年	
2014年	
2015年	オーストラリア
2016年	モンゴル
2017年	
2018年	CPTPP
2019年	EU

WTO RTA Agreement List より筆者作成

次に H.S.CODE の確認が必要である。この H.S.CODE は地域貿易協定によって関税の便益を享受するのは輸入者（輸入国）のため、輸入国の H.S.CODE の判断が優先されるとなっている。H.S.CODE は HS 条約「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約」に基づき分類されており、HS2017 では 21 部 99 類 5300 品目で分類されている。分類は類（2 桁）項（4 桁）号（6 桁）で体系的に分類されており、6 桁分類までは世界共通となっている。当該条約は国際貿易、統計、特に国際貿易に関する統計の収集、比較及び分析を容易にすること等を考慮して協定されている。しかし、その解釈は各国によって相違しており、必ずしも一致するとは限らない。そのような状況も踏まえ、輸入国の判断による H.S.CODE を優先する旨が実務上の認識となっている。各地域貿易協定に対応する H.S.CODE は締約年によって異なっている。表 5-2 は各協定別対応 H.S.CODE である。

表 5-2 協定別 H.S.CODE 対応表

HS Code	経済連携協定				
HS2002	Singapore	Mexico	Malaysia	Philippines	Chile
	Thailand	Brunei	Indonesia	ASEAN	
HS2007	Vietnam	Switzerland	India	Peru	
HS2012	Australia	Mongolia	CPTTP		
HS2017	EU				

税関ホームページ 品目別原産地規則一覧表より筆者作成

H.S.CODE は時代に沿うよう約 5 年毎に改訂されており、新しい品目に対応したり、見直しが図られている。例えば、HS2002 と HS2007 を見てみると、HS2002 では 6101.10、6101.90 という分類があったが、6101.10 に分類される金額が少ないため、HS2007 では 6101.90 に統合されている (表 5-3 参照)。

表 5-3 HS2002、HS2007 比較表

【HS2002】

番号	統計細分	品名
6101		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)
610110		羊毛製又は織獣毛製のもの
	010	1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020	2その他のもの
610120		綿製のもの
	010	1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020	2その他のもの
610130		人造繊維製のもの
		1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	011	-合成繊維製のもの
	019	-再生繊維又は半合成繊維製のもの
	020	2その他のもの
610190		その他の紡織用繊維製のもの
	010	1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020	2その他のもの

【HS2007】

番号	統計細分	品名
61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)
6101.20		綿製のもの
	010	1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020	2その他のもの
6101.30		人造繊維製のもの
		1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	011	- 合成繊維製のもの
	019	- 再生繊維又は半合成繊維製のもの
	020	2 その他のもの
6101.90		その他の紡織用繊維製のもの
	010	1ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020	2 その他のもの



税関ホームページ 実行関税率表より一部抜粋

このようにその協定に対応する H.S. CODE で税率を確認する必要がある。実行関税率表の関税率は表 5-4 のようになっている。国定税率として、基本税率、暫定税率、特惠税率（特惠、特別特惠）があり、その他に協定税率、経済連携協定税率がある。税率の優先順位は、特惠関税（開発途上国からの輸入）及び経済連携協定締約国からの輸入であり、経済連携協定の税率が適用できる場合は最優先となる。前述の税率が適用できない場合は、国定税率である基本税率と暫定税率がある場合、暫定税率が優先される。国定税率の中から 1 つ選択した税率と協定税率（WTO 協定）の税率を比較し、協定税率が低い場合のみ協定税率が適用される。

表 5-4 税関実行関税率用関税率（一部抜粋）

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)		
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia

税関ホームページ 実行関税率表より一部抜粋

また、経済連携協定税率は協定発効即時撤廃となるものは一度確認すればよいが、何年かかけて段階的削減されるものもある。その場合は 1 年毎に税率が削減されていくため、その都度確認する必要がある。2 国間協定と多国間協定など複数の協定が利用できる場合、協定によって削減率が違うものもあるため、税率が 2 国間と多国間で逆転する場合もあり、注意が必要である。

輸入時に経済連携協定の税率が適用できるのであれば、企業としては関税削減の便益効果を多に受けることができる。しかし、当然のことながら原産地規則を満たしていないとその便益を受けることができず、更にその原産地規則を証明しなければならない。表 5-5 は我が国における原産地証明書の発給に係る手順である。

表 5-5 原産地証明書発給手順

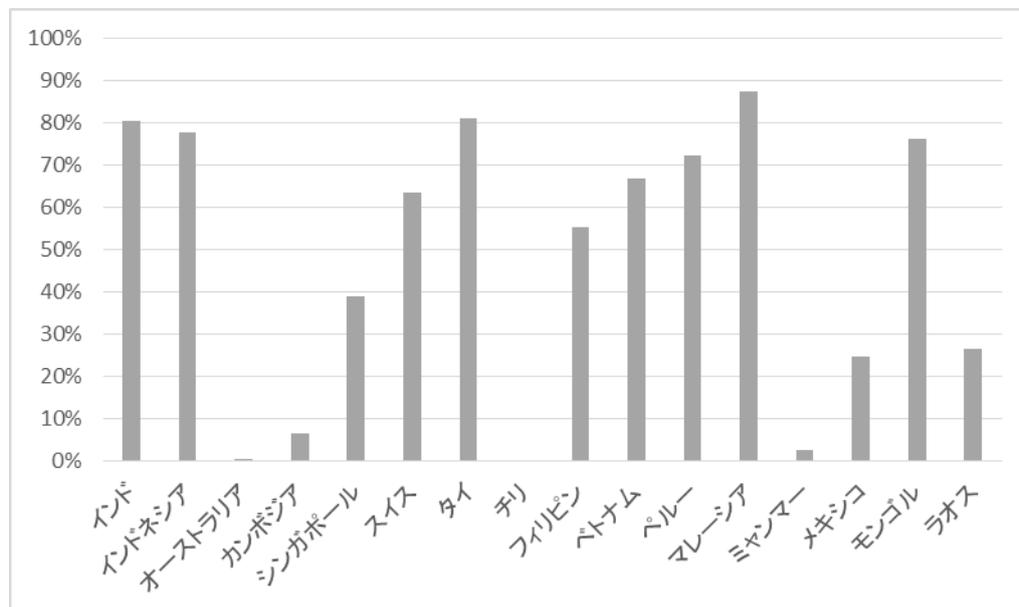
STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6	STEP 7
HS CODEを確認	EPA税率を確認	輸出品に係る原則を確認	原産性を確認	企業登録	原産品判定依頼	原産地証明書の発給申請

日本商工会議所ホームページより抜粋

したがって地域貿易協定が利用できるのは、この原産地規則を満たしたもののみであり、決して地域貿易協定が締結されたからといってすべての輸入品に適用できるわけではない。

実際の経済連携協定利用率をしてみる。2016 年の実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品の日本における経済連携利用率（国別輸入）は図 5-1 の通りである。ただし 2 国間と多国間（ASEAN）が利用できるものは合算している。

図 5-1 2016 年 実行関税率表第 11 部 紡織用繊維及びその製品における経済連携協定利用率



財務省貿易統計より筆者作成

実行関税率表第 11 部の紡織用繊維及びその製品に関しては、WTO 税率と EPA 協定税率のマージン差が大きく、利用できるのであれば非常に便益が大きくなる。上記図から見ると、輸入額の 80%以上利用しているのはインド、タイ、マレーシアであり、50%以上となると、インドネシア、スイス、フィリピン、ベトナム、ペルー、モンゴルからの輸入となる。オーストラリアとチリはもともと輸入額自体が少ないこともあるが、オーストラリアは 0.27%、チリはゼロとなっている。カンボジア、ミャンマー、ラオスは輸入額に対して利用率は小さい。これは開発途上国に適用される特惠関税の影響が多いにある。逆にラオスは AJCEP (日 ASEAN 包括的経済連携協定) の利用が他の 2 国に比べて比較的高く、何故特惠関税よりも経済連携協定税率を利用するのか研究の対象になるかもしれない。

このように経済連携協定利用率は高いのは、それだけ利用価値があるということになる。表 5-6 は H.S. CODE 6205.30 男性用のシャツ (人造繊維製のもの) の関税率である。関税率を見ると、WTO 加盟国から輸入する場合は 7.4%の税率がかかるが、経済連携協定を利用すると無税になる。原産地規則を満たすのであれば、企業としては是非利用したいはずである。

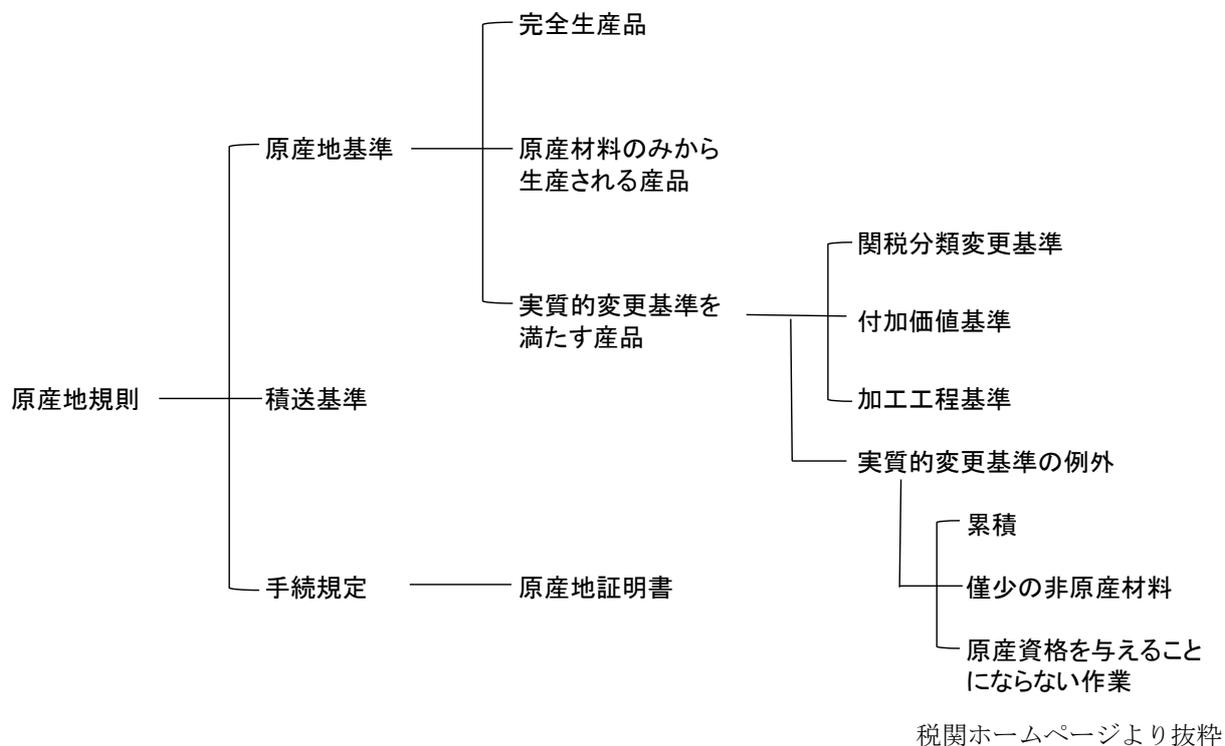
表 5-6 H.S.CODE 6205.30 男性用シャツ（人造繊維製のもの）の関税率

統計番号	品名	関税率					関税率(経済連携協定)							
		基本	暫定	WTO	GSP	LDC	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	ブルネイ	ASEAN	フィリピン	ベトナム
62.05	男子用のシャツ													
6205.20	000 綿製のもの	9%		7.4%		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6205.30	人造繊維製のもの	9%		7.4%		無税								
	010 ー 合成繊維製のもの						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	090 ー その他のもの						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6205.90	その他の紡織用繊維製のもの	9%				無税								
	010 ー 羊毛製又は織獣毛製のもの			7.4%			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	090 ー その他のもの			(9%)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

税関ホームページ実行関税率表より筆者編集

ここで特惠関税の利用と経済連携協定の利用について、原産地規則を確認してみたい。いずれも原産地規則を満たさないと利用できないことは前述の通りである。経済連携協定の原産地規則は第3章でも示した通り、基本原則は図 5-2 の通りある。

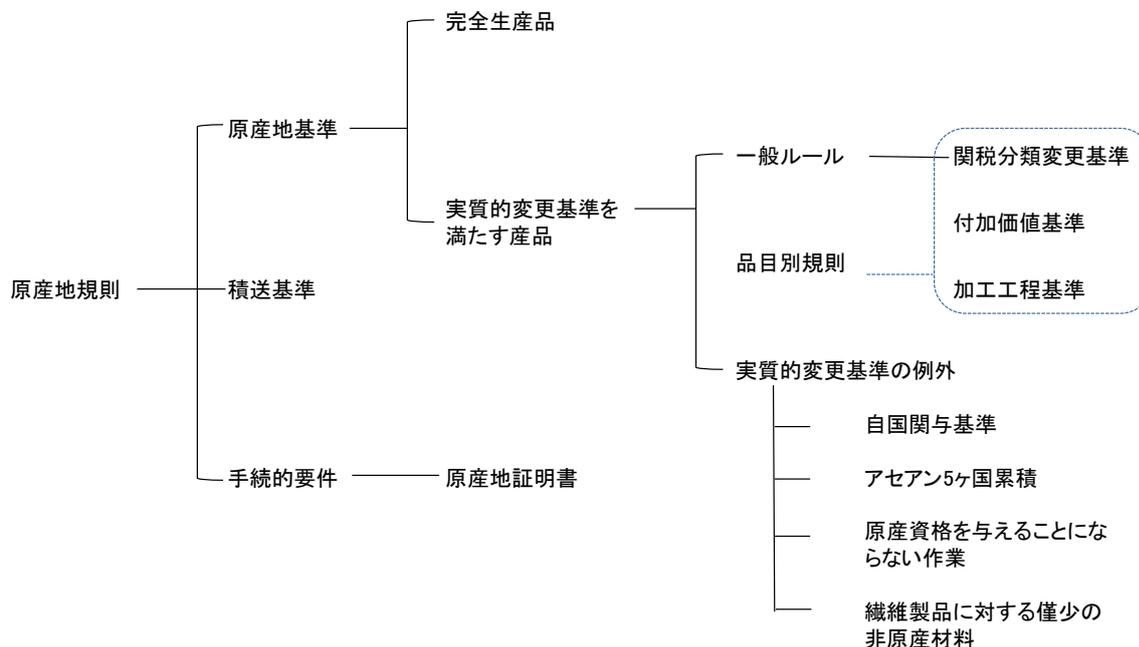
図 5-2 EPA 原産地規則



更に協定別に品目別規則が設定されており、そのルールに従わない限りは経済連携協定の利用はできない。第3章で紹介したように、締約国で完全に生産および採取された農産物のような完全生産品、工業製品のように締約国で原材料から製品にするために何らかの加工等変更が行われた産品である実質的変更基準を要する産品に対して基準を設けている。原産国を1国に絞ることが難しくなった現在、多くの製品は **Made in World** と言われているくらいである。しかし、ルール上はどこの国で製品の生産に最終関与したのか、もしくは一番その産品に付加価値を付けたのか、あるいは一番大きな変更が行われた国はどこなのか、その基準を明確にすることにより原産国を定める必要がある。この原産地規則を満たさないと地域貿易協定締約国の産品であることを言明できない。

これに対して特惠関税を適用する場合の原産地規則は図 5-3 の通りである。

図 5-3 特恵関税適用の場合の原産地規則



税関ホームページ 我が国の原産地規則～一般特恵関税原産地規則（詳細）～より抜粋

経済連携協定の原産地規則と同様、一般ルール及び品目別規則として同じく関税分類変更、付加価値基準、加工工程基準を取っているが関税分類変更基準は H.S. CODE 4 桁の変更を基準としており、また繊維製品において加工工程基準は経済連携協定では 2 工程ルールを取っているが、一般特恵関税では 1 工程ルールを取り入れている（表 5-7）。

表 5-7 繊維・繊維製品の品目別規則の比較表

	一般特恵(GSP)	(参考)アセアン包括協定
織物 (HS第50類 ～第55類)	繊維 (fibers) からの製造 繊維→糸→織物 (2工程ルール)	HS4桁番号の変更+紡糸+製織 繊維→糸→織物 (2工程ルール)
衣類(編物: HS61類)	編物 (fabrics) からの製造 編物→衣類 (1工程ルール)	HS2桁番号の変更+編上げ+切断・縫製 糸→編物→衣類 (2工程ルール)
衣類(織物: HS62類)	織物 (fabrics) からの製造 織物→衣類 (1工程ルール)	HS2桁番号の変更+製織+切断・縫製 糸→織物→衣類 (2工程ルール)
繊維製品 (HS第63類)	繊維 (fibers) からの製造 繊維→糸→織物→繊維製品 (3工程ルール)	HS2桁番号の変更+編上げ/製織+組立て 糸→編物/織物→繊維製品 (2工程ルール)

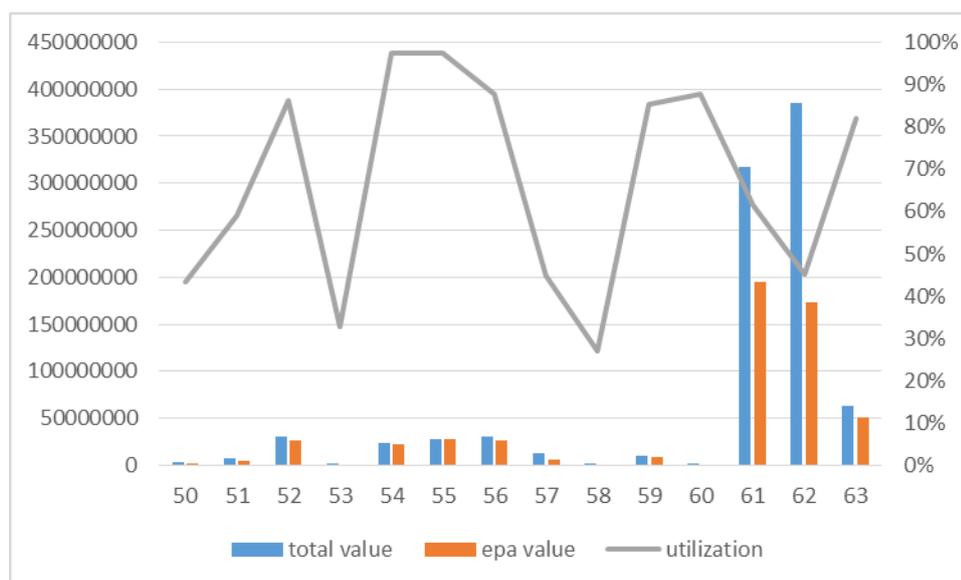
税関ホームページ 我が国の原産地規則～一般特恵関税原産地規則詳細～2016年4月より抜粋

このように経済連携協定は衣類製品（第 61～62 類）に関して 2 工程ルールを取っているのに対し、特恵関税は 1 工程ルールとなっており、例えば経済連携協定は多くは日本および ASEAN

諸国原産の生地を使って製品にしない限り AJCEP の利用はできないが、特惠関税においてはどこの原産の生地を利用してもよく、開発途上国で生産されたことを証明すれば特惠関税の適用を受けることができる。利用する企業にとっては、特惠関税適用の方が原産地規則も緩やかで利用し易いため、たとえ AJCEP の適用ができるとしても特惠関税を利用する人が多い。その中でラオスでは AJCEP が利用されていることは特異な例となるのではないだろうか。

また、2016 年の類別（第 50 類から第 63 類）に利用率を見てみると、図 5-4 のとおりとなる。

図 5-4 実行関税率表第 11 部 類別利用額（単位：千円）及び利用率

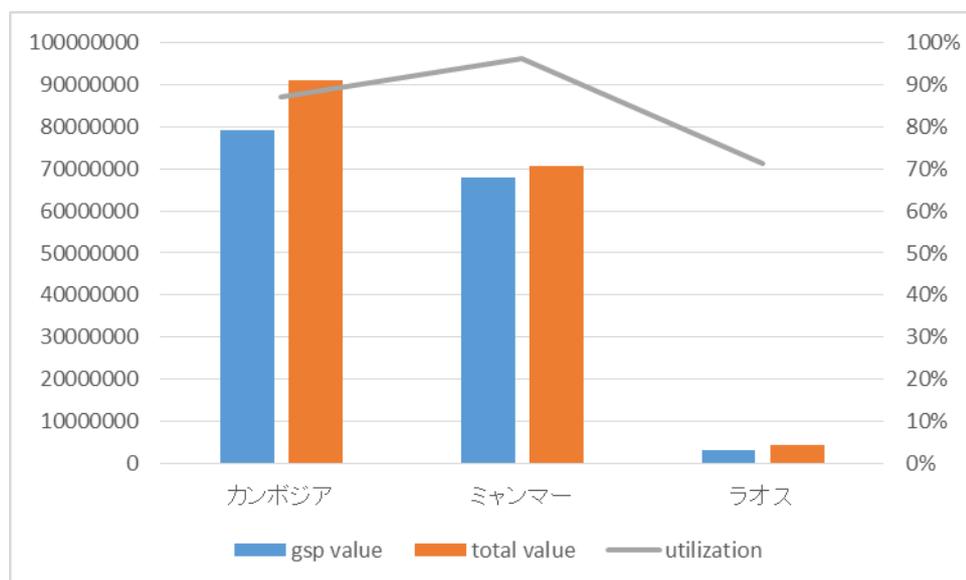


財務省貿易統計より筆者作成

利用率を見てみると 54 類（人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品）、55 類（人造繊維の短繊維及びその織物）、56 類（ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品）において利用率が高くなっている。輸入額から見ると、61 類（衣類及び衣類附属品（メリアス編み又はクロセ編みのものに限る））と 62 類（衣類及び衣類附属品（メリアス編み又はクロセ編みのものを除く））、いわゆる編物と織物の製品が圧倒的に多い。海外で生産した製品を輸入している構図である。

また、同様にカンボジア、ミャンマー、ラオスに関して、特惠関税利用率を見てみると、図 5-5 のようになる。

図 5-5 カンボジア、ミャンマー、ラオスの特惠関税利用額（単位：千円）及び利用率



財務省貿易統計より筆者作成

EPA 利用率に比べると圧倒的に特惠関税利用率が高い。これも原産地規則の違いが大きく影響しているかもしれない。

我が国における特惠関税制度は関税暫定措置法施行令によりその適用が可能な国・地域及び対象品目・関税率を定めており、その適用には一般特惠制度原産地証明書が必要となる。また特惠関税の卒業に関しては①「高所得国」に該当した国又は②「高中所得国」に該当し、かつ、全世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が 1%以上を満たした国については、全面的適用除外措置（全面卒業）となり、また①及び②を満たす品目に関しては 1 年間除外する部分適用除外措置が取られる⁶⁴。

5-3. 先行研究

地域貿易協定の利用率について近年多くの研究者が研究対象としている。Ando and Urata (2018)では、2015 年財務省貿易統計経済連携協定時系列表より利用率を算出し、関税マージン、と原産地規則に注目し検証している。表 5-8 は 2015 年における経済連携協定利用率である。

⁶⁴ 税関ホームページ 1506 特惠関税の卒業及び適用除外措置についてより

表 5-8 2015 年経済連携協定利用率

FTA	Imports : all tariff lines			Imports : tariff lines with positive MFN tariffs		
	FTA Utilization rate(%)			FTA Utilization rate(%)		
		AJCEP	Bilateral		AJCEP	Bilateral
Singapore	5.3	2.1	3.2	29.9	11.8	18.1
Mexico	20.0	n.a.	20.0	80.6	n.a.	80.6
Malaysia	13.0	4.6	8.4	72.5	25.8	46.7
Chile	25.3	n.a.	25.3	87.8	n.a.	87.8
Thailand	28.7	0.9	27.8	85.0	2.5	82.4
Indonesia	16.3	n.a.	16.3	71.4	n.a.	71.4
Brunei	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
Philippines	25.5	0.7	24.9	85.6	2.3	83.3
Laos	11.0	11.0	n.a.	18.1	18.1	n.a.
Myanmar	4.2	4.2	n.a.	4.6	4.6	n.a.
Switzerland	5.9	n.a.	5.9	54.8	n.a.	54.8
Viet Nam	34.3	27.2	7.1	73.4	58.2	15.2
Cambodia	9.7	9.7	n.a.	10.3	10.3	0.0
India	28.6	n.a.	28.6	65.9	n.a.	65.9
Peru	9.5	n.a.	9.5	83.0	n.a.	83.0
Australia	7.7	n.a.	7.7	79.0	n.a.	79.0
	17.5			71.8		

Ando and Urata (2018) Japanese imports under FTA scheme in 2015F/Y, by FTA partners より
一部抜粋

ASEAN 諸国は 2 つの経済連携協定が利用できるため、それぞれ及び合算で表記されている。関税無税分を含む場合と除外した場合の利用率を算出している。関税無税の場合は経済連携協定を利用する必要がないため、当然全体としてみた場合利用率は下がる。関税無税を除外した場合の利用率平均は 70% を超えている。また、ASEAN 諸国を見てみると、AJCEP と 2 国間の EPA を比較すると、マレーシア、タイ、フィリピンは 2 国間 EPA の利用率が高く、ベトナムにおいては AJCEP の利用率が高い。これは ASEAN との EPA の発効が 2008 年 12 月であり、マレーシアは 2006 年 7 月、タイは 2007 年 11 月、フィリピンは 2008 年 12 月⁶⁵、ベトナムとの 2 国間の EPA の発効が 2009 年 10 月であることから AJCEP より先に発効された 3 国は 2 国間の利用率が高く、ベトナムに関しては AJCEP を先に利用し始めた影響もあるかもしれない。また、ラオス、ミャンマー、カンボジアは AJCEP しか利用できないが、特惠関税が適用できるため、利用率が低くなっているとみられる。

また、実証分析は経済連携協定利用率に与える影響として、関税マージン、非関税障壁、原産地規則で検証している。

$$Utilization_{i,p} = \alpha + \beta_1 Preferential Margin_{i,p} + \beta_2 MFN Tariff_p + \beta_3 NTM_{i,p} + \beta_4 ROO_{i,p,r} + u_i + u_s + e_{i,p}$$

⁶⁵ 日 ASEAN が利用可能になったのは 2009 年 7 月

$Utilization_{i,p}$ = 製品 p の国 i からの FTA 輸入利用率

$Preferential\ Margin_{i,p}$ = MFN 関税率と FTA 関税率の差 (マージン)

$MFN\ Tariff_p$ = MFN 関税率

$NTM_{i,p}$ = 非関税障壁 (UNCTAD における非関税障壁定義のうち 5 つを選択⁶⁶)

$ROO_{i,p,r}$ = 原産地規則ダミー

原産地規則は 6 分類と 12 分類の 2 つのタイプで分析している。

原産地規則 6 分類

CTC / VA (関税分類変更 or 付加価値基準)

CTC (関税分類変更)

CTC & VA (関税分類変更 and 付加価値基準)

VA (付加価値基準)

WO (完全生産品)

SP (加工工程基準)

原産地規則 12 分類

CS / VA (6 桁関税分類変更 or 付加価値基準)

CS (6 桁関税分類変更)

CS & VA (6 桁関税分類変更 and 付加価値基準)

CH / VA (4 桁関税分類変更 and 付加価値基準)

CH (4 桁関税分類変更)

CH & VA (4 桁関税分類変更 and 付加価値基準)

CC / VA (2 桁関税分類変更 or 付加価値基準)

CC (2 桁関税分類変更)

CC & VA (2 桁関税分類変更 and 付加価値基準)

VA (付加価値基準)

WO (完全生産品)

SP (加工工程基準)

分析は H.S.CODE9 桁レベルで、60 ヶ国において OLS で分析している。表 5-9 は分析結果である。

⁶⁶ NTM_A: sanitary and phytosanitary measures (SPS)、NTM_B: technical barriers to trade (TBT)、NTM_C: pre-shipment inspections and other customs formalities、NTM_D: contingent trade-protective measures、NTM_E: control measures

表 5-9 分析結果

	aggregated version			disaggregated version	
	(1)	(2)		(1)	(2)
Preferential margin	0.0555*** (59.47)	0.0566*** (55.64)	Preferential margin	0.0552*** (58.91)	0.0563*** (55.13)
MFN_duty		-0.00207*** (-2.808)	MFN_duty		-0.00203*** (-2.752)
ROO:CTC/VA	-0.0794*** (-5.036)	-0.0802*** (-5.082)	ROO:CS/VA	-0.102*** (-6.325)	-0.103*** (-6.363)
ROO:CTC	-0.0785*** (-4.935)	-0.0792*** (-4.978)	ROO:CS	-0.148*** (-6.146)	-0.148*** (-6.152)
ROO:CTC&VA	-0.122*** (-6.330)	-0.123*** (-6.377)	ROO:CS&VA	-0.107*** (-5.085)	-0.108*** (-5.152)
			ROO:CH/VA	-0.0597*** (-3.716)	-0.0605*** (-3.763)
			ROO:CH	-0.0609*** (-3.671)	-0.0616*** (-3.710)
			ROO:CH&VA	-0.122*** (-4.991)	-0.123*** (-5.036)
			ROO:CC/VA	-0.0841*** (-4.089)	-0.0849*** (-4.126)
			ROO:CC	-0.0806*** (-4.558)	-0.0814*** (-4.603)
			ROO:CC&VA	-0.102** (-2.072)	-0.0978** (-1.976)
ROO:VA	-0.0645** (-2.036)	-0.0606* (-1.910)	ROO:VA	-0.0623* (-1.958)	-0.0581* (-1.825)
ROO:WO	-0.109*** (-4.301)	-0.110*** (-4.376)	ROO:WO	-0.0996*** (-3.873)	-0.102*** (-3.955)
ROO:SP	-0.0626** (-2.572)	-0.0643*** (-2.643)	ROO:SP	-0.0486* (-1.942)	-0.0507** (-2.025)
Constant	0.212*** (12.99)	0.217*** (13.20)	Constant	0.208*** (12.65)	0.213*** (12.86)
R-squared	0.449	0.449	R-squared	0.450	0.451

t-statistics in parentheses. ***p<0.01, **p<0.05, *p<0.1 The number of observations are 21126.

Ando and Urata(2018) Empirical result: aggregated version, disaggregated version より一部抜粋

原産地規則はすべてマイナスに有意となっており、利用率に負の効果があることはわかるが、その中でも 6 分類では CTC&VA が一番数値が高く、次に CTC/VA、CTC と続く。CTC&VA > CTC/VA > CTC > WO > SP > VA となっている。完全生産品が一番制限度が厳しいイメージがあるが、原産地規則の組合せによっては完全生産品よりも利用率に大きな影響を与える原産地規則があることが明らかとなっている。12 分類では CS/VA、CS、CS&VA が負の影響が大きく、原産地

規則としては関税分類変更の中では CC (2 桁関税分類変更) が最も制制的であるが、CS (6 桁関税分類変更) が大きな負の影響を与えていることは興味深い。

他に Hayakawa、Kim、Laksanapanyakul and Shiino (2013) では、2011 年におけるタイから韓国への輸出において、H.S.CODE6 桁で税関データと原産地証明書発給データを利用し利用率を検証しており、Hayakawa and Laksanapanyakul (2013) では ASEAN+1 の FTA に注目し、タイの輸出データで ASEAN-Korea、ASEAN-China の利用率を原産地規則と共に実証分析しており、Hayakawa、Laksanapanyakul and Urata (2015) ではタイの輸入における船積みレベルでの税関データを利用し FTA コストを測っている。また Hayakawa、Laksanapanyakul and Yoshimi (2016) では、タイにおける企業レベルのデータを利用して、貿易創出効果、貿易転換効果を検証している。他に Hayakawa、Laksanapanyakul and Yoshimi (2018) ではタイの ASEAN からの輸入データを利用し輸出側が MFN もしくは RTA のスキームのいずれを利用するのかネステッド・ロジット・モデルで分析している。FTA 利用率と原産地規則の分析は Kim and Cho (2010) も韓国の FTA で分析している。助川・高橋 (2016) では原産地規則の現状の課題としてその利用について企業が果たすべき責任や FTA 利用拡大に向けての提言を行っている。また、Takahashi and Urata (2008)、Cheong, Kim and Cho (2010)、Hayakawa and Yoshimi (2016) などが企業における FTA の利用や利用率に関する分析ある。

5-4. 実証分析

財務省貿易統計経済連携協定時系列表より 2012 年から 2017 年の経済連携協定利用額データを利用し、実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品について原産地規則が与える影響を分析する。GDP 及び一人当たり GDP は World Development Indicator より、各国からの距離は Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales (CEPII) Database より、MFN 税率および EPA 税率は WTO Get Tariff Data より入手している。分析は回帰分析、利用率 0 もあり得るため、ゼロデータを考慮してトービット分析、また年、国、各商材別カテゴリー (素材、部品、加工品、消耗品) の影響を見るためにパネルデータ分析 (固定効果)、そして被説明変数を利用率としているため利用の有無を考慮しプロビットモデルで分を行った。RoO Index は 2 国間と多国間 (ASEAN) の利用がある場合は加重平均としている。RoO Index は一定で数値はかわらないが、加重平均することにより年で多少の制限差が発生する。

$$Utilization_{ijt} = \beta_1 \ln(Gdp_{it}) + \beta_2 \ln(Gdp/capita_{it}) + \beta_3 \ln(Distance_{ij}) + \beta_4 (Margin_{ijt}) + \beta_5 (RoO_{ijt}) + \beta_6 (Category_c) + \beta_7 (FTA\ dummy_{ijt}) + \beta_8 (Year\ dummy_t) + \varepsilon$$

$$Utilization_{ijt} = \frac{\text{経済連携協定利用額}}{\text{輸入額}}$$

$$\ln Gdp_{it} = \text{締約国 GDP}$$

$$\ln Gdp/capita_{it} = \text{締約国一人当たり GDP}$$

$\ln Distance_{ij}$ = 締約国との距離

$Margjin_{ijt}$ = MFN 税率と EPA 税率の差

RoO_{ijt} = Nakaoka RoO Index

$Category_c$ = Primary (素材)、Parts (部品)、Processed (加工品)、Consumption (消耗品)

$FTA dummy_{ijt}$ = EPA 締約国⁶⁷

$Year dummy_t$ = 2012 年から 2017 年

国の経済規模及び豊かさの指標となる GDP および一人当たり GDP は貿易を行う上で規模の大きな国及び豊かな国と貿易を行ううえではプラスに働く。しかしながら日本の地域貿易協定締約国は当該分析対象としている国のなかでは先進国はスイスのみである。国が偏っているため結果はプラスにもマイナスにもなる可能性があると思われる。距離は輸送コストを示すことになり、コストがかかる（距離が遠い）ほど費用が嵩みマイナスになる可能性が多い。実際に海上運賃及び航空運賃は距離によって設定されているため、遠距離であるほど運賃は高くなる。しかしこれも締約国は近隣諸国が多いことから、プラスにもマイナスにもなる可能性がある。関税マージンは経済連携協定を利用することにより税率が削減もしくは無税になるため輸入における便益は非常に大きいと思われる。経済連携協定を利用することにより関税が無税になるため企業は経済連携協定を利用しようとする。よってプラスになると予測する。RoO は各経済連携協定の原産地規則を満たさないと経済連携協定は利用できない。企業はその原産地規則を満たすために生産地や調達国を変更する場合もある。それだけ企業の生産及び調達体制に大きな影響を及ぼす。締約国で生産しなくても最適な生産及び調達ができれば、締約国外で生産および調達を行うことになる。したがって利用率においてはマイナスになると予測する。Category は原材料や中間財、最終財⁶⁸などに分類してみるが、一般的には最終財の輸入が金額的にも大きく、制限したい商材かと思われる。全般的にマイナスになると予測するが、特に最終財においてはマイナス度合が大きいのではないかと思う。

尚、説明変数の関係を見るために相関係数を調べたが、高い相関は確認できなかった（表 5-10）。

⁶⁷ オーストラリア、スイス、チリ、インドネシア、インド、メキシコ、モンゴル、マレーシア、ペルー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ASEAN（カンボジア、ラオス、ミャンマー）

⁶⁸ 中間財（Intermediate: Primary、Parts、Processed）、最終財（Final goods: Consumption）

表 5-10 相関係数

	lngdp	lnppp	lndist	margin	avrroo
lngdp	1.0000				
lnppp	0.2508	1.0000			
lndist	0.3660	0.5114	1.0000		
margin	0.1903	0.1135	0.0385	1.0000	
avrroo	0.0357	0.1259	0.3380	-0.1616	1.0000

そして地域貿易協定と原産地規則の内生性に関する指摘も多くある。Maskus and Ridley (2017) では地域貿易協定と IPR (Intellectual Property Rights) 条項の内生性の問題に関して論じている。本来地域貿易協定は関税の削減や貿易障壁の削減を目的としており、IPR 条項は第 2 段階で含まれる条項である。ここでは特に中低所得国（輸出国）にとってとなっているが、IPR 条項は中低所得国にとって技術的先進国との交渉となり、大きな市場に入るためのルールとなる。よって中低所得国（輸出国）の内生的な事象ではなく、外生的な政策であるため内生性問題としていない。これを原産地規則に置き換えると、確かに原産地規則は地域貿易協定の 1 ルールであり、輸入国にとっては守りたい産品があるため原産地規則を設定する。原産地規則の交渉力を主導するのは輸入国の輸入競争産業であり、地域貿易協定利用者ではない。また、地域貿易協定利用者にとって原産地規則は制限的でない方が利用し易い。そういう観点でも外生的とみることができ、内生性の問題ではないと解釈できる。

表 5-11 は分析結果である。

表 5-11 分析結果（関税マージン 0 を含む）

被説明変数 経済連携協定利用率

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
Estimator	OLS	OLS	OLS	OLS	OLS	Tobit	Tobit	Tobit
lngdp	0.104*** (0.002)	0.104*** (0.023)	0.102*** (0.002)	0.091*** (0.002)	0.093*** (0.002)	0.156*** (0.004)	0.142*** (0.003)	0.144*** (0.003)
lngdp/capita	0.003 (0.003)	0.003 (0.003)	0.001 (0.003)	-0.003 (0.003)	-0.004 (0.003)	-0.004 (0.004)	-0.011*** (0.004)	-0.012*** (0.004)
Indistance	-0.197*** (0.009)	-0.197*** (0.009)	-0.150*** (0.009)	-0.171*** (0.009)	-0.170*** (0.009)	-0.262*** (0.014)	-0.290*** (0.014)	-0.289*** (0.014)
margin		0.000 (0.001)	-0.023* (0.010)	-0.015 (0.001)	-0.024*** (0.001)	-0.012*** (0.002)	-0.028*** (0.002)	-0.042*** (0.002)
roo			-0.021*** (0.001)	-0.005*** (0.001)	-0.005*** (0.001)	-0.027*** (0.002)	-0.005** (0.002)	-0.005** (0.002)
primary				-0.369*** (0.025)			-1.486*** (0.111)	
parts				-0.008 (0.032)			0.004 (0.048)	
processed				0.206*** (0.008)			0.272*** (0.112)	
final					-0.212*** (0.008)			-0.287*** (0.012)
修正済決定係数	0.082	0.082	0.090	0.138	0.117			
対数尤度						-22386.2	-21538.4	-22092.5
標準誤差	0.073	0.075	0.075	0.728	0.074	0.113	0.110	0.112
観測値数	24,938	24,938	24,938	24,938	24,938	24,938	24,938	24,938

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

まず関税マージン 0 を含んだものを分析した。結果は、GDP はすべてプラスに有意となった。しかし一人当たり GDP は有意とならなかったものが多い。日本が締約している経済連携協定締約国は前述のとおり先進国はスイスのみである。市場規模としては大きな国であるほど輸入には大きな影響を与えることがわかるが、国の豊かさよりも安価な国を生産地として選択していることになるのであろうか。関税マージンはマイナスに有意になったものもある。関税の便益を享受するために経済連携協定を利用することから輸入者にとっては大きな影響力を持っているが、今回の分析には関税マージン 0 のものも含めたため、実際は利用する必要のないものが分析対象となっている影響も考えられる。RoO はすべてマイナスに有意となった。これは予測通りである。極端な考え方をすると、原産地規則がなければ、すべて経済連携協定を利用し関税マージンの便益を享受することができる。しかし、原産地規則があることにより産地を選択し、その原産地規則を満たす工程を取らなければならない。そのために原産地規則を満たしていないものは経済連携協定を利用することができない。利用率からすると原産地規則の制限性がマイナスの影響を及ぼすことが明らかである。各商材別

(Category) で見た場合、Primary (素材) はマイナスに有意となり、Processed (加工品) はプラスに有意となった。商材を比較すると原材料には比較的厳しく、加工品には比較的緩い原産地規則と

なっている。中間財と最終財を比較すると、最終財（final）はマイナスに有意となった。最終製品にはより厳しい原産地規則を課していることがわかる。

次に関税マージン0を除いて分析する。関税マージン0ということは前述の通り、経済連携協定を利用しなくても経済連携協定を利用したと同様の便益を享受することができる。そのため原産地規則の証明が必要な経済連携協定を利用する必要がない。関税マージンがある物品に対して企業は経済連携協定を利用する便益があるため、実質的な利用率を見るには関税マージン0を除くべきであろう。表5-12及び表5-13はその分析結果である。

表5-12 分析結果（関税マージン0を除く）

被説明変数 経済連携協定利用率

	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
Estimator	OLS	OLS	OLS	OLS	OLS	Tobit	Tobit	Tobit
lngdp	0.109*** (0.002)	0.098*** (0.002)	0.095*** (0.002)	0.090*** (0.002)	0.091*** (0.002)	0.142*** (0.003)	0.136*** (0.003)	0.137*** (0.003)
lngdp/capita	0.004 (0.003)	-0.003 (0.003)	-0.004 (0.003)	-0.005* (0.003)	-0.007** (0.003)	-0.012*** (0.004)	-0.013*** (0.004)	-0.016*** (0.004)
Indistance	-0.210*** (0.009)	-0.195*** (0.009)	-0.142*** (0.009)	-0.163*** (0.009)	-0.158*** (0.009)	-0.248*** (0.013)	-0.271*** (0.013)	-0.264*** (0.013)
margin		0.027*** (0.001)	0.024* (0.001)	0.009*** (0.002)	0.098*** (0.002)	0.028*** (0.002)	0.010*** (0.002)	0.009*** (0.002)
roo			-0.022*** (0.001)	-0.010*** (0.001)	-0.012*** (0.001)	-0.028*** (0.002)	-0.013* (0.002)	-0.016*** (0.002)
primary				-0.455*** (0.057)			-1.170*** (0.142)	
parts				-0.145*** (0.032)			-0.209*** (0.047)	
processed				0.143*** (0.008)			0.167*** (0.012)	
final					-0.133*** (0.008)			-0.154*** (0.012)
修正済決定係数	0.092	0.111	0.122	0.138	0.131			
対数尤度						-20987.5	-20797.2	-20903.1
標準誤差	0.733	0.075	0.075	0.074	0.074	0.109	0.108	0.109
観測値数	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113

() 内は標準偏差、***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

表 5-13 分析結果（関税マージン 0 を除く）

被説明変数 経済連携協定利用率

	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
Estimator	Panel	Panel	Panel	Panel	Panel	Probit	Probit	Probit
lngdp	0.109*** (0.002)	0.098*** (0.002)	0.095*** (0.002)	0.090*** (0.002)	0.091*** (0.002)	0.270*** (0.007)	0.265*** (0.007)	0.265*** (0.007)
lngdp/capita	0.004 (0.003)	-0.003 (0.003)	-0.004 (0.003)	-0.005* (0.003)	-0.007** (0.003)	-0.115*** (0.009)	-0.115*** (0.009)	-0.117*** (0.009)
Indistance	-0.209*** (0.009)	-0.194*** (0.009)	-0.142*** (0.009)	-0.162*** (0.009)	-0.157*** (0.009)	-0.536*** (0.029)	-0.566*** (0.029)	-0.553*** (0.029)
margin		0.027*** (0.001)	0.024*** (0.001)	0.009*** (0.002)	0.008*** (0.002)	0.007* (0.004)	-0.008* (0.005)	-0.010** (0.005)
roo			-0.022*** (0.001)	-0.010*** (0.008)	-0.012*** (0.001)	-0.024*** (0.004)	-0.007 (0.005)	-0.131*** (0.005)
primary				-0.455*** (0.057)			-1.933*** (0.270)	
parts				-0.146* (0.032)			-0.282*** (0.098)	
processed				-0.143*** (0.008)			0.170*** (0.028)	
final					-0.133*** (0.008)			-0.143*** (0.273)
決定係数 (within)	0.092	0.112	0.122	0.138	0.131			
(between)	0.191	0.317	0.311	0.167	0.211			
(overall)	0.092	0.112	0.122	0.138	0.131			
対数尤度						-14004.2	-13931.6	-13990.6
標準誤差	0.073	0.075	0.075	0.074	0.075	0.241	0.241	0.241
観測値数	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113	24,113

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

関税マージン 0 を含んだ分析と大きく変化があったのは、関税マージンである。関税マージンはすべてプラスに有意となった。やはり関税マージンがあると経済連携協定を利用する意義がある。実行関税率表第 11 部の MFN 関税率は平均 6.4%、最大で 13.4%である⁶⁹。この関税率が無税になるのであれば、企業としては便益が大きいと是非利用したいと思う。RoO はすべてマイナスに有意となった。関税の便益を享受するためには大きなハードルになっていることがわかる。

次に GSP 適用国を除いて分析する。前述のように GSP 適用国の原産地規則は経済連携協定の原産地規則と同様、完全生産品、関税分類変更、付加価値基準、加工工程基準を取っているが、繊維製品において多くの製品で規定されている加工工程基準が経済連携協定の原産地規則より緩くなっている。したがって経済連携協定の原産地規則を充足している如何に関わらず、証明においても簡易な特惠関税原産地証明書 (GSP FORM A) で原産地を証明することが多い。そうすると経済連携協定は利用しないことになるため、実質的な利用率を見ることはできないのではないかと考えた。表 5-14 及び表 5-15 はその分析結果である。

⁶⁹ WTO Tariff Download Facility より

表 5-14 分析結果 (GSP 適用国を除く)

被説明変数 経済連携協定利用率

	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)
Estimator	OLS	OLS	OLS	OLS	OLS	Tobit	Tobit	Tobit
lngdp	0.018*** (0.004)	0.012*** (0.004)	0.009** (0.004)	0.004 (0.004)	0.004 (0.004)	0.008 (0.005)	0.002 (0.005)	0.002 (0.005)
lngdp/capita	-0.051*** (0.003)	-0.056*** (0.003)	-0.057*** (0.003)	-0.057*** (0.003)	-0.060*** (0.003)	-0.094*** (0.005)	-0.095*** (0.005)	-0.098*** (0.005)
Indistance	-0.081*** (0.010)	-0.072*** (0.010)	-0.021** (0.010)	-0.042*** (0.010)	-0.036*** (0.100)	-0.049*** (0.014)	-0.073*** (0.014)	-0.066*** (0.014)
margin		0.025*** (0.001)	0.022*** (0.001)	0.004*** (0.002)	0.003** (0.002)	0.024*** (0.002)	0.003 (0.002)	0.004 (0.002)
roo			-0.022*** (0.001)	-0.009*** (0.002)	-0.011*** (0.002)	-0.028*** (0.002)	-0.012*** (0.002)	-0.015*** (0.002)
primary				-0.457*** (0.059)			-1.115*** (0.136)	
parts				-0.100*** (0.032)			-0.136*** (0.046)	
processed				0.153*** (0.009)			0.183*** (0.012)	
final					-0.145*** (0.009)			-0.172*** (0.012)
修正済決定係数	0.030	0.048	0.060	0.080	0.073	-18206.1	-17999.8	-18098.1
標準誤差	0.973	0.098	0.097	0.096	0.097	0.132	0.131	0.131
観測値数	21,111	21,111	21,111	21,111	21,111	21,111	21,111	21,111

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

表 5-15 分析結果 (GSP 適用国を除く)

被説明変数 経済連携協定利用率

	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)
Estimator	Panel	Panel	Panel	Panel	Panel
lngdp	0.016*** (0.004)	0.010*** (0.004)	0.0007* (0.004)	1.028*** (0.154)	0.042 (0.004)
lngdp/capita	-0.053*** (0.003)	-0.057*** (0.003)	-0.058*** (0.003)	-0.892*** (0.176)	-0.057*** (0.003)
Indistance	-0.076*** (0.010)	-0.067*** (0.010)	-0.015 (0.010)		-0.042*** (0.010)
margin		0.027*** (0.001)	0.022*** (0.001)	0.016*** (0.001)	0.004*** (0.002)
roo			-0.022*** (0.001)	-0.012*** (0.001)	-0.009*** (0.002)
year	yes	yes	yes		
country				yes	
category					yes
決定係数 (within)	0.031	0.049	0.061	1.540	0.034
(between)	0.024	0.053	0.007	0.394	0.542
(overall)	0.031	0.049	0.060	0.939	0.050
対数尤度					
標準誤差	0.097	0.098	0.097	2.732	0.096
観測値数	21,111	21,111	21,111	21,111	21,111

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

関税マージン 0 を含んだデータよりも 0 データは少ないため、それほど大きな変化はないが、GDP 及び一人当たり GDP がすべてマイナスに有意となり、RoO はすべて 1%でマイナスに有意となった。やはり原産地規則の制限度は経済連携協定利用に大きな負の影響であることは確かである。

5-5. おわりに

2002 年に発効されたシンガポールとの地域貿易協定を皮切りに 2019 年 2 月に発効された EU との地域貿易協定まで日本は 17 の地域貿易協定を発効している。地域貿易協定が発効されると締約国間では関税の撤廃、削減されるため、企業としては関税の便益が享受できることになり、利用できるのであれば利用したいと思う。しかし、簡単に利用できるのではなく、利用するに課された原産地規則を満たさなければならない。その原産地規則を数値化した RoO Index を利用し、地域貿易協定の利用に原産地規則がどのような影響を及ぼしているのか実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品について検証した。データは財務省貿易統計経済連携協定時系列表 2012 年から 2017 年の経済連携協定利用額を利用し、締約国からの輸入額から利用率を算出、利用率を被説明変数とし、説明変数としては経済規模を示す GDP、国の豊かさの指標である一人当たり GDP、輸送コストを示す距離、MFN 税率と EPA 税率の差であるマージン、RoO Index とした。今回の分析は 3 つのグループで分

析を試みた。まず第1に関税マージン0を含んだデータで分析した。関税マージン0を含むということは、経済連携協定を利用する必要のないものを含んでいることになる。経済連携協定を利用するには原産地規則を満たしたことを証明する必要がある。しかしMFN関税を利用する場合はその必要はない。実質的な利用率を分析するには不向きかもしれない。次に関税マージン0を除いて分析した。経済連携協定を利用しなくても関税がかからないのであれば企業はその原産地規則を満たしていることを証明する必要はない。それを証明してでも利用する価値があるのは、関税マージンがあるためである。実質的な利用率と原産地規則の関係が見ることができると考えた。最後にGSP締約国を除いて分析をした。純粋に地域貿易協定の利用率と原産地規則の関係を検証したかったため、一般特惠関税対象国であるカンボジア、ミャンマー、ラオスは除いて分析した。実行関税率表第11部における一般特惠関税適用国である3国は、その原産地規則の違いにより、地域貿易協定利用可能であっても一般特惠関税を利用するケースが多く、一般特惠関税は地域貿易協定の原産地規則よりも緩いことから、地域貿易協定の利用可能の有無にかかわらず一般特惠関税を利用するパターンが多い。純粋に地域貿易協定の利用率と原産地規則を検証するには除外するべきであると判断した。分析は回帰分析、パネルデータ分析で行った。RoO Indexは利用率には負の影響を与えるものと予測、原産地規則の制限度合は地域貿易協定の利用に大きく影響はせずである。原産地規則を守るために締約国内で調達・生産することにより、生産国の変更を迫られる固定コストもかかることながら、本来最適な調達先であった国から関税の便益を享受するために生産国を変更することにより、調達コスト自体は上がる可能性もある。結果RoO Indexはすべてのパターンにおいてマイナスに有意となり、原産地規則は地域貿易協定の利用に負の影響を及ぼすことが実証できた。更に原産地規則をカテゴリー別（Primary、Parts、Processed、Consumption）に分析したところ、Processed以外すべてマイナスに有意となった。原材料及び中間財に関して原産地規則を厳しくするよりも、最終財の原産地規則を厳しくした方が輸入を制限することが可能である。原材料を輸入し加工することで国は利益を得ることができる。しかし最終財に関税がかかると、輸出は抑制され、輸入国は国内産業を保護することができる。今回は更にパネルデータ分析を行った。原産地規則は時間で変わることはないが、複数の地域貿易協定が利用可能な国があるため、原産地規則を加重平均している。どの地域貿易協定を利用するかにより、RoO Indexの数値は変わる。しかし結果としては大きな変化はなかった。一度利用した地域貿易協定は変更することなく継続的に利用することが証明できたのではないだろうか。

地域貿易協定を利用することにより企業は関税の便益を享受することができる。しかし単純に地域貿易協定を利用すればよいというものではなく、そのために課された原産地規則を満たすことが必要となる。地域貿易協定の利用に原産地規則は大きな負の影響を及ぼしていることが今回は実証できた。原産地規則は各協定によって異なっており、一概に生産国を変更すればよいという問題ではない。各地域貿易協定を利用するにはまず原産地規則を確認し、その条件を満たすことから始まる。企業の多くはより少ない費用で、すべての地域貿易協定に対応できる原産地規則を求めている。既存の地域貿易協定の原産地規則から今後の原産地規則の共通ルール策定のための1つの指標となれば幸いである。

第6章 日/中/韓-ASEANにおける原産地規則の比較

6-1. はじめに

1990年代から活発になった地域貿易協定の締結は、2019年4月現在300以上が世界貿易機関に報告されている。地域貿易協定は2国間もしくは多国間で発効されており、締約国間では関税の撤廃他貿易障壁の撤廃及び削減が行われている。世界貿易機関における多国間貿易交渉のように加盟国全体の同意が必要な交渉とは違い、地域貿易協定は締約国間で個別にルールが設定されているものであり、世界的に共通のルールはない。地域貿易協定の便益を得るには、それぞれ設定された原産地規則を満たさないと関税撤廃等の便益を受けることができない。しかし各地域貿易協定により原産地規則は様々であり、企業は輸出入する国が締約国かどうかに加えて各協定の原産地規則を確認し、その条件を満たす必要がある。近年では多国間の地域貿易協定の締結が相次いでおり、地域貿易協定は大型化している。2国間の地域貿易協定が発効しつくしたわけではないが、より多くの国・地域を含んだ地域貿易協定は大きな経済圏を形成する。1991年に発効された南米南部共同市場（Mercado Comun del Sur：MERCOSUR）、1993年のASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area：AFTA）、1994年の北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement：NAFTA）をはじめ、2013年までに28ヶ国が参加した欧州連合（European Union：EU）、近年では2018年に発効された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement For Trans-Pacific Partnership：CPTPP）がある。また各国及び地域で多国間との協定の締結も進んでおり、EUは42の国、地域と地域貿易協定を締結しており、ASEANは5つの国と地域貿易協定を発効している。本章ではASEANが締結している地域貿易協定の相手国である日本、韓国、中国の原産地規則を比較し、実行関税率表第11部紡織用繊維及びその製品におけるその制限度合を比較する。

6-2. ASEANの概要

日本、中国、韓国にとってASEANとはどういう国であろうか。1967年に原5ヶ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で設立されたASEANは、その後ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟し、10ヶ国の共同体となっている。近年はASEAN域内で生産し、各国へ輸出入するグローバル・サプライチェーンが構築されていることは言うまでもない。2017年のASEAN諸国のGDP、一人当たりGDP、人口を見てみると、表6-1になる。

表 6-1 2017 年 ASEAN 諸国の GDP、一人当たり GDP、人口

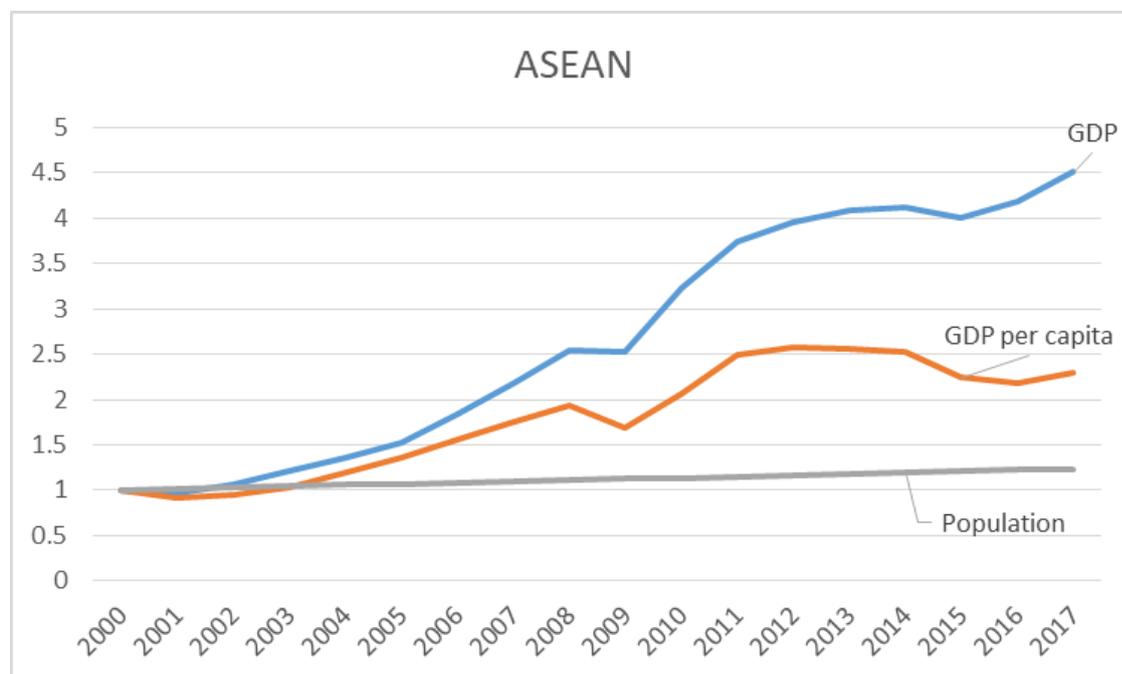
	Country	GDP (US\$)		Country	GDP per capita (US\$)		Country	Population
1	Indonesia	1,015,539,017,537	1	Singapore	57,714	1	Indonesia	263,991,379
2	Thailand	455,220,920,571	2	Brunei Darussalam	28,291	2	Philippines	104,918,090
3	Singapore	323,907,234,412	3	Malaysia	9,945	3	Vietnam	95,540,800
4	Malaysia	314,500,279,044	4	Thailand	6,594	4	Thailand	69,037,513
5	Philippines	313,595,208,737	5	Indonesia	3,847	5	Myanmar	53,370,609
6	Vietnam	223,863,996,355	6	Philippines	2,989	6	Malaysia	31,624,264
7	Myanmar	69,322,122,756	7	Lao PDR	2,457	7	Cambodia	16,005,373
8	Cambodia	22,158,209,503	8	Vietnam	2,343	8	Lao PDR	6,858,160
9	Lao PDR	16,853,079,615	9	Cambodia	1,384	9	Singapore	5,612,253
10	Brunei Darussalam	12,128,089,002	10	Myanmar	1,299	10	Brunei Darussalam	428,697
	Total	2,767,088,157,531		Total	116,863		Total	647,387,138

WORLD DEVELOPMENT INDICATORS より筆者作成

ASEAN 諸国の特徴と言えるが、ASEAN 域内の経済格差は非常に大きい。一人当たり GDP を見てみると、1位のシンガポールと10位のミャンマーは44倍もの差がある。

また、2000年からの各GDP、一人当たりGDP、人口の伸び率を見た場合、図6-1のようになる。

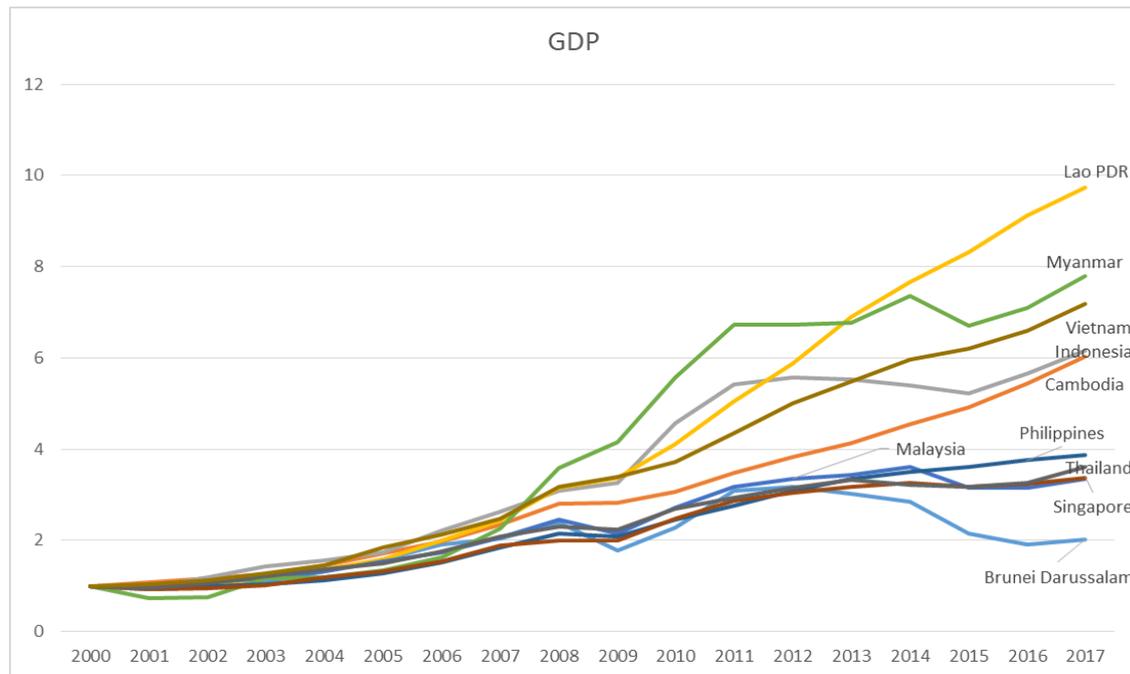
図 6-1 ASEAN 全体の GDP、一人当たり GDP、人口（2000 年を 1 とした場合の伸び率）



WORLD DEVELOPMENT INDICATORS より筆者作成

GDP2000年を基準とすると約4.5倍に増加、一人当たりGDPも多少増減はあるものの、およそ2倍になっている。確実に成長している地域である。各増加率を見てみると、GDPは図6-2のようになる。

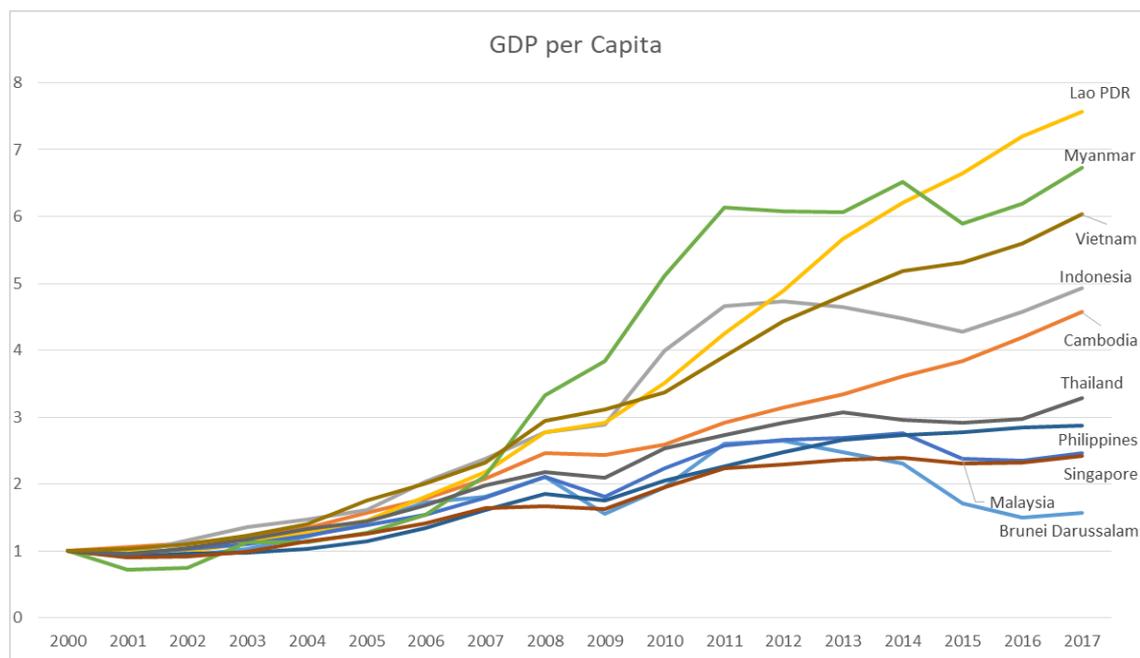
図6-2 ASEAN各国のGDP増加率



WORLD DEVELOPMENT INDICATORS より筆者作成

2000年を1とした場合、一番伸びている国はラオスであり、次いでミャンマー、ベトナムと続き、インドネシアを挟んで、カンボジアが5番目になっている。いわゆるCLMV諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)で、1990年代後半にASEANに加盟した国々である。新旧加盟国間での経済格差が激しく、CLMVの経済発展が大きなカギとなっている。また、図6-3は一人当たりGDPの増加率である。

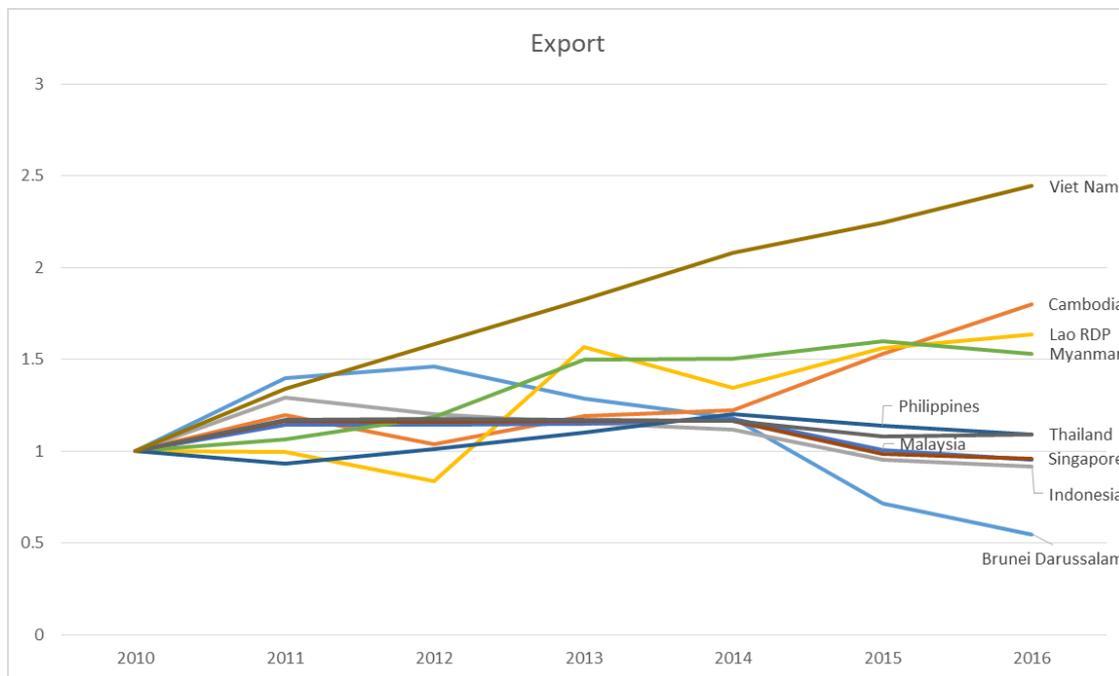
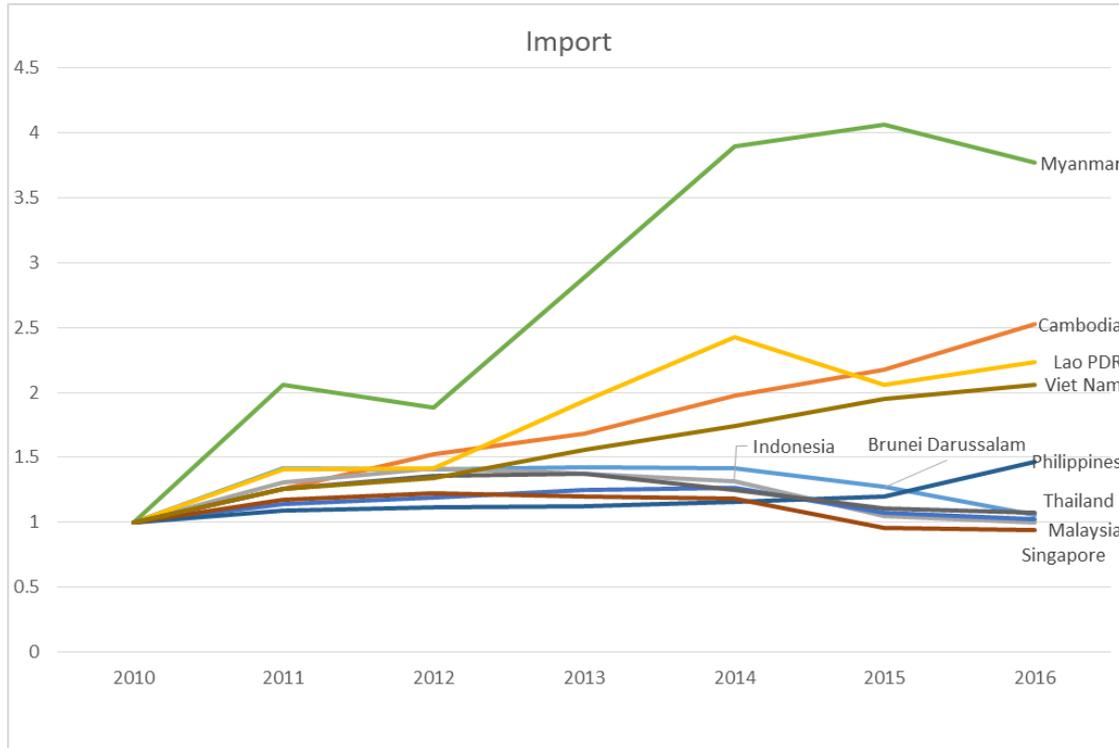
図 6-3 ASEAN 各国の一人当たり GDP 増加率



WORLD DEVELOPMENT INDICATORS より筆者作成

2000 年を 1 とした増加率を見てみると、ラオス、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、カンボジアと続く。やはり CLMV 諸国の伸び率が高く、確実に経済発展していることがわかる。ASEAN 各国の近年の貿易額をしてみる。図 6-4 は 2010 年から 2016 年までの ASEAN 各国の貿易額の増加率である。

図 6-4 ASEAN における貿易増加率



UN COMTRADE DATA より筆者作成

2010 年を 1 とした場合の増加率である。輸入ではミャンマーが 4 倍ほどの伸び率となってお

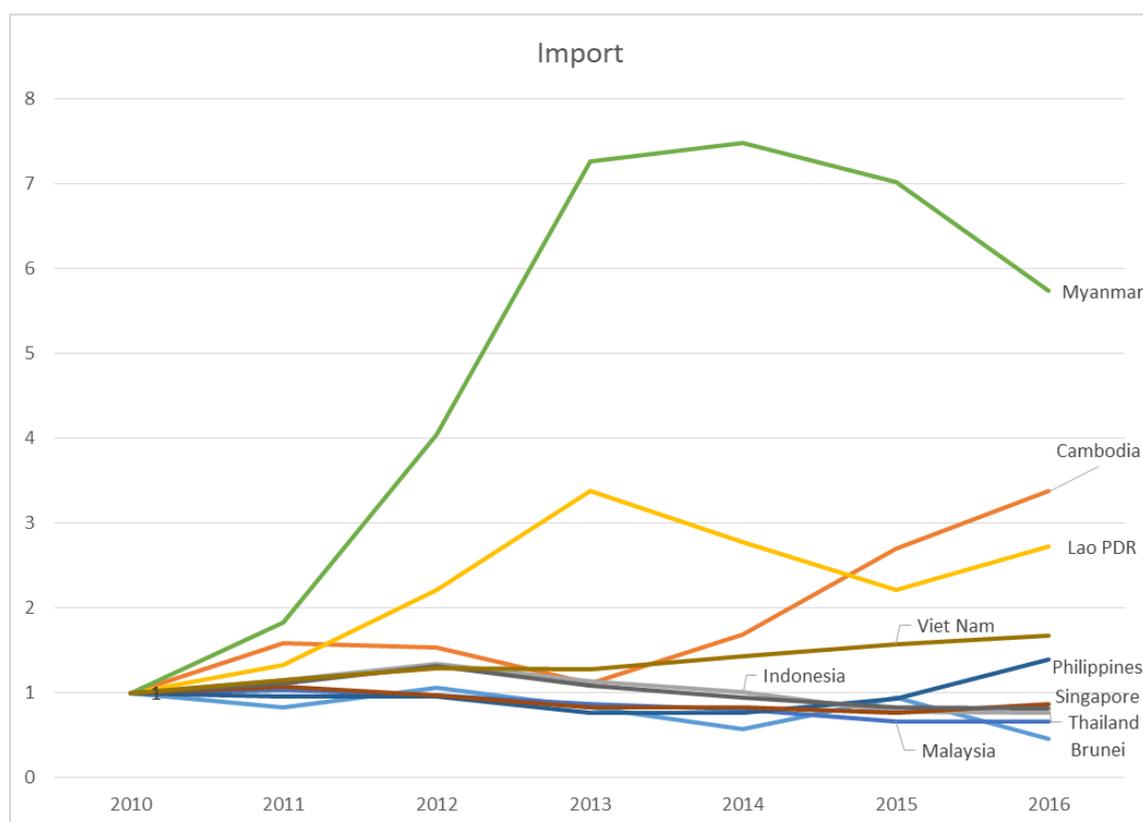
り、カンボジア、ラオス、ベトナムと続く。輸出ではベトナムが 2.5 倍ほどの伸び率となっており、やはりカンボジア、ラオス、ミャンマーと続く。非常に成長目覚ましい国々であり、ASEAN における生産及び組立ての拠点としての地位を築きつつあるとも言える。

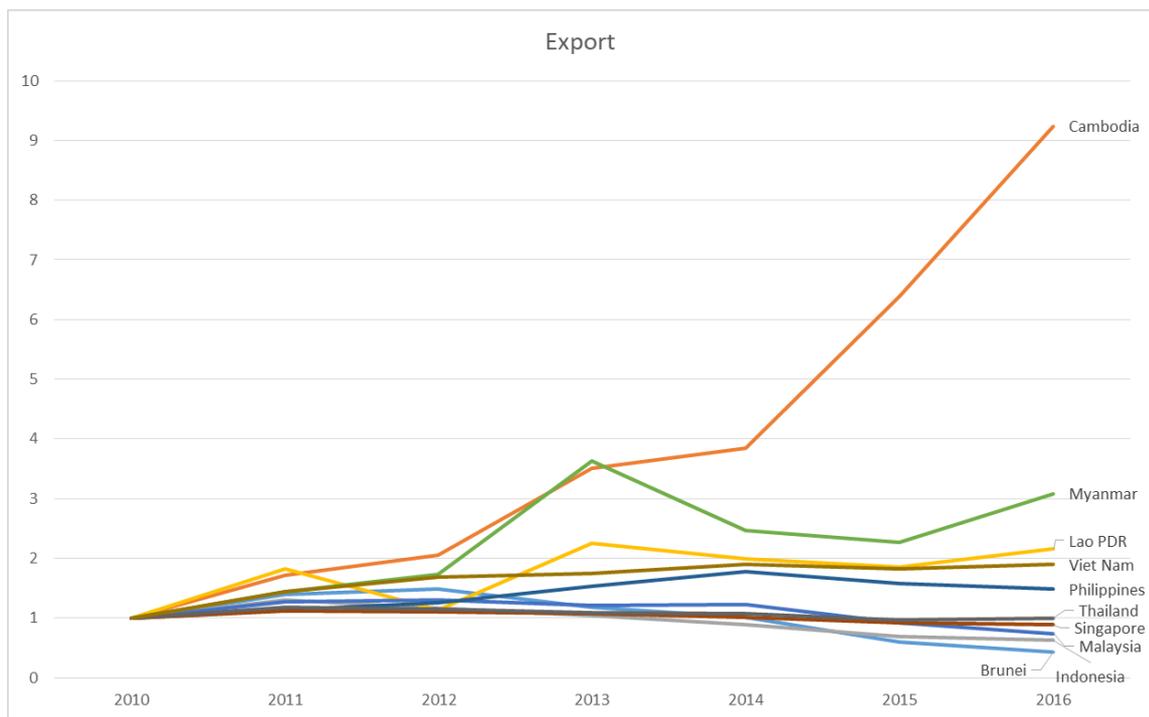
6-3. 日/中/韓-ASEAN 地域貿易協定の特徴

日本は地域貿易協定発効に関しては 2002 年に初めてシンガポールと経済連携協定を発効するまで世界貿易機関における多国間貿易交渉を優先していたため、他の国・地域に比べると比較的参入が遅い。ASEAN とは 2008 年に初の多国間協定として地域貿易協定を発効している。RTA のタイプとしては、FTA (Free Trade Agreement) となっており、日本が締結している地域貿易協定は FTA & EIA (Free Trade Agreement & Economic Integration Agreement) がほとんどの中、唯一 FTA のみとなっている。

図 6-5 は日本と ASEAN 諸国の貿易増加率を見たものである。

図 6-5 日 ASEAN 貿易増加率

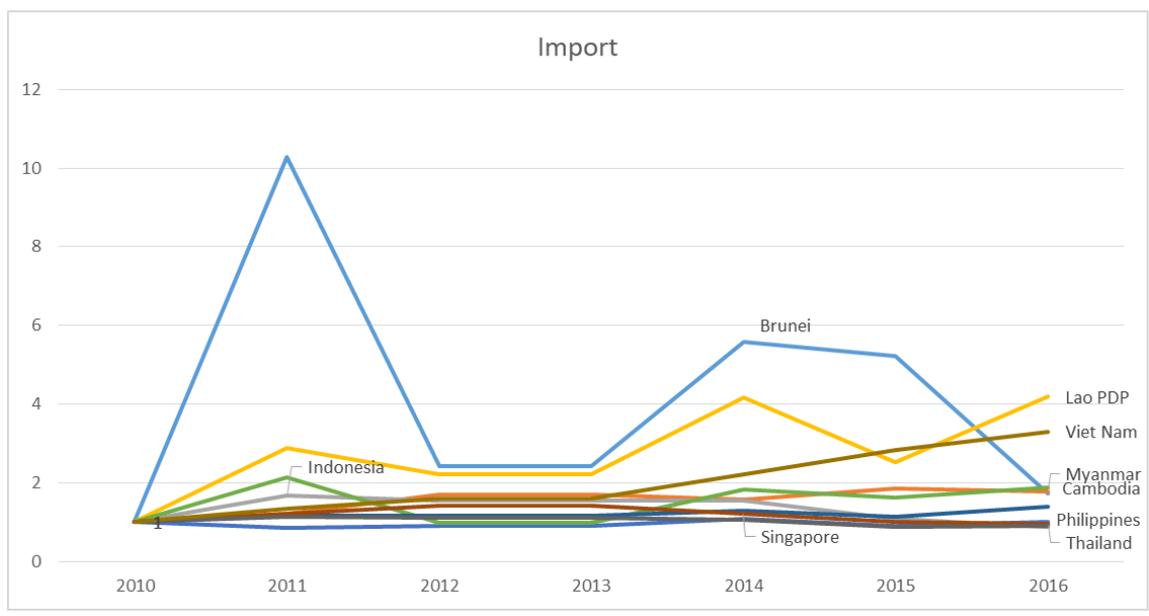


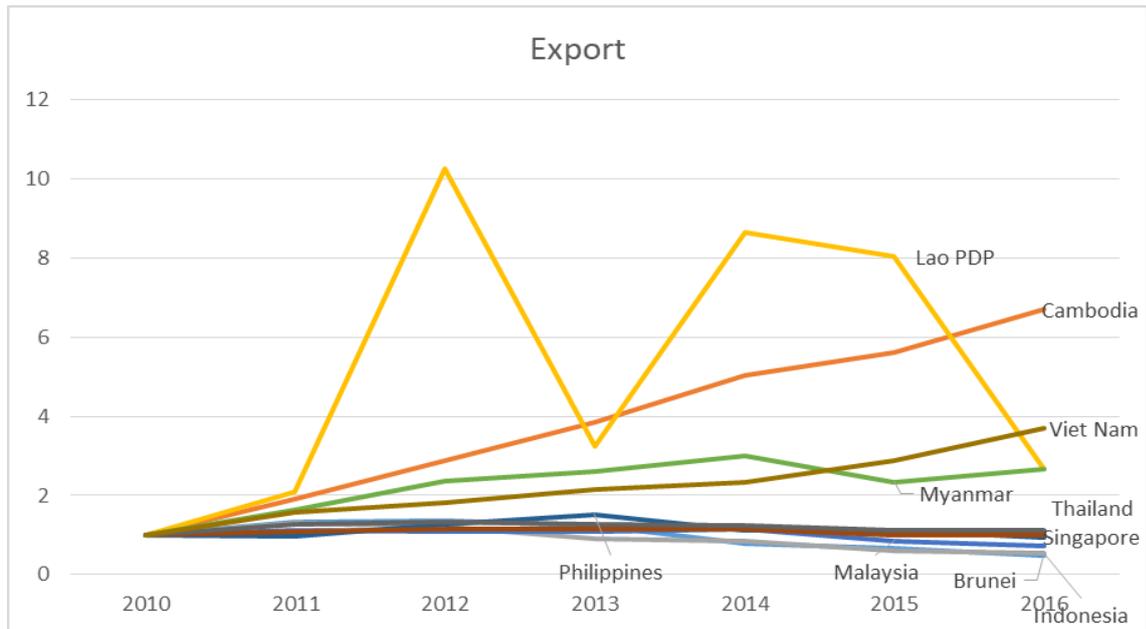


UN COMTRADE DATA より筆者作成

2010年を1とした場合、輸入ではミャンマーからの輸入が6倍と非常に多くなっており、次にカンボジア、ラオス、ベトナムと続く。輸出ではカンボジアが9倍以上となっており、ミャンマー、ラオス、ベトナムと続く。安価な労働力を求め、また日ASEAN包括的経済連携協定の便益を利用できることも大きな要因となっているのではないだろうか。

図 6-6 韓国 ASEAN 貿易増加率

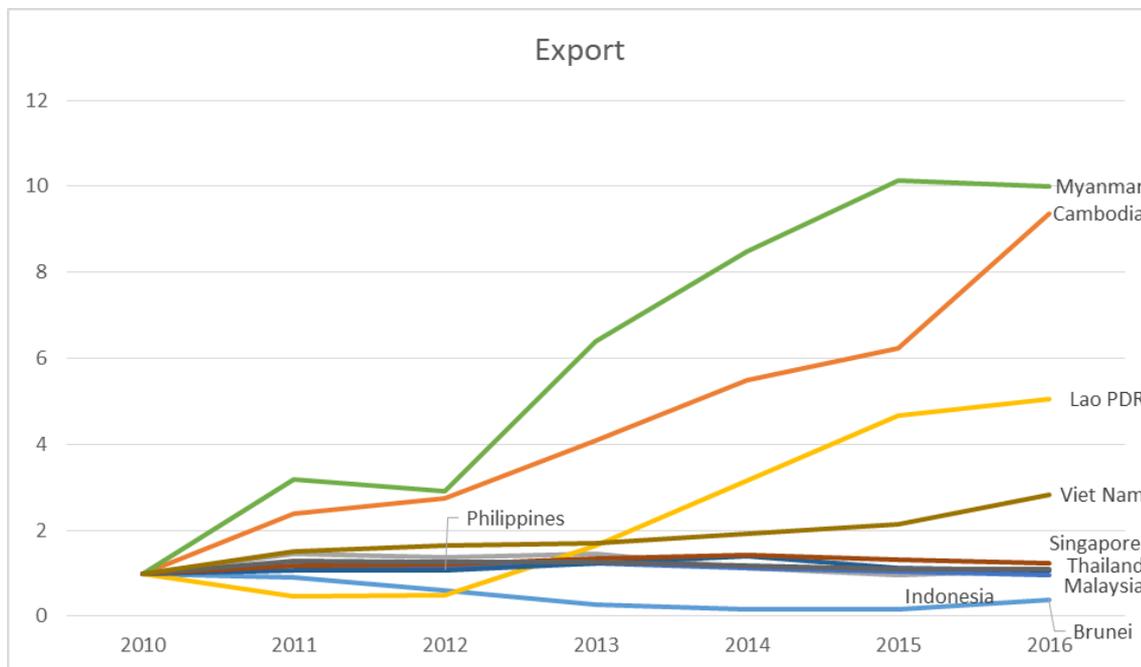
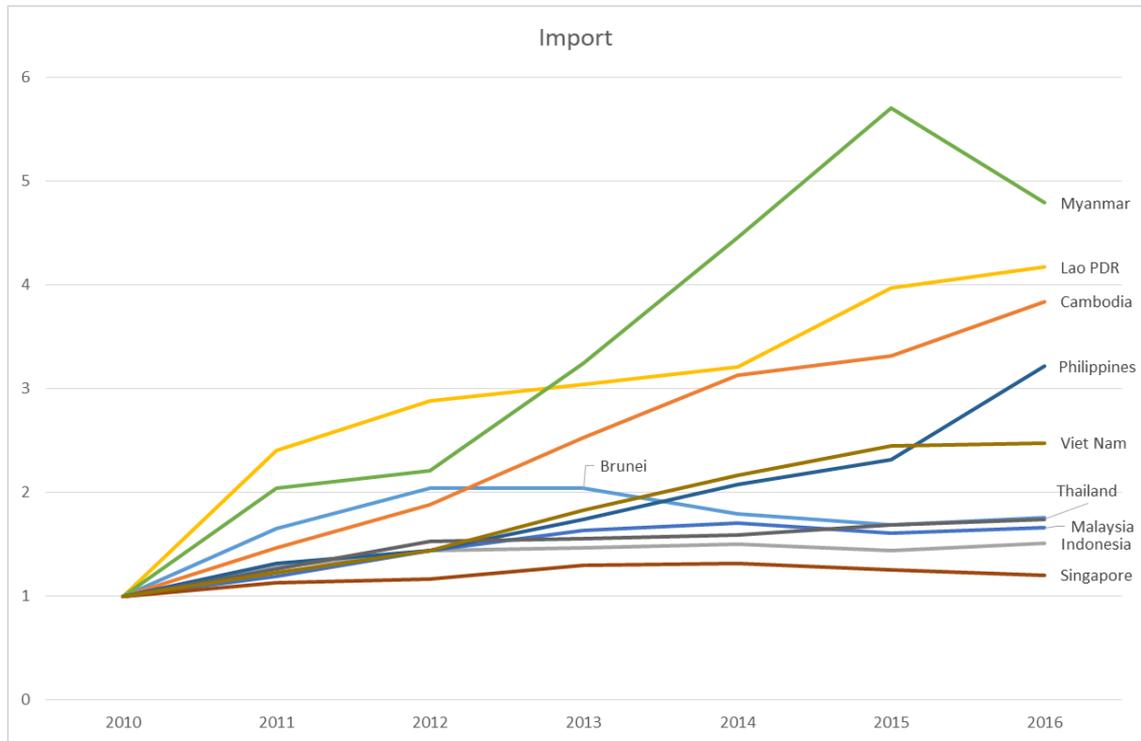




UN COMTRADE DATA より筆者作成

韓国も 2010 年を 1 とした場合、輸入ではラオスが 4 倍強、ベトナムが 4 倍弱、カンボジア、ミャンマーが約 2 倍となっている。輸出ではカンボジアが 6 倍強、ベトナムが 4 倍弱、ラオス、ミャンマーが 2.5 倍ほどとなっている。(図 6-6)

図 6-7 中国 ASEAN 貿易増加率



UN COMTRADE DATA より筆者作成

中国はどうであろうか。2010年を1とした場合、輸入ではミャンマーが5倍弱、ラオス、カンボジアが4倍ほど、フィリピンが3倍強となっている。輸出で見るとミャンマー、カンボジアが

10 倍ほど、ラオスが 5 倍、ベトナムが 3 倍ほどとなっている（図 6-7）。

日本、韓国、中国を比較した場合伸び率の大きいカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを見てみると、日本は比較的順調に増加しているのに対し、韓国は増減が激しく、中国も日本と同様比較的順調に増加している。韓国は日本、中国との動きが違うが、政策的要因があるのかもしれない。

2010 年からの ASEAN 諸国の貿易額を見てみると、上位 10 ヶ国に日本、韓国、中国が入っている。ASEAN 域内貿易も多い。ASEAN にとっても、日本、中国、韓国にとっても非常に重要な貿易相手国であることは間違いない（表 6-2）。

表 6-2 2010 年から 2016 年までの ASEAN 諸国貿易額上位 10 ヶ国

No.	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
1	China						
2	Japan	Japan	Japan	Japan	Japan	USA	USA
3	USA	USA	USA	USA	USA	Japan	Japan
4	Malaysia	Malaysia	Malaysia	Malaysia	Malaysia	Malaysia	Rep. of Korea
5	Singapore	Singapore	Singapore	Singapore	Singapore	Rep. of Korea	Malaysia
6	Rep. of Korea	Singapore	Singapore				
7	China, Hong Kong SAR	Indonesia	Indonesia	Indonesia	Indonesia	China, Hong Kong SAR	China, Hong Kong SAR
8	Indonesia	China, Hong Kong SAR	China, Hong Kong SAR	Thailand	China, Hong Kong SAR	Thailand	Thailand
9	Thailand	Thailand	Thailand	China, Hong Kong SAR	Thailand	Indonesia	Indonesia
10	Australia	India	India	Australia	Australia	India	India

UN COMTRADE DATA より筆者作成

また ASEAN は主要な貿易パートナーと ASEAN+1 の地域貿易協定締結に力を入れている。表 6-3 は ASEAN が締結しているアジア太平洋の国々との地域貿易協定のリストである。

表 6-3 ASEAN とアジア太平洋諸国との地域貿易協定

	JPN	KOR	CHN	ASEAN										AUS	NZL	IND	
				BRN	SGP	VNM	MYS	IDN	PHL	LAO	MMR	THA	KHM				
JPN																	
KOR																	
CHN		◎															
A S E A N	BRN	◎	○	○													
	SGP	◎	◎	◎	○												
	VNM	◎	◎	○	○	○											
	MYS	◎	○	○	○	○	○										
	IDN	○	○	○	○	○	○	○									
	PHL	◎	○	○	○	○	○	○	○								
	LAO	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○							
	MMR	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	THA	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○					
	KHM	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
AUS	○	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○				
NZL		○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○			
IND	○	◎	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○		

◎は2国間地域貿易協定あり

WTO RTA Agreement List より筆者作成

図 6-8 は ASEAN+1 の地域貿易協定である。

図 6-8 ASEAN+1

発行年	ASEAN地域貿易協定
1993年	AFTA
2001年	
2002年	
2003年	
2004年	
2005年	中国
2006年	
2007年	
2008年	日本
2009年	
2010年	オーストラリア・ニュージーランド、韓国、インド

WTO RTA Agreement List より筆者作成

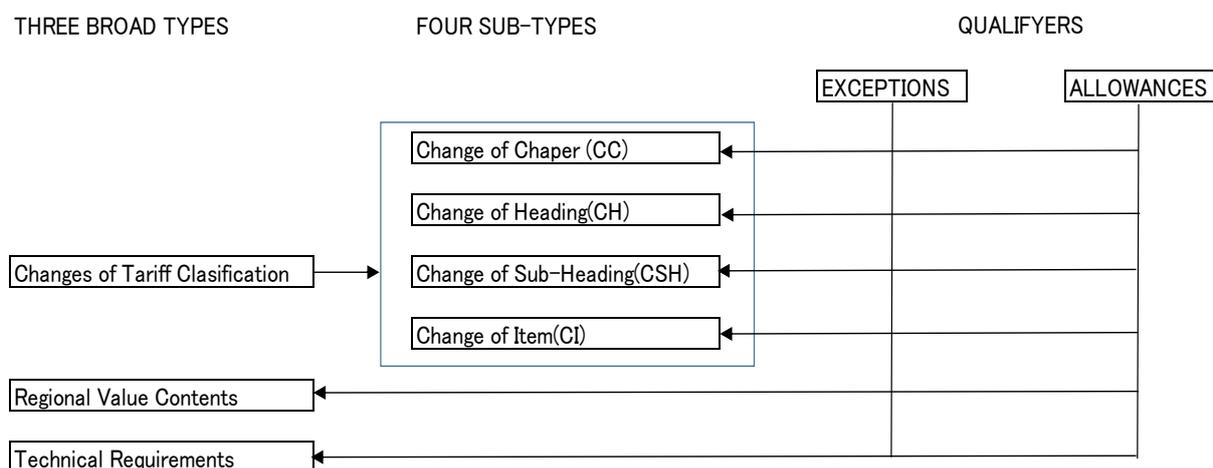
アジア太平洋での貿易主要貿易相手国との地域貿易協定が発効されている。また ASEAN+3⁷⁰ や ASEAN+ 6⁷¹などの地域貿易協定の構想もある。

6-4. 先行研究

Cadot and Ing (2015)では、ASEANにおける原産地規則の制限度を検証している。ASEANは主要な貿易相手国と ASEAN+1 の地域貿易協定を 2010 年 1 月までに発効している。

NAFTA や EU はアメリカおよび EU を中心としたハブ&スポーク構造に対し、ASEAN は貿易主要国との多極的 FTA を締結する構造となっている。また ASEAN の RoO は NAFTA や EU の RoO と比較すると比較的シンプルで、40%RVC をベースとするかもしくは CTC となっている。図 6-9 は Cadot and Ing (2015) がまとめた品目別 RoO の理解図である。

図 6-9 品目別 RoO



Cadot and Ing (2015)より引用

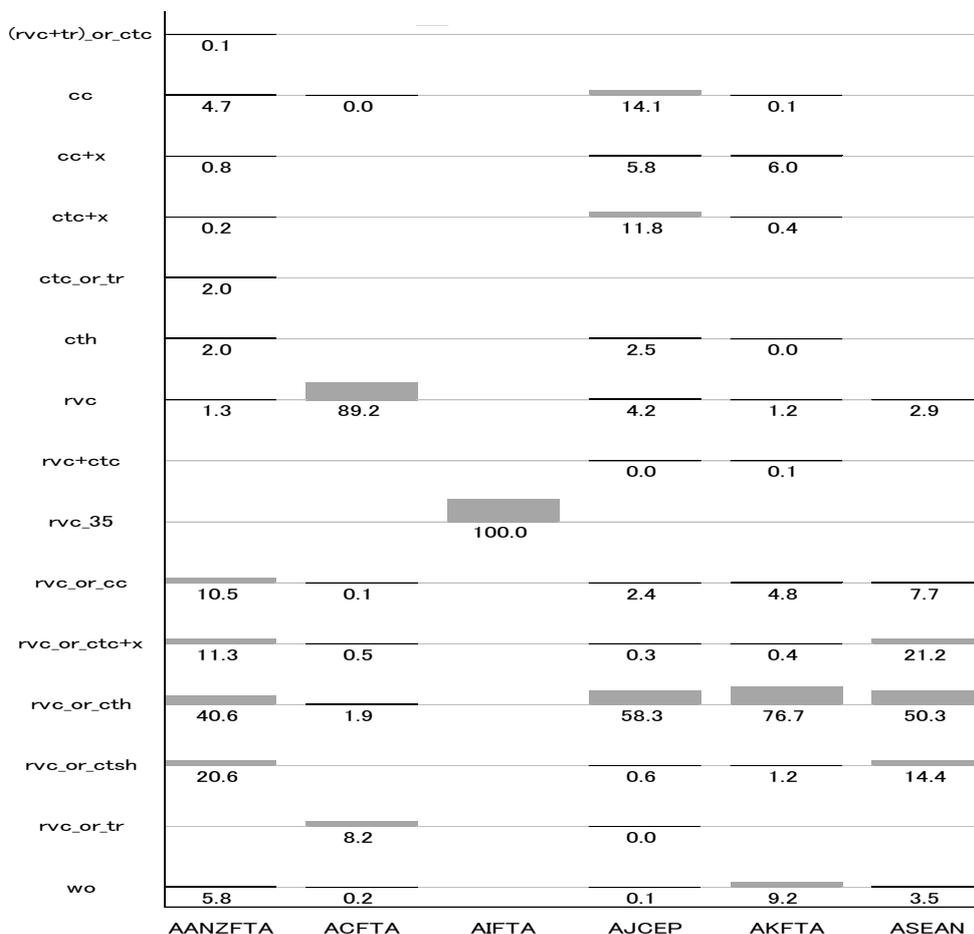
RoO の 3 つの主要な柱として、関税分類変更 (Changes of Tariff Clasification)、付加価値基準 (Regional Value Contents)、加工工程基準 (Technical Requirements) がある。関税分類変更にはその分類方法として 2 桁分類変更 (Change of Chapter)、4 桁分類変更 (Change of Heading)、6 桁分類変更 (Change of Sub-Heading)、8 桁分類変更 (Change of Item) がある。そしてそれぞれ例外と許容の原産地規則があるものである。

さらに、図 6-10 は各協定別の RoO タイプを図式化したものである。

⁷⁰ ASEAN+日本、中国、韓国

⁷¹ ASEAN+日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド

図 6-10 各協定別 RoO タイプ



Cadot and Ing (2015)より引用⁷²

この図を見ると、AIFTA は付加価値基準 35%のみとなっているが、それ以外の地域貿易協定は様々な原産地規則の組合せがあることがわかる。全般的に見ると付加価値基準が比較的多いのであろうか。また、textile rule (Chapter 11, textile and apparel) を単独で導入しており、テキスタイル及びアパレルには独特の RoO があることを位置付けている。

推計はグラビティーモデルで行っており、距離、国境隣接、共通言語、MFN タリフや RTA ペア及び RoO を分析している。

$$\ln v_{ijk} = \beta_1 t_{ijk}^{MFN} + \beta_2 (I_{ij}^{RTA} \times t_{ijk}^{MFN}) + \beta_3 I_{ij}^{RTA} + \sum_{\ell} \beta_{4\ell} I_{ij}^{ASEAN} r_{ijk\ell} + X_{ij} \gamma + \delta_i + \delta_j + \delta_{s(k)} + u_{ijk}$$

⁷² rvc (regional value content) =rvc35%以外、rvc_35=rvc35%、cc=change of chapter、ctc=change of tariff classification、cth=change of tariff heading、ctsh=change of tariff subheading、x=exception、tr=textile rule、wo=wholly obtained

v_{ijk} = i 国から j 国へのバラエティーフロー額

t_{ijk}^{MFN} = MFN タリフレート

I_{ij}^{RTA} = RTA メンバーかどうか (1 or 0)

I_{ij}^{ASEAN} = ASEAN メンバーかどうか (1 or 0)

$r_{ijk\ell}$ = i 国と j 国間で適用される RoO

$X_{ij}\gamma$ = 距離、国境隣接、共通言語、植民地などの指数

$\delta_i + \delta_j + \delta_{s(k)}$ 輸出+輸入+分野 (HS4 桁) 固定効果

表 6-4 は分析結果である。

表 6-4 グラビティーモデル推計結果

Estimator	OLS(within)	OLS(within)	OLS(within)
Sample	All a/	All a/	Manufacturing
Dependent variable : ln(trade vaue)	(1)	(2)	(3)
Rules of origin			
CC		-0.205 (5.35)***	-0.204 (3.97)***
CTH		-0.101 (1.26)	-0.067 (0.75)
RVC		-0.062 (4.02)***	-0.063 (3.89)***
RVC at 35%(ASEAN-India)		-0.443 (19.69)***	-0.519 (22.17)***
Wholly obtained		-0.459 (10.42)***	-0.136 (1.16)
CTC & exception		-0.177 (6.40)***	-0.193 (6.80)***
CTC & RVC		0.542 (1.71)*	0.841 (1.69)*
CTC or TR		-0.533 (8.33)***	-0.528 (8.19)***
CTC or (TR & RVC)		-0.314 (1.64)	-0.340 (1.78)*
RVC or CC		-0.149 (6.08)***	-0.036 (1.16)
RVC or CTH		0.059 (5.76)***	0.047 (4.48)***
RVC or CTSH		-0.170 (8.71)***	-0.222 (11.06)***
RVC or TR		-0.459 (11.19)***	-0.563 (13.76)***
RVC or (CTC & exception)		-0.286 (15.94)***	-0.347 (19.07)***
Constant	6,525 (138.18)***	6,600 (138.45)***	6,518 (128.62)***
Observations	4411362	4411362	3959384
R-squared	0.26	0.26	0.28

Parameter estimates on standard gravity controls are as expected.

Cadot and Ing (2015)より一部抜粋

結果は 14 種類の RoO の内、12 種類は 1% でマイナスで有意となっており、唯一 RVC or CTH のみがプラスで有意となっている。付加価値基準か関税分類変更 (4 桁) の選択制となっ

ていると、いずれかの原産地規則を満たせば関税の便益を享受することができる。企業にとっては原産地規則を満たすことを中心に考えると、必ずしも1つの方法でない選択式の方が原産地規則を満たす可能性が大きくなり、調達価格を考慮する余裕も出てくる。いずれかを選択することで原産地規則を満たすことができるのであれば企業にとっては守りやすい基準となることは確かである。しかしやはり全体的にはRoOは貿易の促進を阻害する結果が出ているといえる。

Medalla (2011) では、ASEAN および ASEAN+1、日本の ASEAN との二国間 FTA の RoO の制限性を比較検討している。主要 RoO である CTSH を score 3、RVC(40)、CTH を score 4、CC を score 5、WO を score 6 を基準とし、Restrictiveness Index を作成している (表 6-5)。

表 6-5 ROO Restrictiveness Index: ASEAN+1 FTAs

FTA	Overall ROO Restrictiveness Index
ATIGA	3.316
AKFTA	3.595
ACFTA	3.876
AJCEP	3.726
AANZFTA	3.510
Japan-India	4.339

Medalla (2011) より引用

上記 Index を見てみると、Japan-India が最も制限的になっているが、ASEAN+1 の FTA 内ではほぼ 3 以上 4 未満となっており、RoO の相違はあるものの、それほど制限性に違いがあるわけではない。しかしその中では ATIGA (ASEAN Trade in Goods Agreement) が一番最も緩く AANZFA (ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area) がそれに続く。そして ACFTA (ASEAN China Free Trade Agreement) が最も厳しい FTA となる。

他にも Estevadeordal and Suominen (2003) や Estevadeordal, Harris and Suominen (2009) で RoO の制限度を実証分析している研究がある。

6-5. ASEAN-日本/中国/韓国、AFTA における原産地規則の比較

ASEAN は前述の通り主要貿易相手国との ASEAN+1 の地域貿易協定の締結に力を入れている。ASEAN の主要貿易相手国である日本、中国、韓国との地域貿易協定におけるその原産地規則を比較してみる。表 6-6 は ASEAN-日本/韓国/中国及び AFTA における原産地基準の例である。

表 6-6 ASEAN-日本/韓国/中国、AFTA の原産地基準

(H.S. CODE 6203.32 男性用のスーツ、アンサンブル、ジャケット等)

HS CODE	ASEAN &	Rule of Origin
6203.32	JAPAN	CC, provided that, where non- originating materials of heading 50.07, 51.11 through 51.13, 52.08 through 52.12, 53.09 through 53.11, 54.07 through 54.08, 55.12 through 55.16 or chapter 60 are used, each of the non-originating materials is woven entirely in one or more of the Parties.
	KOREA	Change to Heading 62.03 from any other Chapter, provided that the good is both cut and sewn in the territory of any Party; or A regional value content of not less than 40 percent of the FOB value of the good
	CHINA	Manufacture through the processes of cutting and assembly of parts into a complete article (for apparel and tents) and incorporating embroidery or embellishment or printing (for made-up articles) from : raw or unbleached fabric, finished fabric
	AFTA (ASEAN)	A regional value content of not less than 40 percent; or A change to subheading 6203.32 from any other chapter and the good is both cut and sewn in the territory of any Member State; or Process Rules for Textile and Textile Products as set out in Attachment 1

各協定ホームページより抽出

H.S.CODE 6203.32 男性用のスーツ、アンサンブル、ジャケット等の分類の原産地規則を見てみると、日 ASEAN は主条件として関税分類変更 2 桁 (Change of Chapter : CC) となっており、但し一部の非原産材料を使用する場合は加工工程基準 (完全に製織される=織物を織り上げる) を締約国で行うことを要求している。韓国 ASEAN の原産地規則は 2 桁の関税分類変更基準に加工工程基準 (裁断及び縫製) を要件とし、もしくは付加価値基準 40% となっている。中国 ASEAN の原産地規則は加工工程基準となっている。AFTA においては 40% 付加価値基準もしくは 4 桁の関税分類変更となっている。これを前述で構築した RoO Index に当てはめると表 6-7 のようになる。

表 6-7 ASEAN-日本/韓国/中国、AFTA の RoO Index

(H.S. CODE 6203.32 男性用のスーツ、アンサンブル、ジャケット等)

HS CODE	ASEAN &	Rule of Origin	RoO Index
6203.32	JAPAN	CC, provided that, where non- originating materials of heading 50.07, 51.11 through 51.13, 52.08 through 52.12, 53.09 through 53.11, 54.07 through 54.08, 55.12 through 55.16 or chapter 60 are used, each of the non-originating materials is woven entirely in one or more of the Parties.	12
	KOREA	Change to Heading 62.03 from any oher Chapter, provided that the good is both cut and sewn in the territory of any Party; or A regional value content of not less than 40 percent of the FOB value of the good	8.5
	CHINA	Manufacture through the proceses of cutting and assembly of parts into a complete article (for apparel and tents) and incorporating embroidery or embellishment or printing (for made-up articles) from : raw or unbleached fabric, finished fabric	4
	AFTA (ASEAN)	A regional value content of not less than 40 percent; or A change to subheading 6203.32 from any other chapter and the good is both cut and sewn in the territory of any Member State; or Process Rules for Textile and Textile Products as set out in Attachment 1	7

各協定ホームページより抽出したものに筆者加筆

日 ASEAN は CC (+8) に加工工程基準 (+4) となり、合計 Index は 12 となる。韓国 ASEAN は CC (+8) に加工工程基準 (+4) を要件 (8+4=12) とし、もしくは付加価値基準 (+5) との選択制となるため、平均をとって 8.5 となる。中国 ASEAN は加工工程基準 (+4) となり、シンプルな原産地規則である。AFTA は付加価値基準 (+5) もしくは 2 桁関税分類変更 (+8) に加工工程基準 (+4) を要件 (8+4=12) とし、もしくは加工工程基準 (+4) なるため、3つの平均を取って 7 となる。

このように ASEAN を中心とした ASEAN+1 の原産地規則を見るだけでもかなりの相違がある。ASEAN を生産拠点としてグローバル・バリューチェーンを構築しても、輸出先によってそれぞれの原産地規則を満たす必要があり、企業は多くの知識とその原産地規則を満たすための中間財調達等が求められる。

また各生産工程別⁷³ (素材 : primary、部品 : parts、加工品 : processed、消費財 : consumption) に各 FTA の RoO を見てみると、表 6-8 のようになる。

⁷³ RIETI-TID Database 参照

表 6-8 各 FTA における生産工程別 RoO

生産工程	AJCEP	AKFTA	ACFTA	AFTA
Consumption	12.06	8.29	4.10	6.68
Parts	12.75	6.50	5.00	5.67
Primary	9.13	7.45	6.80	7.13
Processed	10.38	5.83	4.79	5.17
平均	10.97	6.80	4.62	5.80

RoO Index より筆者作成

上記表から、AJCEP、AKFTA は Consumption が一番制限的となっており、ACFTA と AFTA は Primary が一番制限的となっている。日本、韓国は最終財（製品）の輸入が多いため、最終財の原産地規則を制限的にすることで政策的に保護主義を取っているような感じであろうか。逆に中国、ASEAN は素材を輸入し、製品に加工することが多いため、素材の原産地規則を制限的にすることにより保護主義としている、もしくは自国関与素材を促進する効果もあるかもしれない。

6-6. 実証分析

前述の第 3 章で構築した RoO Index を利用し、日本-ASEAN、韓国-ASEAN、中国-ASEAN、そして ASEAN 域内（AFTA）の原産地規則の制限度を比較する。分析対象は 2015 年実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品（第 50 類から第 63 類）の日中韓及び ASEAN 諸国の輸入金額を被説明変数とし、説明変数は市場規模に対応する当該分類の全世界からの輸入額、国の豊かさの指標となる一人当たり GDP、輸送コストを示す各国との距離、RTA を締結したことによって便益を受けることができる RTA 税率と MFN 税率の差である関税マージン、そして RTA を利用する際に課される RoO Index である。RoO Index は数値が大きいほど制限的となり、その制限度が RTA にどのような影響を与えているかを見ることができる。実証分析は回帰分析にて行う。

$$\begin{aligned} (\ln import_{ij}) = & \beta_1(\ln import_{wj}) + \beta_2(\ln gdppercapita_i) + \beta_3(\ln distance_{ij}) + \beta_4(margin_{ij}) \\ & + \beta_5(roo_j) + \beta_6 RTA \text{ dummy} + \varepsilon_{ij} \end{aligned}$$

$\ln import_{ij}$: RTA 締約国からの輸入額

$\ln import_{wj}$: 全世界からの輸入額

$\ln gdppercapita_i$: 各国の一人当たり GDP

$\ln distance_{ij}$: 各国との距離

$margin_{ij}$: 各国 MFN 税率と EPA 税率との差

roo_j : Nakaoka RoO Index

$RTA \text{ dummy}$: 各地域貿易協定ダミー（Japan-ASEAN、Korea-ASEAN、China-ASEAN、AFTA）

データは被説明変数の締約国からの輸入額及び説明変数の全世界からの輸入額は UN COMETRADE より、一人当たり GDP は World Development Indicator より、各国からの距離は Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales (CEPII) Database より、MFN 税率は WTO Get Tariff Data より、各 EPA 税率は同 WTO Get Tariff Data および各地域貿易協定協定文よりデータを入手している。

尚、説明変数の関係を見るために相関係数を調べているが、高い相関は確認できなかった（表 6-9）。

表 6-9 相関係数

	Inworldimp	Ingdpcap	Indist	margin	roo
Inworldimp	1.0000				
ingdpcap	-0.0704	1.0000			
Indist	-0.0113	0.4865	1.0000		
margin	-0.0161	-0.0275	-0.0139	1.0000	
roo	0.1702	-0.0183	-0.0212	0.4385	1.0000

表 6-10 は分析結果である。

表 6-10 分析結果

被説明変数は各国輸入額

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
In importw	0.649*** (0.006)	0.649*** (0.007)	0.613*** (0.008)	0.568*** (0.007)	0.550*** (0.009)
In gdppercap	-5.38e*** (2.00e)	-0.021 (0.015)	0.064*** (0.016)	-0.000*** (3.33e)	-0.114 (0.019)
Indistance	0.093*** (0.021)	0.131*** (0.024)	-0.178*** (0.028)	0.889*** (0.026)	-0.267*** (0.355)
Japan margin		0.035*** (0.002)			
Japan roo		-0.028*** (0.009)			
Korea margin			0.029*** (0.002)		
Korea roo			-0.079*** (0.013)		
China margin				0.030*** (0.002)	
China roo				0.030 (0.019)	
Asean margin					0.028*** (0.002)
Asean roo					-0.004 (0.018)
修正済決定係数	0.265	0.312	0.237	0.277	0.228
標準誤差	0.176	0.248	0.286	0.233	0.372
観測値数	37132	19450	19543	22227	14010

() 内は標準偏差、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意であることを示す。

(1) は日中韓及び ASEAN 全体の各国からの輸入額を規模を説明する全世界からの輸入額、豊かさを示す一人当たり GDP、輸送コストに相当する距離を説明変数として分析したものである。市場規模は大きいほどプラスに有意となり、豊かさは逆にマイナスに有意となった。今回の分析対象が日中韓及び ASEAN となるため、先進国との貿易でない特徴がよく出ているのではないだろうか。日本、中国、韓国にとって ASEAN は生産地としての認識が強いかもしれない。距離は輸送コストに相当するため、通常マイナスの効果になることが多い。今回は近隣諸国での貿易を対象としていることから、プラスに有意となっている可能性がある。日本、中国、韓国を比較した場合、首都で見ると韓国が ASEAN から一番遠いことから、韓国がマイナスになっていることは実態を反映していることがよくわかる。

(2) は日 ASEAN における RTA の分析結果である。関税マージンは 1%有意でプラスとなり、ASEAN との貿易において関税差であるマージンは EPA を利用するとき大きな影響を及

ぼしていることがわかる。この関税マージンを享受するために企業は原産地規則を遵守し生産地などの検討を行う必要がある。RoO Index は1%でマイナスに有意となった。これは想定通りである。EPA を利用するには必ず原産地規則を満たさなければならない。しかしその原産地規則の制限性は実際に EPA を利用したいと思う企業にとっては壁となる。制限度が厳しいほどその遵守するために最適な調達価格を無視することもあるかもしれない。今回はその影響がいかなるものかを見ることができた。

(3) は韓国 ASEAN の分析結果である。(2) の日 ASEAN と同様の結果が見て取れる。

(4) は中国 ASEAN の分析結果である。関税マージンは1%プラスに有意となり、やはり RTA を利用することは大きな影響を及ぼすことがわかる。しかし、日本や韓国と違い、RoO Index は有意とはならなかったもののプラスとなっている。これは中国 ASEAN の協定における原産地規則は RTA の利用を阻害していないことを意味している。前述の H.S.CODE 6203.32 男性用のスーツ、アンサンブル、ジャケット等の RoO Index でも日本 12、韓国 8.5 と比べて中国は4と低く、生産工程別に見ても一番低い原産地規則の制限度となっている。このようなことから輸入を阻害しない要因となっていることがわかる。

(5) は ASEAN 域内である。関税マージンは1%プラスに有意となったが、RoO Index は有意とはならなかった。輸入に際して原産地規則は阻害する効果は認められなかったが、促進するものではないことは明らかである。

6-7. おわりに

1990年代より活発化した地域貿易協定は2019年4月現在300以上の国・地域において発効されている。地域貿易協定が発効されると締約国間では基本関税が無税となり、自由に貿易することができるようになる。締約国内ではこの関税の便益を享受するために様々な手法を取ろうとする。しかし、ルールは自由に決めることができない。少なくとも迂回輸出（関税の便益を受けることができる国を経由して貿易を行う）を考え、何かしら関税の便益を受けるためにはどのようにすればよいのかを考えることになる。地域貿易協定は締約国間の貿易を自由にするを目的としているが、域外国からの貿易には関税障壁が残るため当該国からの製品のみ自由化するために原産地規則が設定される。しかしその原産地規則は締約国との貿易であってもなかなか守ることができないような制限が付されていることもある。原産地規則は地域貿易協定を締結することによって得られる市場アクセスの自由化に歯止めをかける役割を担っているのではないだろうか。地域貿易協定においては自由貿易を推進する反面、自国の産業を守るために様々な施策を施していることも確かであり、原産地規則もその一つである。

今回の分析は各地域貿易協定締約国からの輸入額を被説明変数とし、説明変数として市場規模としての当該品目の全世界からの輸入額、国の豊かさの指標となる一人当たり GDP、輸送コストに相当する各国との距離、地域貿易協定を締結することによって得られる関税便益（関税マージン）、そして最もその影響を見たい原産地規則の制限度（RoO Index）を説明変数とし、日本、中国、韓国及び ASEAN 域内の貿易データにおいてその効果を見るために回帰分析を行っ

た。結果は市場規模は地域貿易協定の締結に大きなプラスの影響を及ぼし、国の豊かさにおいてはプラスにもマイナスにもあり得て、市場開拓や生産地としての選択もあり得ることからそれほど大きな影響はないのではないかという結論に達する。市場としてみた場合は豊かな市場を選択する可能性が大きい、生産地としてみた場合は安価な労働力が望ましいことになる。関税マージンはすべて1%でプラスに有意となった。地域貿易協定の締結によって得られる関税便益は非常に大きな影響を及ぼしていることがわかる。RoO Index は日本と韓国は1%でマイナスに有意となった。日本と韓国においては地域貿易協定の利用に原産地規則は制限的であり、自由貿易を阻害している要因となっていることがわかる。中国 ASEAN の原産地規則は有意とはなっていないが、マイナスにはなっておらず、阻害する要因とはなっていない。原産地規則の制限度が日本や韓国に比べて緩やかであり制限的になっていないことがわかる。理想的な原産地規則になっているかもしれない。

今回は ASEAN を取巻く各国との地域貿易協定の原産地規則を比較することにより、その地域貿易協定の質を見ることができた。地域貿易協定の締結により貿易の自由化を図ることができるが、その質を問うときに原産地規則は一つに制限度の指標となる。その質を見るためにも、本論文が一つの指標となれば幸いである。

第7章 終章

1990年代から世界では地域貿易協定（Regional Trade Agreement：RTA）の締結が加速し、現在まで多くの地域貿易協定が発効している。我が国日本も例外ではない。何故このように地域貿易協定が多く発効されたのか、その影響はどのようなものなのか、地域貿易協定は発効されればその効果が即日あらわれるものではない。利用する企業がその便益を享受することにより初めてその効果が検証できるものである。では企業によって地域貿易協定を利用することにより得られる効果はどれほどのものであるか、逆にその利用を阻害するものは企業にとってどの程度負荷を与えるものなのか、企業において業務を遂行する上で疑問及び負荷を感じたところからこの研究は始まった。海外から産品を輸入する際に我が国が締結している経済連携協定締約国から輸入する際にその関税の便益を享受することができれば関税が無税となり、輸入企業にとっては大きなメリットがある。しかしすべてがその便益を享受できるわけではない。地域貿易協定における交渉分野は多岐にわたり、市場アクセス（関税障壁の撤廃）をメインとして、原産地規則、貿易円滑化、政府調達、サービス貿易など多くの分野で交渉及び協定される。特に市場アクセスと密接な関係があるのが原産地規則である。地域貿易協定が締結されると締約国間では自由貿易、いわゆる関税が無税となる。しかし域外国には依然として関税が残ることになる。域外国は低関税の国を経由して本来の目的地である国に産品を輸出するかもしれない。そのようないわゆる迂回輸出を防ぐために原産地規則が設定される。原産地規則とは産品の国籍を定めるためのルールである。農産品のように一国で生産、採取されるものであれば当該国の産品であることは明らかであるが、工業品のように多くの国にまたがって生産される産品の場合、どの国を原産国とするか一定のルールが必要となる。世界税関機構（World Customs Organization：WCO）においてその原産地規則の調和が図られているが、未だにその作業は完了しておらず、原産地規則は各地域貿易協定によってルールが異なっている。地域貿易協定を利用して関税の便益を享受したい企業にとって、原産地規則はどのような影響を及ぼすのであろうか。地域貿易協定の利用に原産地規則がどのような影響をおよぼしているのかその分析及びその分析結果をもって今後の地域貿易協定の締結にどのような影響を及ぼすのか、もしくはよりよい地域貿易協定のルールにするための施策を提言できれば幸甚である。

第2章では地域貿易協定の概要を見た。2019年4月現在世界では300以上の地域貿易協定が発効している。地域貿易協定は世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）の多国間交渉であるドーハ・ラウンドの失速から各国が貿易自由化を求めて個別に交渉するようになった。1990年代よりその交渉は加速する。しかし地域貿易協定は締約国間では自由に貿易（関税の撤廃）が行われるが、域外国には依然として関税障壁が残る。いわゆる経済のブロック化である。WTOにおける設立協定書附属書である1994GATT（General Agreement on Tariffs and Trade）の基本原則はすべての国を平等に扱う最恵国待遇を定めている。地域貿易協定はこのGATTの基本原則に反していることになるが、GATTでは地域貿易協定を締約国と域外国との貿易に対する障壁

を引き上げることなく貿易自由化を促進することで WTO を補完する意義として認めている。

我が国日本を概観すると、初の地域貿易協定は 2002 年 11 月に発効された日シンガポール経済連携協定である。当初 WTO の政策を重視していた我が国は地域貿易協定の締結に否定的であったが、1990 年代からの世界で地域貿易協定の発効が相次ぎ、地域貿易協定に参加しない不利益、いわゆるドミノ効果を被る可能性が出てきたことから、地域貿易協定の締結を促進することになる。当初は近隣諸国や地域貿易協定先進国と言われる国々との 2 国間協定を締結していくが、2008 年 12 月に初の多国間との協定である日 ASEAN 経済連携協定を発効する。その後も 2 国間での地域貿易協定の締結が続くが、2018 年 12 月に環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)、2019 年 2 月には日 EU 経済連携協定が発効し、地域貿易協定は 2 国間から多国間への交渉へと移行している。

本章では地域貿易協定が締結されることにより域内の貿易がどのように変化したか実証分析をした。分析の対象とした地域貿易協定は ASEAN、NAFTA、EU15、CER、GCC、MERCOSUR、アジアにおける多国間協定である AJCEP、AKFTA、ACFTA である。分析対象は 2008 年から 2016 年とし、193 の国・地域において域内貿易がどのような影響を及ぼしているのかを見た。貿易額（輸出額、輸入額）を被説明変数とし、地域貿易協定の締結がどのような効果をもたらしたのか、経済規模、国の豊かさとなる指標及び各国間の距離を説明変数として実証分析した。輸入においては ASEAN と MERCOSUR においてプラスの効果があり、域内からの輸入が盛んにおこなわれていることがわかった。NAFTA、EU15、CER においては効果が確認できなかった。NAFTA においては特にアメリカは米中貿易赤字が問題になっていることから、中国からの輸入が多く、そういった影響があるのかもしれない。CER においてはオーストラリアとニュージーランドの 2 国間の協定のため、相手国が少ない影響が出ているのではないだろうか。アジアにおける ASEAN との地域貿易協定で、日本、中国、韓国を比較すると、韓国の AKFTA は大きなプラスの効果を確認できた。韓国と ASEAN は非常に緊密な関係があることがわかる。日本、中国は韓国ほど大きな効果とはならなかったがすべての年においてプラスの効果があり、やはり ASEAN は日中韓にとって非常に重要な地域であることがわかる。いわゆる国際生産ネットワークが確立されているとみてよいのではないだろうか。同様に輸出額でも分析した。輸出においては GCC、MERCOUR、AKFTA においてプラスの効果を確認できた。AJCEP、ACFTA においてもすべての年ではないがプラスの効果が出ている。日中韓にとって ASEAN は生産地であり大きな市場となっていることがわかる。ASEAN は逆にマイナスの効果となった。これは ASEAN 域内で部品調達等が盛んだが、製品は ASEAN 域外の大きな経済圏に向けて輸出されているためであろうか。まさに ASEAN は世界の生産地である。

第 3 章では地域貿易協定が締結されると必ず設定される原産地規則を概観、その原産地規則の制限度を数値化し、その影響を実証分析した。原産地規則には当該国が完全に生産されたもの（完全生産品）、当該国で完全に生産されたものではないが、非原産材料を使用して当該国で実質的に変更が行われたもの（実質的変更基準）がある。実質的変更基準には当該国で大きな変更が行わ

れた（関税分類変更）、当該国で一定以上の付加価値を付与した（付加価値基準）、当該国で一定の加工が行われた（加工工程基準）がある。それぞれの基準を先行研究を参考にし、日本の原産地規則の複雑な条文にも対応できるように独自の目線で作成したものを **RoO Index** とした。その **RoO Index** を利用し、日本が締結している地域貿易協定の実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品の原産地規則を検証した。原産地規則の制限度を数値化した **RoO Index** では実行関税率表第 11 部の原産地規則の制限度の平均は 2 桁関税分類変更（大きな変更）が当該国で行われた場合よりも厳しい制限度となり、如何に制限を課しているかがわかる。中間財と最終財を比較すると、最終財の方がより制限度が大きい。最終財を輸入するに当たり、厳しい原産地規則を課すことにより輸入を制限しようという非関税障壁の 1 つの形態とも言える。

第 4 章では直接投資と原産地規則の関係を見た。地域貿易協定が発効されると市場アクセスの改善（関税の撤廃）が行われる。企業は地域貿易協定の便益を享受するために様々な施策を取ることになる。地域貿易協定が発効されると原産地規則が設定されるため、関税の便益を受けようとすると域内国での生産および調達が必要となる。それまで域外国で生産および調達していたものは変更を迫られることになるし、またそのために生産及び調達の拠点を移動もしくは設立することもある。当該国への直接投資は増えるはずである。そのような観点から原産地規則は直接投資を促進すると推測し、第 3 章で構築した **RoO Index** を使用して実証分析を行った。分析の対象は 2005 年から 2017 年の直接投資額（日本銀行国際収支統計業種別直接投資残高繊維部門）を被説明変数とし、説明変数として日本の直接投資国からの輸入額、GDP、一人当たり GDP、距離、関税マージン（MFN 税率と EPA 税率の差）、**RoO Index** とした。今回の分析は実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品とし、直接投資残高の繊維部門をその対象とした。繊維部門の直接投資データを得られた国のみとなるため、分析対象はメキシコ、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、インドの 6 か国のみとなっている。結果は **RoO Index** はプラスの効果があった。一般的には原産地規則は地域貿易協定の締結の便益を享受するには負の効果を及ぼすことが圧倒的に多い。しかし、原産地規則によって企業はそのルールを守るために生産地や調達地を変更し、そこに直接投資が始まることになる。したがって原産地規則は直接投資を促し、増大させる要因の 1 つとなることが確認できた。

第 5 章では地域貿易協定利用率と原産地規則の関係を見る。地域貿易協定を利用するには当然その原産地規則を満たしていないと利用できない。産品を輸入する際に確認することは、地域貿易協定があるか、関税率はどうなっているのか、当該産品の原産地規則の確認、そしてその証明と多くのハードルがある。関税マージン（MFN 税率と EPA 税率の差）がない場合は、あえて地域貿易協定を利用する必要がない。本章では実行関税率表第 11 部の紡織用繊維及びその製品を対象としており、当該産品の関税マージンは大きく、利用できるのであれば非常に便益が大きくなる。そこで財務省貿易統計経済連携協定時系列表より 2012 年から 2017 年の経済連携協定利用率データを利用し、原産地規則が与える影響を実証分析した。経済連携協定利用率を被説明変数と

し、説明変数には GDP、一人当たり GDP、各国との距離、関税マージン、RoO Index である。分析対象としたグループは、全締約国の輸入をすべて対象としたもの、全締約国の輸入のうち関税マージン 0 を除いたもの、そして特惠適用国を除いたものの 3 つである。全締約国の輸入を対象としたものは RoO Index はすべてマイナスの効果が確認できたが、関税マージンもマイナスの効果となった。これは関税マージン 0 を含んだデータのため、実際は経済連携協定を利用する必要のないもの分析対象としたことも影響している。実際に関税マージンがないものは、わざわざ経済連携協定の厳しい原産地規則を満たし、それに費用をかけて証明しなくてもその恩恵は十分に享受することができる。全締約国の輸入の内関税マージン 0 を除いたものでは、RoO Index はやはり全てマイナスの効果が確認され、更に関税マージンも同様にプラスの効果が確認できた。本来経済連携協定を利用し関税の便益を享受できるもののみを対象としたため、本来の利用率と関税マージン、RoO Index の関係が本質的に出た結果と言えるであろう。最後に特惠適用国を除いて分析をした。これは経済連携協定と特惠適用の原産地規則の違いがあるため、経済連携協定の原産地規則を満たしていても、証明が比較的楽な特惠用の原産地証明書を利用することが圧倒的に多い。本来の利用率を見るためには特惠適用国を除外して分析すべきではないかという観点からである。分析手法によって多少相違があるが、関税マージンはおおむねプラスの効果、RoO Index はマイナスの効果と言う結果は変わらない。経済連携協定を利用することにより得られる関税の便益は、原産地規則を満たさなければならないことによりその全体的な効果は薄れることになる。

第 6 章では日本、中国、韓国と ASEAN 間の地域貿易協定の原産地規則を比較してみた。ASEAN は第 2 章でも見たように、日本、中国、韓国にとっては産地であり市場であり、密接な関係保つ重要な近隣諸国である。近年の ASEAN 諸国の経済発展は目覚ましく、今後も目が離せない地域である。日本は 2008 年に、中国は 2005 年に、韓国は 2010 年にそれぞれ ASEAN と地域貿易協定を締結している。ASEAN 諸国で生産した製品を日本、中国、韓国がそれぞれ輸入する場合、それぞれの協定の便益を享受するには、それぞれの原産地規則を満たしていなければならない。ASEAN 諸国の生産者にとっては同じ製品を輸出するにも仕向地により原産地規則が違うため、それぞれの原産地規則を確認し、そのルールに従う必要がある。同じ製品を作るために原材料の調達を変更しなければならに可能性も多いにある。そこで各国協定の原産地規則を考察、第 3 章で構築した RoO Index を使用してその制限度を比較した。その結果、日本と韓国はマイナスの効果が確認され、中国は特にマイナスの効果は確認できなかった。日本と韓国はより厳しい原産地規則を課していることがわかる。逆に中国は地域貿易協定を利用することにより企業が享受できる便益を、原産地規則が阻害していないことが確認できた。まさに理想的な原産地規則と言えるかもしれない。

近年アメリカのトランプ大統領による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP) 離

脱、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement：NAFTA）の見直しが図られたことは記憶に新しい。特に NAFTA では原産地規則の見直しが課題となった。このように各国は世界貿易機関の多国間貿易交渉の停滞から各自に地域貿易協定の交渉をし、自由貿易を手に入れようとした。しかし自国の産品を守るため、また迂回輸出を防ぐために設定した原産地規則により、地域貿易協定を利用しようとする企業はその原産地規則を守るために生産地や調達地を変更し、最適な調達価格とはならない可能性も含めてでも関税の便益を享受するために労力を費やす。そのルールは非常に煩雑であり、簡単に理解することが難しく、専門知識を求められることになる。それでも企業が利用するのは、やはり関税の便益が非常に大きいためである。現在交渉中のアジア太平洋自由貿易圏（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）は、実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品の原産地規則は今迄の日本が締結している経済連携協定と違い、いわゆる 1 工程基準（生地を製品にする）を取り入れている。RCEP が発効されると、他の経済連携協定は間違いなく使用しなくなるだろう。どこの国の原産材料を使用しても、締約国内で生産したことが証明されれば原産地規則を満たすためである。また締約国に中国、韓国が入る予定であることも日本の企業にとっては大きなメリットである。つまり、地域貿易協定はなるべく大きな経済圏であること、および原産地規則がその利用を阻害しない制限程度であること、この 2 つが利用する企業にとっては悲願である。

本論文では地域貿易協定における原産地規則の影響を様々な角度から考察、分析した。結果、原産地規則は地域貿易協定を利用するにはマイナスの効果があることが確認できた。ただ唯一直接投資は促進する効果がある。またその制限度合を日本が締結している経済連携協定の原産地規則の特徴を鑑み、数値化したことは大きな貢献になったのではないだろうか。この制限度によって日本が締結している地域貿易協定の自由度、質を測ることができたのではないだろうか。ただし今回は実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品に限定して行っているため、すべての分類で考察できたわけではない。今後はすべての分類でその制限度を数値化した RoO Index を作成し、全体的な効果及びその影響見たいと思う。また、今回の分析には CPTPP、日 EU が発効したばかりであり、その効果を含めて分析することができなかった。現在交渉中の RCEP も含め、今後の研究課題としたい。

参考文献

- 石瀬寛和 (2012) 「国際貿易論の近年の進展：異質的企業の貿易行動に関する理論と実証」 日本銀行金融研究所
- 上野麻子 (2007) 「地域貿易協定による関税自由化の実態と GATT 第 24 条の規律明文化に与える示唆」 *RIETI Discussion Paper Series 07-J-039*
- 浦田秀次郎、安藤光代 (2010) 「自由貿易協定 (FTA) の経済的効果に関する研究」 *RIETI Discussion Paper Series 10-P-022*.
- 遠藤正寛 (2005) 『地域貿易協定の経済分析』 東京大学出版会
- 木村福成・大久保敏弘・安藤光代・松浦寿幸・早川和伸 (2016) 『東アジア生産ネットワークと経済統合』 慶應義塾大学出版会
- 清田耕造 (2015) 『拡大する直接投資と日本企業』 NTT 出版
- 小林友彦 (2007) 「国際制度としての地域貿易協定—日本の締結した経済連携協定の制度・構造の比較分析を題材として—」 *RIETI Discussion Paper Series 07-J-037*
- 小林友彦・飯野文・小寺智史・福永有夏 (2016) 『WTO・FTA 法入門』 法律文化社
- 助川成也・高橋俊樹編著 (2016) 『日本企業のアジア FTA 活用戦略 TPP 時代の FTA 活用に向けた指針』 文眞堂
- 関沢洋一 (2008) 「日本の FTA 政策：その政治過程の分析」 東京大学社会学研究所シリーズ NO.26
- 筒井純也・平井裕久・秋吉美都・水落正明・坂本和靖・福田亘孝著 (2007) 『Stata で計量経済学入門』 ミネルヴァ書房
- 富浦英一 (2014) 『アウトソーシングの国際経済学 グローバル貿易の変貌と日本企業のマイクロ・データ分析』 日本評論社
- 椋寛 (2006) 「地域貿易協定と多角的貿易自由化の補完可能性：経済学的考察と今後の課題」 *RIETI Discussion Paper Series 06-J-006*
- 山澤逸平・馬田啓一 (2012) 『通商政策の潮流と日本 FTA 戦略と TPP』 国際貿易投資研究会
- 若杉隆平 (2007) 『現代の国際貿易 ミクロデータ分析』 岩波書店
- Abe (2007) “Assessing the Economic Impacts of Free Trade Agreements : A Computable Equilibrium Model Approach” *RIETI Discussion Paper Series 07-E-053*.
- Ando, Mitsuyo (2007) “Impacts of Japanese FTAs/EPAs : Post Evaluation from the Initial Data” *RIETI Discussion Paper series 07-E-041*.
- Ando, Mitsuyo (2009) “Impacts of FTAs in East Asia : CGE Simulation Analysis” *RIETI Discussion Paper series 07-E-037*.
- Ando, Mitsuyo and Urata, Shujiro (2018) “Determinants of FTA Utilization for Japan’s Imports: Preferential margins and restrictiveness of rules of origin” *RIETI Discussion Paper Series 18-E-078*.
- Baier, L. Scott and Bergstrand, H. Jeffrey (2007) “Do Free Trade Agreements Actually Increase Members’ International Trade?” *Journal of INTERNATIONAL ECONOMICS* 71(2007) 72-

- Baldwin, Richard (1993) “A DOMINO THEORY OF REGIONALISM” *NBER WORKING PAPER SERIES NO.4465*.
- Cadot, Olivier, Estevadeordal, Antoni. and Suwa-Eisenmann, Akiko (2006) “Rules of Origin as export subsidies” *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements*, Oxford University Press, Chapter 5.
- Cadot, Olivir, Melo, de Jaime and Portugal-Perez, Alberto (2006) “Rules of Origin for Preferential Trading Arrangements Implications for the ASEAN Free Trade Area of EU and U.S. Experience” *World Bank Policy Research Working Paper WPS4016*.
- Cadot, Olivier and Ing, L.Y. (2015) “How Restrictive Are ASEAN’s Rules of Origin?” *ERIA Research Project Report 2014-6 pp.121-154*
- Cheong, Inkyo, Kim, Hansung and Cho, Jungran (2010) “Business Use of FTAs in Korea” *RIETI Discussion Paper Series 10-E-038*.
- Conconi, Paola, Garcia-Santana, Manuel, Puccio, Laura, and Venturini, Roberto, (2016) “From Final Goods to Inputs: the Protectionist Effect of Rules of Origin” *ECARES working paper 2016-04*.
- Estevadeordal, Antoni and Suominen, Kati (2003) “Rules of Origin in the World Trading System” Paper Prepared for the Seminar on Regional Trade Agreements & The WTO
- Estevadeordal, Antoni, Harris, Jeremy and Suominen, Kati (2009) “Multilateralising Preferential Rules of Origin around the World” Inter-American Development Bank
- Estevadeordal, Antoni (1999) “Negotiating Preferential Market Access : The Case of NAFTA” *Inter-American Development Bank Working Paper 3*
- Estevadeordal, Antoni and Suominen, Kati (2006) “Mapping and measuring Rules of Origin around the world” *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements*, Oxford University Press, Chapter 3.
- Estevadeordal, Antoni. Lopez-Cordova,J. and Suominen,K. (2006) “How do Rules of Origin Affect Investment Flows? Some Hypotheses and the Case of Mexico” *Inter-American Development Bank Working Paper 22*
- Harris, Jeremy (2007) “MEASUREMENT AND DETERMINATION OF RULES OF ORIGIN IN PREFERENTIAL TRADE AGREEMENTS(PTA’S)” University of Maryland
- Hayakawa, Kazunobu (2012) “Impact of Diagonal Cumulation Rule on FTA Utilization : Evidence from Bilateral and Multilateral FTAs between Japan and Thailand” *IDE Discussion Paper No.372*.
- Hayakawa, Kazunobu, Kim, HanSung, Laksanapanyakul, Nuttawut and Shiino,K.(2013) “FTA Utilization: Certificate of Origin Data versus Customs Data” *IDE Discussion Paper No.428*,.

- Hayakawa, Kazunobu, Laksanapanyakul, Nuttawut (2013) “Impacts of Common Rules of Origin on FTA Utilization” *IDE Discussion Paper No.429*.
- Hayakawa, Kazunobu, Laksanapanyakul, Nuttawut and Urata, Shujiro (2015) “Measuring the Costs of FTA Utilization: Evidence from Transaction-Level Import Data of Thailand” *IDE Discussion Paper No.541*.
- Hayakawa, Kazunobu, Matsuura, Toshiyuki and Takii, Sadayuki (2015) “Does Trade Liberalization Boos Quality Upgrading? : Evidence from Indonesian Plant-Product-Level Data” *IDE Discussion Paper No.540*.
- Hayakawa, Kazunobu, Laksanapanyakul, Nuttawut and Yoshimi,Taiyo (2016) “Firm-level Utilization Rates of Regional Trade Agreements: Importers’ Perspective” *IDE Discussion Paper No.615*.
- Hayakawa, Kazunobu and Yohimi, Taiyo (2016) “Gravity with Multiple Tarif Schemes” *IDE Discussion Paper No614*.
- Hayakawa, Kazunobu, Kimura, Fukunari and Laksanapanyakul, Nuttawut (2016) ”Firm-Level Trade Creation and Diversion of Regional Trade Agreements in Thailand” *IDE Discussion Paper No.621*.
- Hayakawa, Kazunobu, Laksanapanyakul, Nuttawut and Yoshimi, Taiyo. (2018) “Tariff Scheme Choice” *IDE Discussion Paper No.684*.
- Hayakawa, Kazunobu, Laksanapanyakul, Nuttawut, Mukunoki, Hiroshi. and Urata, Shujiro (2018) “Impact of Free Trade Agreement Use on Import Prices” *Policy Research Working Paper 8416*, World Banking Group
- Hayakawa, Kazunobu (2019) “Multiple Preference Regimes and Rules of Origin” *IDE Discussion Paper No.738*.
- Helpman, Elhanan (2011) “Understanding Global Trade” Harvard University Press (=本多光雄・井尻直彦・前野高章・羽田翔訳 (2012) 『グローバル貿易の進路を読む』文真堂)
- Ishido, Hikari (2017) ”Multilevel Analysis of Free Trade Agreements and Foreign Direct Investment in the Asia Pacific Region” *RIETI Discussion Paper Series 17-E-012*.
- Kelleher, Sinead (2012) “Playing by the Rules? The Development of an Amended Index to Measure the Impact of Rules of Origin on Intra-PTA Trade Flows” *UCD Center for Economic Research Working Paper Series 2012 WP12/22*.
- Kim, HanSung and Cho,Mee Jin (2010) “Impact of Rules of Origin on FTA Utilization in Korean FTAs” *KIEP Working Paper 10-08*.
- Kondo, Keisuke (2015) ”Input-Output Linkages of Japanese Affiliates in Mexico within NAFTA” *RIETI Discussion Paper Series 15-E-143*.
- Krishna, Kala (2006) “Understanding Rules of Origin” *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements*, Oxford University Press, Chapter 1.

- Kuno, Arata, Urata, Shujiro and Yokota, Kazuhiko (2016) "Estimating the Impacts of FTA on Foreign Trade: An analysis of extensive and intensive trade margins for the Japan-Mexico FTA" *RIETI Discussion Paper Series 16-E-003*.
- Kuroiwa, Ikuo. (2006) "Rules of Origin and Local Content in East Asia" *IDE Discussion Paper No.78*.
- Maskus, Keith E. and ridley, william (2017) "Intellectual Property-Related Preferential Trade greements and the Composition of Trade" *OECD 2017 IP Statistics for Decision Makers* https://www.oecd.org/site/stipatents/IPSDM17_1.1_Maskus_paper.pdf
- Medalla, M.Erlinda (2011) "Taking Stock of the ROOs in the ASEAN+1 FTAs: Toward Deepening East Asian Integration" *Philippine Institute for Development Studies Discussion Paper Series No.2011-36*.
- Medalla, M.Erlinda and Balboa, Jenny (2009) "ASEAN Rules of Origin : Lessons and Recommendations for Best Practice" *ERIA Discussion Paper Series ERIA-DP-2009-17*.
- Mukunoki, Hiroshi (2013) "On the Welfare Effect of FTAs in the Presence of FDI and Rules of Origin." *RIETI Discussion Paper Series 13-E-053*.
- Park, Innwon and Park, Soonchan (2009) "Consolidation and Harmonization of Regional Trade Agreements (RTAs) : A Path Toward Global Free Trade" *MPRA Paper No.14217*.
- Portugal-Perez, Alberto (2009) "Assessing the Impact of Political Economy Factors on Rules of Origin under NAFTA" *World Bank Policy Research Working Paper WPS4848*.
- Takahashi, Katsuhide and Urata, Shurijo (2008) "On the Use of FTAs by Japanese Firms" *RIETI Discussion Paper Series 08-E-002*.
- Thoenig, Mathias and Verdier, Verdier (2006) "The impact of Rules of Origin on Strategic outsourcing: an IO perspective" *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements*, Oxford University Press, Chapter 2.
- Tumbarello, Patrizia (2007) "Are Regional Trade Agreements in Asia Sumbling or Building Blocks? Implications for the Mekong-3 Countries" *IMF Working Paper WP/07/53*.
- Urata, Shujiro and Okabe, Misa, (2007) "The Impacts of Free Trade Agreements on Trade Flows : An Application of the Gravity Model Approach" *RIETI Discussion Paper Series 07-E-052 Revised*.
- Urata, Shujiro and Okabe, Misa, (2010) "Trade Creation and Diversion Effects of Regional Trade Agreements on Commodity Trade" *RIETI Discussion Paper Series 10-E-007*.
- Urata, Shujiro (2015) "Impacts of FTAs and BITs on the Locational Choice of Foreign Direct Investment: The case of Japanese firms" *RIETI Discussion Paper Series 15-E-066*.

付表 地域貿易協定リスト

RTA	Member Country
CPTPP	Comprehensive an Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership Australia, Brnei, Canada, Chile, Japan, JMalaysia, New Zealand, Mexico, Peru, Singapore, Vietnam
AFTA	ASEAN Free Trade Area Brunei, Cambodia, Indonesia, Lao, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, Vietnam
MERCOSUR	Mercado Comun del Sur (Southern Common Market) Argentina, Brazil, Paraguay, Uruguay
NAFTA	North American Free Trade Agreement Canada, America, Mexico
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership Brunei, Cambodia, Indonesia, Lao, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, Vietnam, Australia, China, India, Japan, Korea, New Zealand
EU15	European Union Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Irelan, Italy, Luxembourg, Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, United Kingdom
GER	The Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement Australia, New Zealand
GCC	Gulf Cooperation Council Bahrain, Kuwait, Oman, Qatar, Saudi Arabia, United Arab Emirates
EFTA	European Free Trade Association Iceland, Liechtenstein, Norway, Switzerland
CAFTA	Central America Free Trade Agreement El Salvador, Nicaragua, Honduras, Guatemala, Dominican Republic, Costa Ria
CACM	Central American Common Market Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras, Nicaragua, Panama
SADC	Southern African Development Community Angola, Botswana, Comoros, Democratic Republic of Congo, Eswatini, Lesotho, Madagascar, Malawi, Mauritius, Mozambique, Namibia, Seychelles, South Africa, United Replibc of Tanzania, Zambia, Zimbabwe